宜 議 第 3 8 7 号 令和4年2月10日

議長

上地 安之 殿

総務常任委員会 委員長 桃原 朗

# 委員会審査結果について(報告)

第441回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

# 1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令 和 3 年 12月10日	令 和 3 年 12月10日	議案第72号、議案第100号
令和3年 12月13日	令和3年 12月13日	議案第80号、議案第81号、議案第90号、議案第89 号、議案第82号
	令和3年 12月14日	議案第72号、議案第96号、議案第72号、議案第100号、議案第80号、議案第82号、議案第89号、議案第89号、議案第81号、陳情第30号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第40号、陳情第44号、陳情第47号、陳情第53号、請願第12号、議案第81号
令和3年 12月20日	令和3年 12月20日	議案第81号
会議日数 4日間		

# 2. 審査結果

議 案 号	件名	付	議 決 月 日	結 果
議 案 第72号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算 (第8号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第80号	宜野湾市職員の給与に関する条例及び現 業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第81号	宜野湾市部設置条例の一部を改正する条 例について	令和3年 12月9日	令和3年 12月20日	原案可決
議 案 第82号	宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条 例の整備に関する条例の制定について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第89号	宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等 に関する条例の一部を改正する条例につ いて	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第90号	宜野湾市教育委員会の職務権限の特例 に関する条例の制定について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第96号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更 に関する協議について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議 案 第 100 号	令和3年度宜野湾市一般会計補正予算 (第9号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
請 願 第12号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願	令 和 3 年 9月10日		継続審査
陳 情 第30号	東アジア沖縄国際交流大学サッカー大 会開催継続の支援について	令 和 元 年 1 2月6日	_	継続審査
陳 情 第 3 4 号	首里城再建のため台湾産桧材の輸出許 可を求める陳情	令和2年 6月15日	_	継続審査

陳 情 第35号	普天間基地の騒音消失の要請	令和2年 6月15日	_	継続審査
陳 情 第40号	中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO) 等の国際組織への参加について	令和2年 12月8日	_	継続審査
陳 情 第44号	宜野湾市男女共同参画推進条例につい ての陳情	令和2年 12月8日	_	継続審査
陳 情 第47号	日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情	令和3年 6月14日	_	継続審査
陳 情 第 5 3 号	「女性の人材育成」並びに「環境」につ いての陳情	令和3年 9月10日	_	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、"全会一致"の場合は特に表記をしない。

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年12月10日(金) 1日目

午前10時06分 開会 午後 3時59分 散会

○出席委員(10名)

委員	長	桃	原		朗
委	員	平	良	眞	<del></del>
委	員	石	Ш		慶
委	員	桃	原		功
委	員	岸	本		德

副委員長	知 念 秀 明
委 員	知 名 康 司
委 員	平安座武志
委員	宮 城 政 司
委員	上 里 広 幸

○説明員(46名)

総務部次身	長	多	和	田眞	満
人 事 課 身	長	知	花	博	史
納 税 課 身	曼	佐	久 本	幕 一	郎
企 画 部 次 县	長	泉	Щ	幹	夫
企画政策担当技	幹	仲	泊	嗣	典
市民経済部次县	長	伊	佐		真
観光農水課長	長	本	永	貴	也
産業政策課	長	新	垣	育	子
子育て支援課具	長	香	月	直	子
生活福祉課	長	與	那	原	類
児童家庭担当主韓	幹	棚	原	佳	乃
健康推進部次上	長	松	本	勝	利
健康增進課	長	玉	城		悟
建設部次身	長	又	吉	直	広
都市計画担当技草	幹	比	嘉		徹
土木課	長	與	那	嶺	諭
基地涉外課長	長	抬	村		純

I T 推進課長 金 城 広 郁 税 務 課 長 普 天 間 朝 彦 行政改革推進室長 城 恵 美 宮 小 橋 川 陽 介 財 政 課 長 市民協働推進課長 金 城 美 千 代 市民課 野 村 斉 環境対策課長 里 彦 吉 浜 福祉推進部次長 宮 城 子 障がい福祉課長 袋 島 尚 児童家庭課長派 里 郁 子 こども企画課長 津 島 美 智 子 コロナ対策 池原史真子 担 当 主 幹 新型コロナウイルスワ 桃 原 靖 クチン接種プロジェク トチーム担当主査 建設部参事嶺 井 辰 也 市街地整備課長 宮 城 政 勝 基地政策部次長 多 和 田 功 教育部次長 真喜志若子

は
ţ
$\subseteq$
6
Ð
字
習
Щ
П
久
美
子

文 化 課 長	津波古 良幸
施設担当技幹	我 那 覇 宗 康
指 導 課 長	與 那 嶺 哲
GIGA スクール	比 嘉 広 和
担 当 主 幹	比 嘉 広 和
消 防 次 長	又 吉 清
消防総務課長	伊 佐 隆 之

- ○議会事務局職員出席者 大城 拓也
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)

### 第441回官野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和3年12月10日(金)第1日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。 これより議事に入ります。

(開会時刻 午前10時06分)

#### 【議題】

議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

○桃原朗 委員長 議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。 お諮りいたします。議案第72号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思います が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、当局より補足説明がございましたら、お願いをいたします。企画部次長。

(執行部説明省略)

○**桃原朗 委員長** ただいま御説明がありましたとおり、款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○**桃原功 委員** おはようございます。2款ということで、本会議場でも資料要求して資料を提出していただいています。ありがとうございます。

6ページの繰越明許費の普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業からお尋ねしていきます。今資料を持っているのですけれども、この資料に沿って確認しますけれども、現在の進捗と令和4年度以降の事業計画について、家屋調査が413件中413件とあるのですけれども、まず最初に前倒しをしたけれども、繰越明許をした理由から、なぜなかなか進まないのか、それからお尋ねいたします。防衛省との絡みでなかなか進まないのか。

- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 今回の繰越明許費につきましては、令和4年度から、この提出した資料の家屋調査、対策工事事業、既設の工事も含めて、令和4年度の予算で予定していたのですけれども、やはり早期に予算を成立させていただいて、年度内に何らかの追加の発注ができればということで、前倒しでとなっております。また、既設の、平成23年度に対策工事した実績がございますが、それについて老朽化しているということと
- ○桃原功 委員 何が老朽化しているの。
- ○基地渉外課長 老朽化しているものの代替品が、なかなか見つけにくい状況になっていることから、なる べく既設の入替え工事についても早く着手したほうがよいのではないかということで、国との調整の結果、 今回この補正予算で計上しております。年度内の完了は、なかなか難しいですので、繰越しという形を取ら

せていただきました。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 老朽化というのは、その機器の老朽化ということですか、受信機の。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 機器とケーブルを結ぶ幹線です。有線ケーブルというイメージで。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 こういう機器などは年度経つごとに陳腐化していくので仕方ないことですよね。対策工事が進んだのが220件中33件とあるのですけれども、実際のところ、33件の世帯しか見れる状況にはないということですか。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 対策工事が進んだのが33件、残り187件は年度内に工事を予定しております。受信障害については、常時見れないという認識はなくて、米軍機が飛行する前後に起こるという認識ですので、常時見られない状態にはないということです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 そうすると、障害が時々しか起こらないということは、その調査自体も、このお宅に入って、 そういう受信できるか否かの機器など取り付けるなど時間がかかるのですか。 例えば二、三件、受信障害が 発生したということであれば、このエリアを特定して、まとめて工事をする方法なのですか。 それとも1件 1件調査をして対策を講じている、工事。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 受信障害の申告をいただきまして、1件1件備え付けてあるテレビ機器の受信状況を確認しております。通常でしたら、常時飛行機が飛来しているわけではありませんので、機器の状態が家屋調査時に正常であった場合は、米軍機が飛来したことによる受信障害があるものとして、次の対策工事に進めていくという段階であります。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** そうすると、米軍機の飛行ルートによっては、これまで手が挙がらなかった地区でも、うちは受信障害が生じているということで、これは永遠に終わらないような雰囲気に見えるのですけれども、その辺の見解、いつまで、これは予算がつくのですか。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 この事業については、今委員からもありましたとおり、米軍機の飛行経路はなかなか一定 に定まっているものではないと認識しておりますので、返還までの間、電波障害が上がった場合は国と調整 して、予算措置を行って対策につなげていきたいというふうに考えております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 普天間基地がヘリ専用というか、ヘリが多いということを考えると、どこに、いつ何時受信 障害が生じるか分からないという特性があるのだったら、まとめて宜野湾市は工事をさせてくれという、例 えば海軍病院ができたときにも、その向かいの普天間三区とかは、あのビルの影響で電波障害が生じるから 普天間三区は、防衛がまとめて、ある一帯を全て工事したという経緯があるのですけれども、ああいうふう

にまとめて請求というのはできないのですか。

- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 今回の事業については、基地対象区域は市全域となっているのですけれども、やはり障害 のあるなしの確認からさせていただきますので、まず申告を受け付けて、そこから調査して工事をするということで進めていきます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今見れる状況であるという世帯は33世帯ということでよろしいのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 対策工事が済んでいる世帯は33世帯。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 これは何年から進めているのですか、西暦で言ってほしいのだけれども。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 事業自体は、家屋調査は令和2年度から開始しております。
- ○桃原功 委員 もっと前からやってなかったですか。去年から。
- ○基地渉外課長 事業自体は令和2年度からです。
- ○桃原功 委員 それで413件は一応調査対象であると。受信障害の世帯というのは、やはり急いでやってほ しいというのが一番の願望でしょうから、どうにかもっと効率よくまとめてできないのかな、一軒、一軒対 象になると、その方が家にいらっしゃらない時間帯もあるわけで、受信の障害というのに気づかない人がい るかもしれないし、その辺の感覚をもっと効率よくできないかなと思うのですが、分かりました。以上です。

次に行きます。資料番号の9番、13ページ、資料の説明でも下段のほう、2番のほうに法人税の均等割が 増額しているのに法人税が減額となっている理由と書いてあるのですけれども、これを読んでも、私は分かっていないのですよ。

なぜ分からないかというと、平仮名の「なお」のところ、納税義務者は均等割及び法人税ともに増加はしているけれども、均等割が事業者の増に伴い、増額の見込みであるものの、法人税割は事業者が増えたにもかかわらず令和3年9月までの実績と比較してみると、マイナス45%の減額を見込んでいますとあるわけですけれども、そうであれば同じように減額にならないのかと。もう少し説明をお願いできますか。

# ○桃原朗 委員長 税務課長。

○税務課長 おはようございます。まず、資料の9番のところで、法人税の均等割が増額しているのに法人税割が減額となっている理由ということで、均等割については、これまでも年々均等割を納める事業者というのは増えてきております。法人税割も一緒なのですけれども、宜野湾市としては年々右肩上がりで増えてきております。

今回、均等割は増えているのですけれども、法人税割については、大きな影響というのはコロナ禍の影響ですが、かなり法人税、国税の法人税自体が落ちているということで、国税の法人税に合わせて宜野湾市の法人税の法人税割というのは、全体の法人税割が落ちているために法人税も落ちてきているという流れになっております。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

- ○桃原功 委員 この傾向というのは、12市、沖縄県内、同じような傾向なのですか。
- ○桃原朗 委員長 税務課長。
- ○税務課長 宜野湾市に近い近隣の北谷町、こういったところについては、宜野湾市と同等の落ち幅が見込まれていると。ただ、決定ではないのですけれども、大体同じぐらいだと。ただ、県全体で見ると、やはり全体的には落ちているのですけれども、宜野湾市は40%の見込みなのですけれども、それ以上の市町村は、まだ確認はできておりません。恐らく10%から15%、全体的には落ちていくだろうと。法人税は国税の部分が19%落ちているという報道もありましたので、恐らく20%前後、全体的に落ちていく見込みがあるのではないかと推測はされます。
- ○桃原功 委員 このコロナ禍で増額というのは個人的に疑問ですが、これはやはり個人市民税に関しては、その年の1月1日の収入を基に計算されていく。そうすると、この方々というのは、個人市民税の増えた方というのは、仕事の状況に応じて、令和2年1月1日の試算で、これは計算されたものなのですか、今回の増というのは。
- ○桃原朗 委員長 税務課長。
- ○税務課長 個人住民税につきましては、毎年の……
- ○桃原功 委員 聞こえづらい。
- ○税務課長 個人住民税については、前年度の1年間の実績になります。個人住民税については、それぞれの計算式ございますので、それぞれの種目ごとの計算式は違いますので、基本的には前年度の1年間の実績を見てということになります。ですから、令和3年度については令和2年度の実績を見ているということになります。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 分かりました。次、過誤納付金をちょっと確認させてください。資料番号の10番、令和3年 4月から10月の7か月間で1,496件。多いのではないのかなという感想があるのですけれども、この説明をお願いします。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 ただいま桃原功委員からありました、予算書33ページ、2款2項2目、説明欄02番、徴収事務 運営費の過誤納付還付金748万2,000円について、過誤納付金が増えているかどうかの説明をいただきたいと いうことだったと思うのですけれども、こちらの10番の資料にもありますとおり、過誤納付金還付金の件数、 令和3年4月から10月の7か月で1,496件となっております。その下の参考とありまして、前年同時期との比較になりますが、令和2年4月から10月の7か月間、昨年は1,230件ということで、件数ベースでいきますと、 266件増えているかなと。そういうところで増加傾向にあると見ています。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 令和2年4月から令和3年3月、1年間で1,839件ということで、大体これは税額の改正等で、この程度の数字というのは、年々出ているものでしたっけ。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 ただいまの御質疑は、昨年の令和2年の1年間、1,839件の数字が、例年このぐらいかということかと思いますが、件数自体での比較は、今ちょっとあれですけれども、金額で、必ずしも件数と比例はし

ないのですが、金額ベースでいきますと、かなり年度ごとにばらつきがあるのが、この予算になります。

昨年度の決算額、令和2年度は3,585万円余りになりますが、その前年度、令和元年度でいきますと、6,929万円余り、平成30年度でいきますと、2,632万円余りということで、その年々の事情で大きく変動していくものなのかなと思いますので、件数につきましても、必ずしも1,839件がベースということではなくて、その年々で多少前後するものかなというふうに考えております。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 令和元年の6,929万円というのは、その年は突出して多かったのか分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 この年は、3年ほど前ですか、大きな税額更正が、住宅特例部分であった関係で……
- ○桃原功 委員 何が。
- ○納税課長 住宅特例に関しての還付金、5年以内は納税課の過誤納付金還付金のほうでお返しをするという形になりますので、その影響で大きくなった数字になっています。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 この2年余り、コロナ禍において影響が出た収入に関して収入が相当減額になったという方々というのは、今回の1,496件というのは、件数的にどうなのかなと思うのですけれども、何か関連するのでしょうか。それともあまりコロナ禍であっても関連しなかったのか、その辺分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 今回補正するに当たりまして、増額理由のほう、やはり先ほど出ました、法人市民税につきましては、コロナの影響が出ているのかなというふうに考えております。令和3年4月から9月末までの徴税 実績の平均値が対前年比でマイナス45%となっているということがありますので、その法人税の落ち込みが、そのままつながっております。

今回の還付金との関連になりますが、法人市民税につきましては、中間納付という制度がございまして、 前年度の実績を基に、前もって納めるという仕組みがございます。事業を進める中で、収益が極端に悪化し て赤字になったとか、落ち込んだ場合には、やはり払い過ぎたということで、還付をする制度があるのです が、今回そういったことで、件数的に増えている面がございます。

- ○桃原功 委員 分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** お願いします。予算書の9ページの債務負担行為の9行目と10行目の地域イントラネット についてなのですけれども、ここの説明をいただいてよろしいですか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 おはようございます。宮城政司委員のご質疑にお答えします。地域イントラネットですね、 簡単に説明しますと、庁内ライブネットワークと思っていただければいいのですけれども、それに加えて地 域ですので、23行政区とも実はつながっております。ですので、宜野湾市役所と公共施設と23行政区とつな がっている、独自のネットワークと思っていただければいいと思います。

このシステム、平成14年に国が全額で、約2億円ぐらいかけて、当時光ファイバーで全部つないで、画期的なシステムであったと聞いているのですけれども、20年余りたっているものですから、いろいろとその間

に経年劣化を起こしたり、台風のとき切れるとか、いろいろあって、そのたびに有線の光ファイバーを入替えながら対応してきております。

今回自前のケーブルから民間のフレッツ光とか、フレッツSDx回線とか、そういったものに切替えながら対応してきています。また、あわせて地域BWAと申しまして、無線の、通信できる容量は小さいのですけれども、その地域BWAは無線でも情報のやり取りができるような施設を切り替えていきながら経費の削減を行っております。

今回光ケーブルの切替え、既存のNTTさんの回線を使うのですけれども、切替えに伴う契約更新の債務 負担行為となっております。

1つだけありまして、11万8,000円という小さな金額がありますけれども、これは普天間小学校が改築しておりまして、どうしてもそこだけは既存の古い光ケーブルを、自前ケーブルをつなげてやらないといけませんので、工事完成後、また入替えという作業は出てきますけれども、それで11万8,000円という小さな数字なのですけれども、その分の延長の債務負担行為となっております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 丁寧な御説明、ありがとうございました。地域BWAの話を次に聞こうかなと思っていたのですけれども、こちらも既に利用を始めて、今回の費用に何かしら含まれた内容になっているということでいいですか。
- ○桃原朗 委員長 I T推進課長。
- I T推進課長 入っております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございました。では、次の質疑をさせていただきます。その下の行の情報セキュリティ強化対策機器保守業務委託料というのがあるのですが、これはどういった情報セキュリティー強化がされるということなのでしょうか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I **T推進課長** 今回の保守延長なのですけれども、本来であれば、今、宜野湾市のセキュリティーの網があって、沖縄県全体の、県内のセキュリティーの網があるのですけれども、実は県のセキュリティーの網が、契約更新の時期に来ているみたいなのです。今回初めてだそうです。

ちょっとその作業が遅れているようですので、県の延長に伴って宜野湾市としても1年延長する形で、今回1年延ばす債務負担行為ですので、県の方針がちょっと決まらないと、宜野湾市単独でどうすると決め切れないものですから、県の方針が決まり次第、併せてという形になりますけれども、その関係での延長の債務負担行為です。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。具体的にどういった機器の保守かということまで教えていただけますか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I **T推進課長** 大まかに申し上げて2種類あります。まず、インターネット接続に必要な機器の保守業務、 延長ですね。インターネット閲覧仮想サーバー、メール無害化システム、ファイル無害化システム、もう一

つが、個人番号利用事務系と申しまして、基幹系システムのサーバー、認証システムが、これに含まれております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございました。機器というふうに書いていただいているのですけれども、その機器の動くシステムを含めての保守という理解なのですか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 はい。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。次の質疑に移らせていただきます。予算書の32ページをお願いします。2款1項6目の説明欄⑦の多文化共生推進事業で印刷製本費が112万円減額されておりますが、こちらの事業の内容と減額の理由の説明をお願いします。
- ○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長 私のほうからお答えさせていただきます。この事業につきましては、国の外郭団体である地域国際化協会がございまして、そちらから交付金が交付されるのですけれども、それに私たちも応募をいたしました。ですが、通らなく、それで歳入の確保ができなかったということでございます。

それで、その歳入が確保できた際には、外国人市民へのガイドブック、今回は中国語版を作成する予定で ございます。その歳入が確保できなかったということで、今どのように取り組んでいこうかということを検 討しております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** この事業というのは何回かチャンスが、今回は駄目だったけれども、また次があるようなものなのか。もしくは、今回駄目だったから、今後は市として負担していくのか、その辺りは検討中だと思うのですが、どう検討されていますか。
- ○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長 昨年度ですけれども、この助成金を頂くことができまして、英語版のウエルカムブックを作成しております。これを2年目ということで、応募したのですけれども、通らなくて、これはたしか令和3年までのチャンスということですので、それが今年でしたので、もう最後のチャンスだったということです。

それで、地域国際化協会さんのほうに尋ねましたところ、こういったガイドブックの事業をいろいろなまちが使って、この助成金を使って作っているというところから、もう配分ができなかったという理由でございました。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** この公募に外れたというのはあると思うのですけれども、作りたいという思いはあって、 今後何かしらのやり方は検討されますか。
- ○桃原朗 委員長 市民協働推進課長。
- ○市民協働推進課長 外国人市民につきましては、年々人数も増えてきております、人口的に。ただし、この二、三年間、コロナ禍において外国人の入国ができなくなっているものですから、それで今高止まりなの

ですけれども、全人口の1.6%というところは、県内でも外国人市民が多い地域になります。

それで、英語については、もう出来上がっていますので、これの増冊についてはできるのですけれども、 データもございますし、ただ中国人については、市内でも2番目に多い人口ということになっていますので、 そうしますと、やはり必要性は感じております。

今、当課のほうに国際交流員がおりますけれども、英語はもちろんのこと、中国語についても堪能ですので、この翻訳は進めております。あと、印刷、発刊はどうするかというところを予算でできるように今検討しているところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。コロナとか、あとは防災とかというのは、国籍とか、そういうのは関係なく、みんなで頑張っていかなくてはいけないことだと思いますので、もしかしたら、製本が難しければ、ウェブで発信とかというのも、もしかすると予算的に抑えられるかもしれないので、ぜひそういった取組も検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質疑です。同じページ、予算書の32ページです。2款 1 項 6 目、説明欄05の普天間飛行場周辺まちづくり事業、物件補償費について説明いただけますか。3,866万5,000円。

- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 お答えいたします。普天間飛行場周辺まちづくり事業に関しまして3,800万円余りの増に関しての御質疑ですけれども、防衛局からいただいた内示額に対して今年度単価入れかえであったり、用地補償の見直しであったり、また追加で借家人であったり、早めに補償してくださいという方々がいらっしゃいますので、それは総合的に予算のほうを見た場合に早めに契約したほうがいいのではないかという権利者については、沖縄防衛局さんと調整しまして、予算の増ができないかと調整を行いまして、今回3,800万円余りの増という形で要求させていただいているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 これは具体的に何件ぐらい、結構な金額ですか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 繰越し案件としましては10件余りございますが、大きな予算が足りない部分に関して 補正増を充当したいということで考えていますので、大きい物件に対してということで、私たちは考えています。この補正増は。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 大体10件ですか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 具体的な数字に関しましては、今後も継続して補償交渉を続けますので、同時並行で 15権利者当たりに調整させていただいておりますので、具体的な数というのが計り切れない状況ではございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。現在想定している交渉予定は、まだまだあるのですか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。

- ○**企画政策担当技幹** 補償交渉に関しましては、令和5年、6年まで続きますので、真栄原も普天間も合わせますと、相当数ございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** そこは、この事業の進捗というか、進みながら交渉が必要かどうかという判断して対象が 決まっていくということですか。それとも今の時点で、ある程度めどがついているのか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 普天間、真栄原ともに物件調査は全て終わっておりますので、あと個々人の権利者の 状況を踏まえて、また解体の順序、隣接して建物等が真栄原も普天間もございますので、解体の順番も踏ま えながら交渉を進めているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 交渉で困っているような状況とかありますか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 相続関連であったりとか、土地と建物の借家人が全て違う場合であったりとか、そういった場合は、難航という言葉を使うとあれなのですけれども、時間を要する要素はございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 住んでいる方々との交渉になってくるので、ぜひ丁寧な対応をしていただくよう、よろしくお願いします。

あと、最後に1個、別の質疑……

- ○桃原朗 委員長 もう20分になりますので、いらっしゃらなかったら、また挙げてください。
- ○宮城政司 委員 分かりました。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 資料要求をさせてください。まず、歳出の32ページの2款1項9目の01、補正減なのですけれども、この整備事業の概要についての資料要求をしたいと思います。

それと、この補正減の委託費の理由、使用料、賃借料も入っているのですけれども、そこも資料として頂ければと思います。

- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I **T推進課長** 行政サービスデジタル化整備事業という形でよろしいですよね。資料のほうを御提出させていただきます。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 これは国のデジタル庁とは何の関係もないのですか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I **T推進課長** 名称が行政サービスデジタル化整備事業となっていますけれども、国にデジタル庁ができたということではなくて、中身は1階にあります、証明書自動交付機がございます。あれの機器の使用料、保守委託料の減でございます。
- ○岸本一徳 委員 では、資料をお願いします。
- ○IT推進課長 はい。

○岸本一徳 委員 それから、31ページ、前のページです。先ほど桃原委員からもあって、資料もいただいているのですけれども、受信障害の対策は随分前から基地政策部としてはやっていると思うのですけれども、アナログだったのか分かりませんけれども、かなり前に1回やって、電波障害はやっていると思います。アナログのときにやって、地デジになってから、またやり直していると思うのですけれども、もちろん今、地デジですから、そこの対策の数字だというふうには思うのですけれども、これは要は宜野湾市内の対象世帯がどれぐらいで、今どのぐらいできているのかとかというのは、さっき頂いた資料、桃原委員から頂いた資料で全部説明は完結しているというふうに認識をしてよろしいのでしょうか。

#### ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 ちょっとアナログ時代の対策工事については、ちょっと把握はしていないのですけれども、 委員からございましたとおり、地デジ移行に伴うものについては平成23年度実施しておりまして、それ以降、 の世帯については、この家屋調査413件と25件を改めて対策するとともに、地デジのときにやった、この既設 の479件をまた新たに線を入れ替えるという取組をやっています。ちょっとアナログの、それより以前の工事 は、ちょっと確認させていただきたいと思います。

# ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** うちもアナログのときに一遍やっているものだから、それとは関係のない話ですから、事業そのものが。要は全体に対する、今どれぐらいの進捗、どうなっているのか。年度によって違ってくると思うのですけれども、今市内のトータルとして、どのぐらい終えて、どのぐらい改修なのか。

それで、先ほど申告というふうに言っていましたので、もちろんやりたくないという人もいらっしゃるのかもしれませんけれども、大体対象の世帯は、いつまでに大体ほぼ終わりますよとかという、このめどができているのか、その辺の確認をしたいと思うのです。

- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○**基地渉外課長** この対象事業の進捗率、いつ頃をめどに完了するかについては資料を提出したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** では、よろしくお願いします。それから、債務負担行為の中からお願いをしたいと思いま

9ページの第3次包括的ITアウトソーシング業務委託料で情報入出力管理業務ということで、債務負担 行為になっていますけれども、これは課長、5年間の30億円の債務負担行為と全くこれは関係ないものなの ですか。今現在、第3次の情報化整備事業をやっていると思うのですけれども、これとは全く関係ないもの だと認識してよいですか。

### ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○1 **T推進課長** 今、岸本委員がおっしゃっているのは、5年間で30億円というのは、一切合財、パソコン 調達からシステム全部やったときは5年で30億円のときがありましたけれども、あれが1本でやったのです、 契約を。それをばらしてきて、今3次まで来ていますけれども、今回今おっしゃっている債務負担行為、これをは内訳は4つの業務が入っています。情報入出力管理業務という形です。

4つ簡単に申し上げますと、データパンチ入力業務、大量印刷封入封緘業務、消耗品の調達、あと後納金

収納管理情報処理サービス業務というので、その4つを債務負担行為でやっております。ですので、先ほどおっしゃったものは、第1次、第2次の前ぐらいですかね、5年で30億というのは。と思っております。

- ○岸本一徳 委員 今は違うのだ。
- I T推進課長 今そこまでまとまっています。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 分かりました。認識の違ですね、分かりました。では、その分かりやすい資料を頂けますか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 資料を提出いたします。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** それから、この第3次の上のほうの同じページなのですけれども、住民基本台帳システム 等入出力業務委託料というのがあるのですけれども、これも概要の資料を頂けますか。
- ○桃原朗 委員長 市民課長。
- ○市民課長 資料を提出していきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** これは時期的に2年越しぐらいに更新をしていくという、そういう委託料だというふうに 認識してよろしいのですか。
- ○桃原朗 委員長 市民課長。
- ○市民課長 以前は2年、3年という形の契約をしておりましたが、一昨年、今まで委託していた事業者が 廃業いたしました。それに伴って、今年度と来年度においては、今IT推進課のほうで委託している、OC Cさんに委託契約をする内容で見積もりを頂いております。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 では、資料の提供をよろしくお願いします。

もう一つ、下のほうのマイナンバーカードの交付事務関連業務委託料ってあるのですけれども、これも概要資料を頂きたいということと、このマイナンバーカードの今、発行交付率、交付枚数とかという資料を併せて頂ければというふうに思うのですけれども、よろしいでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 市民課長。
- ○市民課長 併せて提供いたします。
- ○岸本一徳 委員 委託料の概要……
- ○市民課長 マイナンバー。
- ○岸本一徳 委員 はい。マイナンバーカード、これはITではないのだ。
- ○桃原朗 委員長 市民課長。
- ○市民課長 マイナンバーカード交付事務関連業務委託料ってありますよね。これはマイナンバーカードセンターにおいて申請補助とか、こういったものをやっている、電話対応とか、そういったものの内容になっておりますので、併せて提供いたします。
- ○岸本一徳 委員 委員長、以上です。

- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** 確認させてください。先ほど宮城政司委員からあった、32ページの普天間飛行場周辺まちづくり事業、これは真栄原と普天間と両方の事業ということで理解していいのですね。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 両地区の事業ということで、よろしいです。
- ○平良眞一 委員 両方ということね。
- ○企画政策担当技幹 はい。
- ○**平良眞一 委員** 資料として普天間地域、土地購入何件予定、物件補償何件予定、真栄原地域、土地購入何件予定、物件補償何件予定という資料は出せますか。
- ○桃原朗 委員長 企画政策担当技幹。
- ○企画政策担当技幹 物件については物件数で表現することは可能なのですけれども、用地については、面積で資料として提出したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 それでお願いします。それから、31ページの普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業ですけれども、1点だけちょっと確認をさせてください。今回、対策事業、新設、そして老朽化というお話もありましたけれども、機器の老朽化、そしてケーブルの老朽化というふうに説明があったと思うのですけれども、これ何年に一遍替えなくてはいけないとか、次に老朽化になった場合も、その取替えの工事をやる予定なのか、それをちょっと確認させてください。
- ○桃原朗 委員長 基地渉外課長。
- ○基地渉外課長 前回実施いたしました、既設のケーブルに関しましては、毎年維持管理の契約を結んでおりまして、それで台風であったりとか、何らかの事情でケーブルが切れた場合は、その都度そのお宅にお伺いして線の交換なり、機器の修理なりを行っているところです。
- この新規の幹線についての、何年度までもつかというのは、また確認をさせてください。いずれにしましても、維持管理契約を結んで、そこで……。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** 先ほど老朽化というお話があったものだから、ケーブルの老朽というのは、期間的にどの ぐらいなのか。そしてまた、そのときも替えなくてはいけないのかということを聞きたいのです。
- ○桃原朗 委員長 基地政策部次長。
- ○基地政策部次長 先ほどから出ている479件の既設、こちらはいわゆる23年ですので、そのときにはいわゆるテーブルがアナログケーブルなのですね、有線。それが今、台風とか、そういった形で古くなってきて、今回新規もありますけれども、この既設も、いわゆる古くなって、なかなか線も、いわゆるみんなデジタルに切り替わっていますので、今回有線の会社も全部地デジに線を替えると。地デジに替えると、当然ちょっと中の機器もそれに対応する機器に替えないといけないところも出てきますので、そういった交換を今回の事業でやっておこうというところで、ただ1点、保守に関しては、やはりいろいろと外にある有線とかですので、早く切れたりする場合もありますけれども、普通は何もなければ結構もつものはもつとは思うのですけれども、そういった部品も調達できないような状況になっているというところもあって、今回既設も全部

デジタル方式に替えていくというようなところです。

- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 分かりました。それから、これはちょっと先ほどもあったのですけれども、33ページの過 誤納付金還付金でちょっと確認をしたいのですが、桃原功委員からあった、10番の資料の中に、用語解釈の中に税額更正や二重納付等により発生した還付金というふうにうたわれておりますけれども、この二重納付という説明から、なぜそんな二重納付が起こるのか、それをちょっと説明していただけませんか。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 二重納付の説明でありますが、通常ですと、課税をした際に納付できる納付書を送らせていただきますが、例えば損失したとか、あと滞納して納期限が過ぎて、新たに納付書を送ってほしいという方に再度発行するケースがございます。そうした場合、間違って、払ったのに、もう一回別の納付書で支払ったとか、そういったケースが想定されます。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 納付書がなくなったのだけれども、支払いはしたと。しかし、役所としては再度支払いするようにという形で納付する、これが二重納付ということなのですか。支払いしたよということでは、還付金は発生しないと。還付金が発生して二重納付と書いてあるものだから、その辺ちょっと意味が分からない。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 ちょっと説明のほうが分かりづらかったかもしれませんが、納期限直前になって納付書がない 方から問合せがあって、再度納付書を送ったと。ちょっと同じ期間ぐらいに家族の方が払っていた場合、別 の方が払う場合はシステムに反映されない形になりますので、どうしても直近で払った場合は二重納付とい う形で、後から還付するというケースがあります。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** 本人ではなく、家族から支払いがあったとか、そういう形で二重納付になると。こういった二重納付というのは、今回の1,496件の中に何件ぐらいあるのですか。
- ○桃原朗 委員長 納税課長。
- ○納税課長 二重納付だけではなくて、過誤納付金の場合には、例えば事業者が間違って、特別徴収か何かしているときに多く払い過ぎたとか、そういったものも誤納といいますか、誤って納めたものも含めているのですが、何割というふうにはあれなのですけれども、そういったものが3割から4割、支払う側で調整できた還付金になります。あと、6割、7割ぐらいは税額控除によりまして、所得税更正とか、さっき言った中間納付で払い過ぎたとか、そういったものが。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 分かりました。あと1点だけいいですか。14ページの市税、軽自動車(四輪)ですけれども、1,000万円余りの増になっていますけれども、この増になった要因というのは何でしょうか。
- ○桃原朗 委員長 税務課長。
- ○税務課長 軽自動車、今回1,000万円余り増になっております。自動車の台数が増えているということで、 軽自動車、四輪については402台、見込みより増えております。ただ、もう一つ言えるのが、平成28年に税制 改正がありまして、税率が旧税率、新税率ということで、2つの方式が存在している状況で、旧税率のほう

が7,200円、それが平成20年から平成27年までに新車登録した車、それともう一つ、新税率が平成27年以降に登録した車、1万800円ということで、差額が3,600円ぐらいあるのですけれども、これは置き換え、買い替えで大分入れ替わるということで、当初見込んでいたのが、旧税率のほうが見込んでいたよりも1,782台少なくなっておりまして、新税率のほうが2,024台見込みより多くなっているということで、その入れ替わりで、台数自体は402台伸びているのですけれども、この内訳の税率の、安いほうから高いほうに入れ替わったというのも大きくて、それが今回1,000万円余り増になったという要因になってございます。

- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 新税率は、この前で終わっているのではないですか。何で今頃こういった形で出てくるの。
- ○桃原朗 委員長 税務課長。
- ○税務課長 この期間に新車購入したものは、ずっとこの税率になります。ですから、平成20年から平成27年に新車登録した車というのは7,200円、平成27年以降に新車登録したのが1万800円ということで、車を買い換えたときに新車として新税率がかかりますので、あとは13年を超えると重課税ということで、さらに高くなりますので、長く乗っていたら、今度はまた税額に反映されるということで、この3つのパターンが一応軽自動車には混在している。
- ○**平良眞一 委員** これは軽自動車だけでなく乗用車もそうだと思うのです。だから、古くなった分は税金が上がるわけですよね。その上がった税率で納付書を送るのではないの。
- ○桃原朗 委員長 税務課長。
- ○税務課長 新車購入時が起点になるものですから、平成20年から平成27年3月までに新車登録した車については、ずっと7,200円になります。今乗っていても7,200円です。ただ、平成27年以降に新車登録した軽自動車については1万800円かかります。この両方とも混在している今状況で、旧税率のほうの車を買い換えですね、平成20年になると、10年以上たちますので、大体買い換えが始まっていて、新車購入になりますので、新車購入は1万800円ということで、新税率に変わっていているということで、旧税率は減り、新税率が軽自動車全体の多くを占めていくと。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** よく理解しづらいのだけれども、その年で税額は分かっているし、その税額で送ると思うのです、納付書を。
- ○**桃原朗 委員長** 税務課長、すみません。この分かりやすい資料を提供できないですか。平良眞一委員も、ずっと押し問答していますので、それでよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○**桃原朗 委員長** ほかに資料請求のある方は今で言ってください。宮城政司委員、何か先ほどあると言っていませんでしたか、資料請求。
- ○宮城政司 委員 先ほど岸本委員に聞いていただいたので。
- ○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ、進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○**桃原朗 委員長** それでは、休憩に入りたいと思います。10分間休憩いたします。説明員の入替えがありますので、御苦労さまでございました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時15分)
- ○**桃原朗 委員長** 続きまして、3 款民生費、4 款衛生費、保健衛生費の一部及び10款教育費、幼稚園費の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。

質疑をする前に事務局から説明があります。大城君。

○議事担当主査 今、委員長より御説明ございました、4款の一部と10款の一部についてでございますが、 4款につきましては48ページ、説明欄の04でございます。こども医療費助成事業、こちらにつきましては、 福祉推進部担当となってございますので、質疑がございましたら、こちらのほうでお願いいたします。

続きまして、10款でございますが、64ページ、説明欄03、地域子ども・子育て支援事業(補助)につきましても、こちら福祉推進部のほうで担当されているということですので、質疑ございましたら、この時間でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○桃原朗 委員長 質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** よろしくお願いいたします。予算書の生活保護費の減額、47ページ、職員給与1,000万円の減額とあるのですけれども、コロナ禍もあって、大変お忙しい部署だと認識しているのですが、減額の理由は何なのか、お尋ねいたします。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 産休と育休を取っている職員がいますので、この部分で減額になっているかと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** そうすると、人員減になるのではないですか。そうすると、また仕事がほかの方々へ行く。 それの対策で会計年度任用職員、臨時ではカバーできていないのですか。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 その都度欠員が出る部分について会計年度任用職員の募集をかけておりまして、この部分は、一応いまのところは、業務に非常に大きな支障が出るような欠員にはなっていないところです。ただ、今職員1名当たり100件ぐらいの世帯を担当している。あと、会計年度任用職員のほうは、大体70件から80件弱ぐらいを担当しているというような状況であります。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今1人当たりの抱えている件数を答えていただいたのですけれども、なかなか改善されていない。もう少し減ってきているのかなと。だから、もうずっと増えたままですよね。人がいらっしゃらない。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 大体適正な職員、ケースワーカー職員1人当たりの適正な世帯数が80世帯というふうに国 の基準があります。それからすると、100件ということは、多めではあるのですが、たまたまといいますか、

コロナ禍において生活保護世帯の訪問活動自体が、ちょっと自粛している期間が非常に長かったりしましたので、その部分については、とても大変な状態になっているというよりは、コロナ禍もあったので、必要最小限の訪問活動で抑えられたというところがありますので、職員の大変さというのはそう変わっていないと。

あとは、大体80が適正なのですけれども、大体90から100ぐらいの世帯数を持っているというような状況が 続いているところであります。保護世帯数は、先月報告したものが2,008世帯ですので、これは令和元年度末 が2,011世帯だと思いますので、この1年半ぐらいは、大体2,000世帯を中心にしていると、微増だったり、 微減だったりという状況が続いているという状況です。

それと、職員自体は、昨年度もケースワーカーは1名増員になっていたりとか、全く適正を欠いているということではなくて、育休、産休を取得する、男性のケースワーカーも育休を取得したりしていますので、この育休を取得している者たちが戻ってくると、また大幅に1人当たりの世帯数は減っていくということが見込まれるかなと思っています。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 ある程度、産休、育休というのは、事前に当事者もお休みを取りたいということで、計画できると思うのですけれども、1人当たり持っている100件というのは、これは人員要望というのはされているのですか。要は、もともと大変ではないですか、職員も。対策はちゃんと80件に収まるように要望はされているのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 大体毎年正規職員数がケースワーカーで5名くらい足りないなということで、人員の要望はしているのですけれども、毎年1人とか、多いときで2人くらいの増員をしていただいてはいるのですけれども、足りない部分に会計年度任用職員のケースワーカーを配置していくということでカバーしております。今年は一応5名、会計年度任用職員の配置ができていますので、例年に比べると、会計年度任用職員の配置は、ちょっと多めにできてはいるという状況です。人員の要望自体は毎年度やっています。少しずつ増えている感じです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 適正な人数はあると思いますので、人員要望をしながら。

次に、44ページでお伺いしたいのですけれども、会計年度任用職員報酬、44ページ、あるいは45ページ辺りに保育所の会計年度任用職員の減額がちょっと目立つのです。例えば44ページの真ん中辺りの04番のうなばら保育所の報酬が500万円、05番もうなばら保育所、06番が宜野湾保育所、保育所事業に支障は来していないのか。減額理由を含めてお伺いします。

- ○桃原朗 委員長 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長 うなばら保育所運営事業の職員の報酬の減額でございますが、会計年度任用職員のほうは、保育所の定員数を想定して、何人必要ということで当初予算に計上してございます。保育士のほうが現在沖縄県内で不足している状況がありまして、それに伴って、なかなか募集をかけても応募してくれる方がいないような状況となっておりまして、その分、雇用できなかった分を今回補正で減額しております。

運営に支障がないかどうかということなのですけれども、実際には定員いっぱいまでの人数を取るべきと ころを、雇用できていない部分につきましては、少し子供の数を少なくして入所のほうを行っておりますの

- で、保育所運営自体は基準を満たしながら運営されている状況でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 では、減額理由が、保育士がいらっしゃらないということでよろしいのですか。
- ○子育て支援課長 はい。
- ○桃原功 委員 途中で減額というのは、途中で辞められたのですか、この減額というのは。
- ○桃原朗 委員長 子育て支援課長。
- ○**子育て支援課長** 途中ではなくて、年度当初から募集人数に対して応募が少ないような状況でスタートしましたので、年度途中の増減はあまりないような状況でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** どこかの情報で見聞きした記憶があるのですけれども、宜野湾市の会計年度任用職員等の賃金というか、是正したというのを見聞きした記憶があるのですけれども、その対策は講じているのですか、例えば賃金の低いところは上げるとか。
- ○桃原朗 委員長 総務部次長。
- ○総務部次長 会計年度任用職員の全体の話なのか、保育士に関わる話なのか。
- ○桃原功 委員 保育士。
- ○桃原朗 委員長 子育て支援課長。
- ○**子育て支援課長** 今現在、保育士の給料を令和4年度当初予算のほうで増額の要求をしているところで、 今後また財政課とも協議しながら検討してまいりたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 上げているという。
- ○桃原朗 委員長 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長 令和4年度の当初予算に向けて増額の要求をしていまして、調整中でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 ちょうど1年前に沖縄市の事例を皆さん覚えていらっしゃると思うのですけれども、沖縄市の会計年度任用職員が、お休みを取ろうとしても取れなかった。それで、労基署に相談をして、労基署のほうから沖縄市に対して是正勧告が入ったという報道を覚えていると思うのですけれども、この方も会計年度任用職員だったのですけれども、今の説明を聞いて、宜野湾市の場合は、そういった事象ではないと確認できていますけれども、あのように沖縄市の事象の事例というのはないですよね、確認します。
- ○桃原朗 委員長 総務部次長。
- ○総務部次長 桃原委員のやり取りは、今の質疑のやり取りなのですけれども、全体の話の中の会計年度任 用職員なのか、保育職に関わっている会計年度任用職員の話をされているのか。ちょっと今質疑のやり取り が、ちょっと見えづらくて、そこを明確にしてもらえると答弁しやすいのですけれども。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 先ほどの質疑は保育業務の3-2-2のうなばら保育所であったり、宜野湾保育所の減額があったので、それを尋ねて、要は人材を確保するのが難しいのだと。賃金を上げていますかということであれば、令和4年度以降に増やす要求はされているということで確認はできました。

今、最後に私が質疑したのは、沖縄市の会計年度任用職員の事例で、お休みも取れないという相談を労基署にしたら、労基署のほうから沖縄市に対して是正勧告が入ったという事象があったのです。ちょうど1年前です。去年の12月5日の報道であるのですけれども、そのようなことは、宜野湾市はないよねという確認です。

- ○桃原朗 委員長 総務部次長。
- ○総務部次長 こちらの案件になってきますと、恐らく人事課が対応されるところではございますけれども、 もしかしたら、表に出れば皆さんが知ることもありますけれども、今の御質疑でいくと、表に出ていなけれ ば分からないので、人事課にも再度確認をしていかないといけないので、それを答弁していいのかというの もありますので、この辺は一旦調整させていただければと思います。
- ○桃原朗 委員長 よろしいですか。
- ○桃原功 委員 はい。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 よろしくお願いします。補正予算書の39ページをお願いします。3款1項1目沖縄子どもの貧困緊急対策事業なのですけれども、減額の理由、報酬等とか、使用料とかあるのですけれども、事業を行っていないために減額になっているという理解でよろしいのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 沖縄子どもの貧困緊急対策事業のほうは、直営子どもの居場所事業というのを我如古自治会と普天間三区自治会のほうの2か所で実施しているのですが、5月から9月にかけて、コロナで全面的に子どもの居場所の実施が難しいということになりましたので、この期間の不用額が、このような形で計上させていただいているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。もう一点続けてお願いします。3款1項3目、説明欄の03、敬老 祝金支給事業の減額があるのですけれども、対象者がある程度決まって予算立てしていくと思うのです。前 年度も補正のほうはなかったのですけれども、今回減額になっている理由というのは、お亡くなりになって 支給していないのか、そういったことなのか、理由をちょっと確認したい。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 上里委員の御質疑にお答えいたします。3款1項3目、03の敬老祝金支給事業に関しましては、当初予算で想定の支給対象者のほうを確認して予算を計上してございますが、御質疑にあったとおり死亡とか、転出等、この対象者がいなくなった、確定してきますので、その分に対して今回計上分を不用額として計上してございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。こちらも資料で頂きたいのですけれども、本年度対象者が何名の 予定だったのか、減額した理由が分かる資料をよろしくお願いいたします。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 上里委員の御質疑にお答えいたします。 3 款 1 項 3 目の、今回令和 4 年度の対象の人数 について提出したいと思います。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 よろしくお願いします。この祝金の額も一緒に。福祉保健の概要にありますか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 上里委員の御質疑にお答えいたします。保健福祉の概要の6-2、最下段の(2)、ここのところに敬老見舞金支給事業とございます。見舞金の名称、対象年齢、支給内容等を記載してございますので、こちらのほうを御確認いただきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 確認します。ありがとうございます。もう一点お願いします。3款2項2目の特別支援保育事業があるのですけれども、これは減額の中でも本数は分かるのですけれども、事業の補助金が500万円近く減額になっているのですけれども、その理由をお願いします。45ページです。3款2項2目の説明書き11番、特別支援保育事業です。
- ○桃原朗 委員長 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長 特別支援保育事業の減額でございますが、医療的ケア児に関する補助金となっておりまして、昨年度までは1人、市内の認定こども園でお子さんを受け入れしていたのですが、本年度公立幼稚園のほうに子供さんが転園いたしましたので、移りましたので、そのため当初予算で計上した費用が不要になって減額しております。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。医療的ケア児を予定していたけれども、公立のほうに移られたので、その分の減額ということですか。
- ○子育て支援課長 はい。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。では、最後にもう一点、47ページです。 3 款 3 項 2 目、生活保護 事業の返還金があるのですけれども、返還の理由についてお伺いします。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 生活保護費県費負担金というものなのですが、どういったものかといいますと、宜野湾市内で生活保護費を受給する場合、4分の3は国の補助で、4分の1は市のほうの単費で充当しているということになりますが、長期間病院に入院していたりとか、救護園だったり、老健施設だったり、そういったところに長期間入院されている方がいます。入院する前は宜野湾市で生活保護受給を開始して、病院に入院したのだけれども、入院期間が長期に及んでしまって、住宅を引き払うというようなことも出てきます。

そうなると、実施責任が、宜野湾市のほうが実施するのかというような扱いになって、生活保護の73条ケースということになるのですけれども、どういう扱いになるかというと、4分の3の補助、4分の1は一旦市の方が支払いするのですが、この部分が県費で負担することになってきます。その部分が、先に市が払って県から受け継ぐというような形になっています。

この分の378万5,000円につきましては、令和2年度中の精算処理をしまして、あらかじめ大体これぐらいの方が、73条ケースという形になって、これぐらいの費用を頂きたいということで調整していって、6,400万円ぐらいの支給を受けていたのですが、実際計算したら、すみません。6,700万円です。6,700万円ぐらい受けたのですけれども、実際計算したら6,400万円で済みましたという状況になるので、多くもらい過ぎている

ということになります。

この多くもらい過ぎている分を返還するという形になるのが、この生活保護費県負担金返還金ということになります。令和2年度中の精算をして、その内容が分かるのが、大体8月ぐらいにはなってくるのですけれども、その部分を返還する。直近の議会ということになりますので、12月のほうで計上しているという状況です。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。この対象の方というのは、何名ぐらいいらっしゃいますか。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 退院した方ですね、死亡したりということが毎月起こってくるので、必ず固定で何人というのは難しいのですが、先月最直近で県のほうに報告したものだと56名です。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 毎年大体50名前後の数ですか。それも計算して当初予算を組んでいると思うのですけれど も。
- ○桃原朗 委員長 生活福祉課長。
- ○生活福祉課長 先ほどお答えしましたように少し難しい面はあるのですが、少し多めに、大体これぐらいではないか、60名から70名ぐらいが受けるのではないかという形で当初予算を計上したりするのですけれども、言ってしまうと、入院されている方について医療扶助費なんか急に跳ね上がったりということがあったりしますので、非常に難しい面はありますので、ただ少し多めに当初予算では計上してやってはいるのですが、なので、今回は多くもらい過ぎていたということがありました。ただ、これは年度によっては、少なかったという場合もあったりするので、その場合は追加で支給してもらってというようなこともあります。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○**上里広幸 委員** 理解しました。ありがとうございます。以上です。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 上里委員から、先ほど人数の確認がございました、敬老祝金の支給対象者の件で資料がありますので、ちょっと報告させていただきたいのですが、先ほど申し上げた資料6-2の祝金で、祝金の対象者9月30日時点で、米寿祝金のほうが409人、カジマヤー祝金のほうが80人、高齢者祝金として100歳と100歳以上が合計で78人、合計支給予定者が567人の人数になってございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。福祉保健の概要を確認します。以上です。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 資料要求をお願いしたいと思います。8ページの医療的ケア児実態調査委託料、どのような調査内容なのか。これは全国的なものなのかどうなのかということも含めて、この概要を資料で頂ければというふうに思うのですが、特に何か説明することはありますか。
- ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- ○福祉推進部次長 今回債務負担行為で令和3年から4年の間ということの事業で、医療的ケア児の具体的な支援ニーズや課題等を把握し、効果的な支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的として医療

的ケア児の実態調査を実施するということで、これは令和4年から実施することになっておりますけれども、 債務負担行為にした理由といたしましては、業者設定や対面でヒアリングを行っていくのですけれども、対 象児のほうに。調査表の作成であって、そういったことに時間を要するということから、令和3年度の終わ りのほうから事業を手がけていきたいという思いで、今回債務負担行為をさせていただいております。

全国的な流れかと申しますと、法律の改正がございまして、その中でも宜野湾市は、いち早く、こういった実態調査に乗り出すというところでは先進的な事例になるのかなとは思いますけれども、この事業についての資料要求でございますので、提出してまいりたいというふうに考えております。

## ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○岸本一徳 委員 よろしくお願いします。次に、9ページのがん検診等業務実施委託料というのがあるのですけれども、説明資料を頂いておりますが、健康増進課のほうからは、がん検診集団が7,823名ですかね、対象が。がん検診個別が5万275名、胃がん内視鏡が3,036名というふうにございます。これはどのように委託料を見込んでいるのかという根拠、その理由というのですか。例えば3年分の平均でとか、今まで最高の検診率を出したときの人数にプラス幾らなのかというふうなことで債務負担行為を設定しているのかという、そういう概要の説明をいただければというふうに思います。目標とか決めていて、そして債務負担行為をこういうふうにしていくということで、資料提供をお願いしたいのですが。

# ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。本日配付されている資料の3ページのところの34番、右側に金額が記載されてございますので、これにつきましては金額ということで、御理解いただきたいと思います。

12月補正で債務負担行為を上げて、4月から実施する形で進めてございます。基本的には、これまでの実績がございますので、その実績値等勘案して金額を設定してございます。

### ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** よろしくお願いします。次に、補正予算書の40ページ、3款1項8目障害者福祉費、03の介護給付費等事業、これは障害者の介護なのですけれども、特にこの4億1,617万円の補正増の理由、これについて資料を要求したいと思います。

特にその中で顕著なサービスの額は1億4,224万円の放課後等デイサービス費というのがあるのですけれども、ここが突出していると思うのですが、なぜそうなのかという理由を、説明できる資料を後ほど頂ければというふうに思っております。

### ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 岸本委員から要求がございました、介護給付費等事業の突出したサービスの1億4,224万7,000円の増になった理由を資料で提出してまいります。

### ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** それから、関連をしてということで、私は介護のことが1割負担だと。それから、例外的には所得の高いお年寄りについては3割負担をするサービスもあるのですけれども、障害者の、このサービスを利用するときの自己負担が、ちょっと不勉強でよく分かりませんので、どんなふうな制度の内容になっているのかということを、すみませんけれども、分かりやすい説明資料を頂ければというふうに思っており

ます。よろしいでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- ○**福祉推進部次長** 自己負担についての資料ということでございますが、ちょっと複雑になりますので、資料で提供してまいりたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** それから、資料要求します。43ページ、02の母子・父子家庭等医療費助成事業、これは会計年度任用職員の報酬の減だということで、はっきりしているのですけれども、すみません。関連してお伺いをしたいというふうに思っております。

この助成事業そのものが、例えば国保に加入しているとか、様々生活保護とかという対象の方々も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんけれども、それプラスアルファの助成事業だというふうな認識でいいのかどうなのか。これも分かりやすい説明資料がありましたら、提供をお願いしたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、それに加えて、今回出しております、県の4月からの医療費の助成、中学校3年まで 通院費が無料になるということを受けて、これまでやってきた、この母子父子も含めて、どんなふうに変わるのかということですね。これも将来のことであるのですけれども、説明資料として、ここはどこがどう変 化をするのだという、これはそのままということではないと思いますので、それともこの助成事業そのもの がなくなるのか、この辺のことの説明資料を頂ければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- ○福祉推進部次長 先ほどお尋ねの母子・父子家庭等医療費助成事業でございますけれども、2件あったか と思います。資料にして提出してまいりたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 最後に、45ページの3款2項2目の児童措置費中の09です。新すこやか、これは認可外の子供たちへの助成事業だと認識をするのですけれども、前はホームページの中に県補助額と、それからまた宜野湾市の助成額と2通りあって、そういう分かりやすい資料も添付されている時期がありましたけれども、それを頂きたいというのと、あと今回の新すこやか保育補助事業保育助成金というのが791万8,000円、補正減になっておりますけれども、その補正減の理由についても資料で頂ければというふうに思います。よろしくお願いします。
- ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- ○福祉推進部次長 ただいま岸本委員からお尋ねの新すこやか保育事業の保育助成金でございますけれども、 1点目は補助の内容をという形で……
- ○岸本一徳 委員 県と市の内訳みたいなもの。
- ○福祉推進部次長 その提供と、あと今回のマイナスの791万8,000円になっている理由でございます。この 2点、資料で提出してまいります。
- ○岸本一徳 委員 お願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 議案第100号は、ここでは聞けないの。

- ○桃原朗 委員長 午後にしましょう。ほかになければいいけれども、まだある方もいらっしゃるかもしない ので、お持ちください。ほかに質疑ないですか。宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。予算書の43ページ、3款2項1目、説明欄03のひとり親家庭自立 支援対策事業で、減額されているのですが、その減額の理由の説明をお願いします。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 3款2項1目のひとり親家庭自立支援対策事業の減額の理由でございますが、まず2つあります。報償費のほうで42万8,000円の減になっておりますが、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大防止によって緊急事態宣言が発令されたため、今当課で行っております、子どもの生活・学習支援事業というのが、沖種(おきだね)というのがございますが、そちらの学習活動の中止がされたことと、あと制限がされたために大学生のボランティアの活動人数が減ったことによる謝礼金が減になったことによって補正減となっております。

あと1つ、補助金の705万6,000円の減額になっておりますが、こちらは自立支援教育訓練給付金というのがございます。こちらのほうの支給予定対象者数が見込みよりちょっと減になったものですから、そちらのほうで補助金として計上しておりましたものを減にしております。

あと1つ、高等職業訓練促進給付金というのもございますが、これも自立支援と同様、見込み人数が減ったことによりますことと、こちらは世帯の課税状況によって補助額が変わってきますので、そちらによる減のほうを計上しております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。見込みから変わって、この大きな金額なのかなという感じが、差が出るということは、どういった見込みをされていて、実際現状とどういった理由で、その対象から外れることになったのか。何かたくさんあるかもしれないのですけれども、主な理由があれば教えてください。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 補助金の減額のほうになるのですが、先ほど1つ目の自立支援教育訓練給付金がございます。こちらは対象教育訓練講座を受講したら、その費用の6割を支給するということになりますが、昨年度、 見込みが半年で7名いたので、合計14名を、本年度当初14名が受講するだろうということで、見込んで要求したのですが、実際のところ8名の申込みだったので、その差額の6名の分の減額となっております。

あと1つ、高等職業訓練促進給付金というものもございますが、こちらも18名を見込んで予算要求しておりましたが、こちらも16名、2名減ということと、あと家庭状況によって、先ほど申し上げましたが、補助金の額が変わってくることもございますので、それによって減額がちょっと大きくなってしまったということがございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。応募された方々の数として見込まれていたのか。要はコロナで、 結局受講できなかったのか、その辺りまで確認できていますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○**児童家庭課長** この補助金なのですけれども、こちら両方とも講座を受講するという形がございますので、 講座を受講する際に受講料を払わないといけないというのがございます。それは御本人様の準備が必要にな

ってくるので、コロナによって、やはり収入がちょっと厳しいなという方もいらっしゃったかと思いますし、 あとコロナなので、今通うことが厳しいかなという方がいらっしゃったかと思われます。それでちょっと人 数が、当初よりは、こちらの想定よりは少なかったかなとは思っております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 今、少しずつ感染者が減っている状況で、もしかすると次年度になるかもしれないのですけれども、受けられそうな期待とか持てそうですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 委員おっしゃるように、今、コロナの状況が落ち着いてきておりますので、だんだん希望者も増えてきております。令和4年度に向けても若干やはり当初の見込みどおりぐらいには申込者が出てくるかなという感じでおります。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 受けたくてもコロナのせいで受けられなかったとか、いろいろな経済状況で受けられなかった方が本年度いたとしても、ぜひその方々も今後受けられるように支援していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかにないですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時57分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時58分)

〇桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時58分)

## ◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第72号に対する質疑を許します。4款衛生費、5款労働費、6款農林水産業費、7 款商工費について一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。岸本一德委員。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 資料要求をお願いしたいと思います。まず、歳入との関連もあると思うのですけれども、 4款1項2目、いいですよね、4款ですよね。06の新型コロナウイルスワクチン接種事業1億9,229万7,000円 の補正増なのですけれども、これは3回目の接種に向けての補正だというふうに思っておりますけれども、

それでよろしいのでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書の4款1項2目、06の新型コロナウイルスワクチン接種事業1億9,229万7,000円の措置についての御質疑かと思います。

本事業においては、令和2年度及び令和3年度の補助金及び負担金を受けて事業実施しておりますが、国ののほうから3回目、追加接種するというような説明等がありまして、それに向けた今年度中に開始される予定の費用を措置してございます。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** その前提で歳入の方ではあれですかね、国庫支出金、18ページの15款1項2目の1億6,762万1,000円というのが、負担金というのが入っているのですけれども、これが関連をしているということでよろしいでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。歳出の4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業のところで記載されてございますので、上のほうにその記載があるのですけれども、負担金及び国庫補助金、国庫負担金のほうが1億6,762万1,000円、こちらが今、岸本委員が御指摘された部分で、その次の19ページ、15款2項3目9節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,476万6,000円の10分の10の事業で措置してございます。失礼しました。2,467万6,000円です。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** その歳入、それからまた歳出の補正の中身は3回目ということなのですけれども、まず2回目までの実績といいますか、これについての資料を頂きたいと思うのですけれども、幾つか申し上げますので、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**岸本一徳 委員** 2回目のワクチン接種率というのはトータルでどうだったのかという資料を頂きたい。 それから、65歳以上もそうですけれども、12歳から64歳まで、そこも2回、もう終えたと思います。そこの接種率についてもトータルでお願いをしたいというふうに思っております。

それから、このワクチンの2回接種を終えて、やはり陽性者が出たのかどうなのかという確認が市ではできているのか、それとも県しかこういうのは把握していないのかというふうなことについての資料要求もしたいと思います。

あと、妊婦さん、それから受験生の優先接種というのも行ったと認識をしておりますけれども、その接種率というのはどの程度だったのか。これも資料で頂きたいと思います。

あと、保育園、認可外施設、学童クラブを担当する職員の方々のワクチン接種率というのが、これも優先でやったと思うのですけれども、以前に一般質問でやったときには中間の実績値はいただきましたけれども、現在どんなふうになっているのかということ、これは教育委員会も関係するから、あれかな、こっちで資料要求しても無駄かな。

それから、未接種者への勧奨というのは、これからやるのか。それとも、もう既にやり終えているのか。 これも資料で頂きたいと思います。 あと、それから、これまでの2回目の接種に関しては、当初接種券の発送により予約が殺到して混乱をしたということがございました。それを乗り越えていくために、その対策というものも、どのように考えているかというのも資料としていただければというふうに思っております。ここまで1つの資料で、2回目の実績値ということで、3回目、これからどうするのかというのが、この実績に基づいて、また質疑をしていきたいなというふうに思っております。後で文書をあげますので、まとめてあるのがありますから。

- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員からの新型コロナウイルスワクチン接種の部分に関する資料請求、1つ目が接種率の状況、2つ目が年齢階層別の接種状況ということで理解していいでしょうか。
- ○**岸本一德 委員** 全体が分かればいいと思うのですけれども、ただ高齢者と、そうではない人たちに分けて やりましたから。
- ○健康推進部次長 分かりました。あとは、陽性者の発生状況というのは、市のほうで陽性者のほうチェックしているわけではございませんので、県のほうから毎日陽性者の報告がございますので、その資料を、一番新しいものを出したいと思います。

あと、妊婦対象者、あるいは受験生対象の接種率ということではあるのですけれども、なかなか妊婦の対象者をどのような形で、率で示すのが難しいので、実績として回数を主にお出ししていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- ○岸本一徳 委員 はい。
- ○健康推進部次長 あとは、保育従事者とか、あるいは教員関係の広域ワクチン接種センターで実施した優 先接種対象の実績をお出ししたいと思います。

あと、未接種者への勧奨は、今どのような形で取り組まれているかというところの確認と今後の予定ということで、この部分に関しましては、様々な機会で、例えば妊婦の対象者であったり、受験生であったり、あるいは児童生徒への接種のときに予約なしの、そういったところも御案内はしてきているところではあるのですけれども、なかなか接種率のほうが市内は低い状況でありますが、未接種者のほうへも、呼びかけは常に行っているところです。

今後の予定といたしましては、3回目が始まる前に、その辺の対象者をリストアップして、義務化につながらないような形で勧奨を行いたいと思っておりますので、その辺の資料のほうをお出ししたいと思います。あとは、接種券の混乱時のところで、今現在はどのような取組をなされているかということで、皆様の御承知のとおり、基本国のほうは8か月後に3回目接種を始めていくということではあったのですけれども、その部分が報道で6か月になったり、あるいはやはり国からの説明会では8か月というところではあったのですが、国会のほうで総理答弁で、できるだけ前倒しというところも、その部分があって、我々としては、8か月を想定して、基本8か月到達した人に関して集団接種を行った方に関しては、体育館のほうの御案内、日時指定、時間指定をして、混乱がないような形で想定をしているところではあるのですけれども、これが6か月に前倒しになった場合、これらの印刷、会場の手配、あとは医師の確保等、ちょっと難しい部分があるので、今現時点の考え方をお示ししていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 次に、19ページの15款2項3目の②番目の新型インフル等住民接種に係る予防接種記録シ

ステム改修事業ってあるのですけれども、この概要について資料要求をしたいのですが、これは新型コロナの記録システムなのか。従前のインフルの、そういうシステムなのかというのが、ちょっとよく理解できなかったので、認識できなかったので、概要説明、資料をお願いしますということにしたいと思っておりますが、このワクチン接種等で引っ越しをした場合とか、それから接種券の紛失をした場合とかというところで、この記録というのが大事になってくるというふうな認識だと思っているのですけれども、それと関連があるのかどうなのかも含めて資料要求したいと思います。

- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。詳細につきましては、資料のほうを提出していきたいと思いますが、令和3年3月に厚生労働省の通知で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修実施要綱という通知が出されまして、それに関連する改修ということですので、直接的なコロナに関係ということではなくて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の、従前からある要綱の改定に伴う改修ということで、理解をしているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 よろしくお願いします。最後に、歳入の27ページの21款諸収入、受託事業収入という中で 2 目衛生費受託事業収入というのがあるのですが、そこには丸、説明欄に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る受託料ということで、ちょっと中身がよく理解できませんので、その資料を頂ければなというふうに思います。これは補正減されているということなのですけれども、そのことについての理由も併せて、この事業に係る受託料であるのですけれども、その事業そのものを説明できるような資料を頂ければと思うのですが、よろしくお願いします。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。21款5項2目、説明欄の丸、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る受託料に関しての減の部分に関しましては、仕組みとしては、後期高齢者医療広域連合、75歳以上の医療保険者の、広域連合さんのほうから高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、ポピュレーションアプローチであったりとか、そういったところの事業を、人件費的な措置で、向こうからは委託料として受ける、仕事はするのですけれども、うちは21款諸収入で受けている事業でございます。その部分に関する事業の概要と今回補正減の状況を資料として提出していきたいと思います。
- ○岸本一徳 委員 以上です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 本会議で資料を要求して、資料番号8番が届きましたので、それに基づいて少し質疑していきたいと思います。

債務負担行為で5番目の枠、自動車騒音常時監視計画策定及び常時監視業務委託料1,500万円なのですけれども、資料に基づいて少し確認したいと思います。これは県が実施していたものを県からの権限移譲によって令和4年度4月よりとあるのですが、宜野湾市がやるのは、次年度からが初めてになる事業ですか。

- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 これは1回目、5年の計画が終了して、次年度は2回目の事業になる予算でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。

- ○桃原功 委員 そうすると、市でやるのも2回目ということなのですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 そのとおりです。当初20年に権限移譲されたときは、直営の業務で行っていたと伺っております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 裏のページに監視結果は公表することになっておりとあるのですけれども、第1回目の調査 はホームページ等で公表は済んだのですか。あるいはホームページでなくてもいいのですけれども、何らか の形で市民に公表されたのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 市民公表ではなくて、県のほうに毎年報告させていただいております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 次に、実施根拠等というところを見ているのですけれども、自動車騒音状況を常時監視しと あるのですけれども、これは騒音規制法第18条第1項、航空機騒音も、この法律では網羅しているというか、 包含しているのでしょうか。自動車のみの騒音ですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 今、桃原委員がおっしゃったように自動車に限定されたものでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** それで、目的のほうに、2つ目の丸の後ろのほうで、自動車騒音対策を講じるように要請するとあるのですけれども、第1回目の調査が済んだ後に、その騒音の対策は講じたのでしょうか。講じるのは県ですか、国ですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 今年度、来年3月いっぱいまでの計画になっておりますので、それの終了後、判断していきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 対策の、では今年度終了後に対策を講じると。講じるのは、どこが講じるのですか、県ですか、国ですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 国、あるいは県へということになっていますので、例えば指定区域の中に国道、あるいは 県道という指定がありますので、その場所によって要請する場所が変わってくるかなと認識しております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 この騒音対策を講じる、例えば一例として、どういう対策を講じているのか、他市の事例でいいので、お願いできませんか。例えば道路のそばに防音壁をつけるとか、そういった対策のことなのか。 それとも自動車道を増やして交通量を調整していくという手法なのか、これは大がかりになってくるけれども、どういった対策事例があるのか、お尋ねします。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 すみません。承知していないので、ちょっと確認してから回答させていただきたいと思い

ます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 では、実施内容詳細というところで、(1)は国道、(2)が県道とあるのですけれども、これは調査の監視地域としては、国道、県道だけなのですか。例えば市道の沿線住民から、うるさいよ、こっちもという声というのが、なぜ国と県だけなのか。その辺の違いの説明はできますか。そういう法律なのか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 今、桃原委員がおっしゃったように実施内容の詳細の部分で、括弧書きに市道にあっては 原則4車線以上という指定がございますので、宜野湾市の中では、その指定された道路がないということで 対象から外れております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 原則4車線以上、市道で騒音がけたたましいところというのは、苦情は特にないということ の認識でいいのですか。大体国道、あるいは県道沿いの住民の方々からの苦情なのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 御質疑にお答えします。今おっしゃったものに関しては、実施計画で事前調査をして計画を策定することになっておりますので、指定道路の中でも、特に調査が必要だというところを地点として位置づけて調査を行っているので、市のほうでは今のところ、そのような形の報告がないものと承知しております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 先ほど第1回目の調査においては、県でも公表されたということなのですけれども、ホームページ等で市民への公表というのは考えていないのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 検討してまいります。
- ○桃原功 委員 検討してくださいね。よろしくお願いいたします。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。予算書の49ページ、4款1項2目予防費の説明欄03の予防接種事業、国庫補助金、緊急風しん抗体検査等事業補助金が減額されている理由と、併せて予防接種事業1,000万円減額になっている理由について御説明をお願いします。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。49ページ、4款1項2目予防費の中の予防接種事業の1,021万5,000円の減額の内容についてですが、風疹抗体検査の委託料について、令和元年度、そして令和2年度というふうに継続して成人男性についての風疹抗体の検査と、この抗体検査から実際風疹に対する予防接種の必要な方々に対して委託料等が計上されております。

ただ、実際見込んでいた対象人数が、実際こちらで抽出した対象人数に、対象者に通知を送ったところではあるのですが、実際の見込み件数と実績の件数にかなり差がございました。それに対する医療機関への抗体検査の委託料が約631万円余りの減、そして風疹の抗体検査から予防接種が必要な方々への見込みについて

も、当初400件余り見込んでおりましたが、実績については、あくまで見込み件数ではあるのですが、今の状況を確認しまして、見込みにつきましても200件ぐらいにとどまるという見込みで、こちらも239万円余りの減というふうに、こちらが委託料の大幅な減の見込みの状況となっているところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 予算を立てるときには、恐らくこれだけの人数の方が受けられるだろうという見積りというか、されて、実際にそういうクーポンとか、お知らせ等されて、検査を受けた人数が、想定見積り見込みよりも大分少なかったということだと思いますけれども、今途中でおっしゃっていたのですけれども、何名の方が対象と見込んで、実際に検査を受けた方が何人で、またその結果、ワクチンが、ワクチンですかね、接種が必要になった方が何名で、さらにそこから何名受けたかという数値はありますか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。予防接種事業の1,021万5,000円の減に関しましては、委員御指摘のとおり、当初見込額と実際の実績の乖離がございまして補正減にしてございます。

ただ、こちらの風疹抗体の接種事業自体が、時限的な措置の中で、今年度が最終年度ということで決められておりましたので、最大受けられる人数を予定していたのが2,133件でありましたが、先ほど健康増進課長からも申し上げましたとおり実績見込みが848万円になったがために、この委託料自体は631万4,000円の減を今計上したところなのですが、ただ国のほうも、この接種率が低いということで、次年度以降も今現時点で継続の検討を考慮されている状況ですので、これを見越しながら、また予算措置の手続等を図っていきたいというふうに考えております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。風疹は、結構大事なワクチンだと思うのですけれども、資料で提供していただきたいなと思うのですけれども、分かる範囲で、スタートが何年か分からない、10年、20年やられていたら、そんなたくさんは要らないのですが、5、6年でいいので、何名の予定に対して、対象が何名で何名検査をされたか。実際ワクチンを打たれた方が何名いるかという資料を頂けたらお願いしたいです。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 実際昨年度から実施している事業で、令和2年度からの事業になっております。令和2年度の実績、今現状での実績、見込み数字に対しての実績ですね、そういったところを資料で提供させていただきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、別の質疑をさせていただきます。先ほど桃原功委員が質疑されていた、債務負担行為の自動車騒音常時監視実施計画策定及び常時監視業務委託料、資料で提出いただいた8番についてなのですが、こちらの資料の目的のところに環境基準を超過する騒音値が発生した場合というふうにあるのですが、この騒音値って具体的にどれぐらいか、もし分かれば答弁をお願いします。この騒音値ってどういうものですか、数値的に。

- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 すみません。手元に持っていないので、確認してから。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。先ほどの答弁でもあったのですけれども、令和3年度までの事業なので、令和3年度までちゃんと計測をした上で、その結果を見て要請をするかどうか検討して、その後の対応を決めるというふうに理解しているのですけれども、現時点で令和3年度を待たずに、この期間の中で基準値を超えたかどうかは分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 全ての地点ではないのですけれども、一部超えているところもあるというふうに確認をしております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ちょっとどういった計測をしているか、把握していないので、よく分からないのですけれども、環境基準で指定された騒音値を超えているのはあったと思うのですけれども、あった場合でも要請をしないこともあり得ますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 本年度が最終の、1回目の計画で、その5年計画の最終年度ということになっておりますので、またそこまで具体に判断して結論を出しているものではございませんので、報告を出してから検討したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 騒音があるのであれば、基本的には要請する方向で検討していただけたらなと思うのですけれども、これって、この音というのは、あくまで音のボリューム、車以外に何か音が発生したとしても、その音の強さ、高さという意味では計測されるのですか。例えば飛行機と車の違いをどういうふうにやっているのかなということが分かれば教えてください。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 御質疑にお答えします。天候が悪いときとかというときには、測定ができないということもございまして、測定ができない状況にあるときは、双方で調整して調査を変更するというようなこともございますので、恐らく今委員がしゃっている内容のものに関しては取り込まないような内容になっているのかなと。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** この測定方法なのですけれども、24時間継続して音声を拾っているわけではないのですか。 何か意図的にこの時間にやるとか、こういうタイミングでやる、天気がどうだからこうするみたいなのが決まっていて、それの対象のときだけ測定して集計して検討していくということですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 計画の中で地点を定めて、それを5年かけて、この状況を把握するというのが計画の目的で、今おっしゃっている内容で、常時やっている場所と、そうではない、移動している場所というのがあるように確認してございますので、その辺をもう少し認識を確認した上で回答させていただきます。
- ○宮城政司 委員 分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。

- ○健康増進課長 すみません。訂正がございます。宮城政司委員の質疑に対して成人風疹抗体検査予防接種 委託料につきまして、令和2年度から実施というふうな説明をしましたが、実際には令和元年度からの実施 となっておりますので、令和元年度、令和2年度、そして令和3年度で確定している数値までの、また実施 状況について資料提出させていただきたいと思います。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 債務負担行為の9ページなのですけれども、そこの上から3番目の一般廃棄物処理手数料、 徴収事務委託料、ごみ収集運搬業務委託料、資源ごみ収集業務委託料、その予算の内訳の資料の提供をよろ しくお願いいたします。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 知念秀明委員の御質疑にお答えいたします。資料提供させていただきます。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 お願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時35分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時40分)
- ○**桃原朗 委員長** 続いて、8款土木費、9款消防費について一括して審査を行ってまいります。 質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 資料要求しまして、資料も届いて、ありがとうございました。資料番号1番のほうからお尋ねしていきたいと思うのですけれども、このカラー刷りの資料なのですけれども、これからお尋ねしていきたいと思います。
- ○平良眞一 委員 これは議案第84号だよ。
- ○桃原朗 委員長 建設部次長。
- ○建設部次長 この資料に関しての案件が地区計画、審査が取りあえず終わってきたのですよ。
- ○桃原功 委員 建設ね、これの採決……。
- ○**建設部次長** 採決は、今からだとは思うのですけれども、これは補正予算の中身とは一切違うものですから、条例制定の案件ですので。
- ○議事担当主査 補正予算とは違います。
- ○桃原功 委員 申し訳ない。

(何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 いらっしゃっているので、確認させてください。予算書の4ページ、土木費の中で道路橋梁

費の668万8,000円減額があるのですけれども、この説明をお願いします。

- ○桃原朗 委員長 建設部次長。
- ○建設部次長 8款2項、橋梁費、維持管理費を含めて、道路新設改良費も含めて職員給与の見直しによる 補正減となっております。都市計画総務費についても職員給与の減に伴う補正減となっております。

土地区画整理費につきましては、当然同じく給料の補正減もございますけれども、特会への繰り出し、繰 入れ等のものも計上しております。

それと、地区外の工事費300万円のほうについては補正増ということで、一般会計のほうにも明示しております。

あと、街路事業費につきましても、職員給与の見直しによる補正となっております。公園費についても同じくそういう形で出しております。

住宅費についても同じく職員給与の見直しによる補正となっております。以上です。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 そんなに増減はない印象なのですけれども、58ページの土地区画整理事業で、説明番号の 03番の西普天間住宅地区土地区画整理地区外事業工事請負費300万円とあるのですけれども、これは西普天間 以外のことを指しているのか、説明いただけますか。
- ○桃原朗 委員長 建設部次長。
- ○建設部次長 通常区画整理でいうと、地区内と外という形で分かれていまして、この地区外というのが、 今どこの工事を指しているかというと、県道部分の交差点改良費……
- ○桃原功 委員 県道81号線のこと。
- ○**建設部次長** そうです。その改良費が地区外扱いになって、一般会計からの持ち出しでもって実施しており、それの変更分の補正増ということで、今回計上しております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 ちなみにこの箇所というのは、中部修繕センター向かいのインとアウトの加工のことを言っているのですか。それともローソン喜友名店の向かいのあっちも加工された入り口になっていますけれども、それらのことを言っているのですか。
- ○桃原朗 委員長 市街地整備課長。
- ○市街地整備課長 今おっしゃとおり 2 か所のことを言っています、ガジュマル通りの交差点と喜友名のローソン、その 2 か所の交差点の信号、照明工事というふうになっております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これは単費ですか、西普天間に関連することであれば、すぐそこに出入りするような道のことは国の予算で持てないのですか。
- ○桃原朗 委員長 市街地整備課長。
- ○**市街地整備課長** 地区内は、例えば保留地処分金だとか、区画整理の補助金も使えるのですけれども、地区外に関しては使えないというふうになっています。その予算は使えませんので単費となっております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 予算には表れていないのですけれども、少し確認したいことがあるのですけれども、西普天

間の事業のことで、本会議場でも、なぜあんなに掘り下げるのですかとお尋ねしたのですけれども、あんなに掘り下げると、普天満宮から入る鍾乳洞が伊佐まで続いているという、いろいろな情報があるのですけれども、ああいった鍾乳洞にぶつかった経緯というのはなかったのですか、あんなに掘り過ぎても。分かりますか、そこの情報まで。

- ○桃原朗 委員長 市街地整備課長。
- ○市街地整備課長 今のところ、私たちは、そういうお話はお聞きしていません。掘り下げて建物を造っているわけですけれども、そういうお話は、私どもは聞いたことはありません。こういうものがあれば、私たちのほうにもすぐ情報は来ると思うのですけれども、まだ来ていないです。
- ○桃原功 委員 もう少し聞きたいけど納得します。以上です。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 債務負担行為の内訳のところで、2ページの24番、道路維持管理業務委託料、令和3年から4年にかけて1億8,973万円、これの概要と今後の予定だと思うけれども、この資料要求お願いします。
- ○建設部次長 私のほうで概要を簡単に御説明しますと、市内の一円を2工区ぐらいに分けて、A、Bという形で発注している業務です。途切れないために4月1日から市内一円をカバーするという、維持管理するということで、債務負担行為を組んでおります。それで、3月に入札等まで終えて、4月1日から工期開始という形で、まず通常の土木で植栽管理、それと街灯ですね、街路灯が切れたりとか、通常の電球取替えも含めまして、この3件の土木、電気、植栽、この3つの維持管理を1年間を通して実施できるために実施する業務になっております。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 資料でもって、資料で出せますか。
- ○建設部次長 どういう資料がよろしいでしょうか。
- ○知名康司 委員 毎年……
- ○桃原朗 委員長 建設部次長。
- ○建設部次長 どうしても維持管理となると、箇所が、やはりその都度緊急度に応じた対応をするものですから、あらかじめここをするということで検討していても、どこかが壊れたりする場合があるのですよ。ですので、今回も実際予定していたものがあったのですけれども、コロナ対策費用に持っていかれたり、そういうので実際には実施できなかったということで、こういう計画的なものが、どうしてもないものですから、ちょっと資料的なものが、積算を仮に立てたものぐらいしかないのです。要するに仮想積算をして発注をかけるものですから、出来高に応じて支払いもするということで、なかなか資料がちょっと。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 この金額まで提示されているものだから、毎年の事業として把握しているのか、計画をされているのではないかなというものがあったものだから。
- ○桃原朗 委員長 土木課長。
- ○土木課長 この予算の想定なのですけれども、過去3年分ぐらいの緊急対応した額、現場対応した額の平均を出して、それで積算をしております。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** 資料なのか、説明なのか、ちょっと分かりませんので、債務負担行為の、これは頂いた資料には、10番、各種機械設備等保守管理業務委託料、これは建築課のほうなのですけれども、昇降機、これはエレベーターですよね。消防設備が何なのかという、分からないので、資料で要求できるのか、それとも説明で済ませられるのか。

それから、もう一つ、12番、これも同じ名称なのですけれども、学校給食センター、市民図書館、生涯学 習課、施設課ということで、それぞれ内訳が載っておるのですけれども、1点、消防にお伺いします。

消防設備というのは何なのか、消防用設備、用がついたら違うのか、この辺の説明ができますか。

- ○桃原朗 委員長 警防課長。
- ○**警防課長** 今の御質疑にお答えします。消防設備、消防用設備の違いというお話だったのですけれども、 消防法においては、全て消防用設備ということで明記されております。その中においては、消火器をはじめ とする自動火災報知機、避難器具等ですね、そういった幾つかの消防用設備がありますので、そういった文 言から消防用設備として消防においては理解、解釈しているところでございます。以上です。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 10も11も消防設備、消防用設備、同じものなのですか。これは建設部でしか分からないのではないの、もしかしたら、そうでもない。
- ○桃原朗 委員長 建設部参事。
- ○建設部参事 今、消防用設備と消防設備というのは、多分書き方の違いで、同じかなと。消防法の17条点検とか、そこら辺で、先ほど御説明のありました消火器であったり、共同住宅であればベランダに避難ハッチがあって、それの一時点検とか、そういった部分のものを言っているので、用がつくのとつかないのとでは、ちょっと担当がつけたり、つけなかったりということだと思いますので、イメージとしては一緒だというふうに考えております。
- ○桃原朗 委員長 よろしいですか。
- ○岸本一徳 委員 それで納得しました。
- ○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○**桃原朗 委員長** それでは、説明員の入替えがありますので、休憩いたします。お疲れさまでした。10分休憩します。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。 (午後3時00分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時10分)
- ○**桃原朗 委員長** 続きまして、10款教育費、12款公債費、14款予備費について一括して審査を行います。 質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 資料要求をお願いしたいと思います。8ページの債務負担行為ですけれども、まず2番目の大山学校給食センター調理業務等民間委託事業ってありますが、これから委託をしていくための様々仕様とか、仕様書とか、いろいろ作成をしていくのだろうなと思いますけれども、どのように委託をしていくの

かということ、概要説明の資料を頂きたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 指導部次長。
- ○指導部次長 こんにちは。資料提出したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 これは、はごろも学校給食センターへの統合ということで考えていいのですか。
- ○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。
- ○学校給食センター所長 8ページ、大山学校給食センター調理業務委託、あと、はごろも学校給食センターの調理業務委託につきましては、1年延長分の債務負担行為になっていますので、今現在やっている調理業務の引き続きということでなっています。ですので、前回の仕様書とかの提出になるかと思います。それでよろしいでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** こっちは単独校ですよね。大山小学校だけ、以前から単独校はここだけだったし、今も続いているのは、そこだけなのですよね。何で単独校になったのかという、いつ頃それがスタートしたのかというふうなことが分かる資料を頂ければと思うのですけれども。
- ○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。
- ○学校給食センター所長 提出してまいります。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** その下の下の学校給食設備事業というのは、今の委託事業との関連の債務負担行為と考えてよろしいのですか、別物ですか。
- ○桃原朗 委員長 学校給食センター所長。
- ○**学校給食センター所長** 別物でありまして、今現在3年計画で宜野湾学校給食センターの空調の工事をしています。
- ○岸本一徳 委員 大山とは関係ないのだ。了解です。私のほうからは以上です。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 よろしくお願いします。予算書の62ページをお願いします。10款 1 項 4 目使用料についてお願いします。学校開放事業なのですけれども、歳入のほうでも同額のものが減額になっているのですけれども、これは開放事業を行っていないということで理解してよろしいですか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○**教育部次長** 今回コロナの影響でまん延防止等重点措置等が適用されておりますので、学校開放事業等が、 一定期間中止になっている期間がございますので、その影響でございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。あと2点確認したいのですけれども、66ページです。10款5項7目の学習センター費の中で、国庫補助金で機器修繕費と備品購入費とあるのですけれども、これはどういったものを購入したのか、確認させてください。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 こちら公立学校情報機器整備費補助金の中で、文部科学省の補助金の中で家

庭学習のための通信機器整備支援事業というのがございます。この補助金を活用して家庭にインターネット 配線が整備されていない家庭への貸出し用モバイルルーターの購入を予定しております。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 貸出し用モバイルルーターの購入ということなのですね。数と、どういったものを購入するのか、資料のほうで頂いてよろしいですか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○**GIGAスクール担当主幹** 現在予定している数と機種というか、こういうものというものを提供してまいります。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 もう一点お願いします。67ページをお願いします。10款6項1目の03体育振興運営費なのですけれども、この中で市体協補助金というのが260万円の減額になっているのですけれども、その理由についてお伺いします。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○**教育部次長** 今回新型コロナの影響もございまして、市のスポーツ協会へ毎年補助金を交付しておりますけれども、その中で県民体育大会が中止になったということで、これを減額したということです。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。体協事務局も置いていて、補助金を毎年やって運営していると思うのですけれども、その運営費ではなくて、体育大会、各スポーツ大会ですかね、派遣するところの事業費を、コロナのために開催できないので、減額しているということでよろしいですか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○教育部次長 今、体育協会補助金は、その事業費、いろいろ計画されていますけれども、その中には県民体育大会にかかる費用も含まれておりますので、今回は県民体育大会自体が中止になったということで、その県民体育大会にかかる費用を、補助金を減額しております。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ということは、体協予算の運営自体に影響とかはないということで理解してよろしいですか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○**教育部次長** 減額しているのは、県民体育大会の経費だけですので、それ以外は通常どおりの支給となっております。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 予算書の61ページをお願いします。10款の2目事務局費、退職手当6,100万円が計上されています。これの説明をいただけますか。普通退職なのか、勧奨退職なのか。それで、何人分なのか分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。

- ○教育部次長 通常定年退職は予定どおり予算計上されておりますけれども、今回勧奨退職の方がおられましたので、その勧奨退職者の分と、もう一名……
- ○桃原功 委員 次長、すみません。もう少しボリュームを上げて。
- ○教育部次長 すみません。この予算書に計上しているのは、退職者3名の退職金になります。内訳としては、2名は勧奨退職になります。1名が定年退職ということになってございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 分かりました。今ここで計上されているのですけれども、補正額自体は3,394万9,000円の増額なのです。手当自体は、その倍額6,100万円あるのですけれども、ごめんなさい。私の、あくまでも私見ですよ。例えばこのページの中で幾つか減額補正があるではないですか。やはりこの6,000万円をつくり出すためにかき集めてきたように見えてくるのですけれども、この6,100万円というのは、例えば退職金積立基金があるではないですか。あれからの流用なのですか。それとも、あれからは流用していないのですか。

#### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 私のほうから答弁させていただきます。61ページの10款1項2目事務局費につきまして、2目全体では3,394万9,000円増となっていますが、2目の中では退職手当6,126万7,000円のほか減がございまして、これはかき集めたのかという点については、これは、まず通常の人件費の整理は整理として、しっかり減額は減額として行う。ただし、退職手当につきましては、これは必要経費でございますので、たとえ人件費の減等はなくても、これはしっかり計上して、しっかり支給はしていくべきものでございます。

この退職手当の財源につきましては、退職手当基金からの繰入れではなくて、12月補正での、ほかの執行 残高の減とか、そういったものがございましたので、総合的にその辺りから、しっかり財源を確保して、こ こで計上させていただいたものでございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** そうすると、退職金の捻出というのは、一般会計等でやりくりというか、こうやって捻出できるのであれば、一般会計からの流用も全然問題ないと。こういったことができないときのために、あの基金を流用するということでの認識でいいのですか。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○**財政課長** 退職手当基金については、将来退職するとか、そういったものをシミュレートして、ある程度 一定額の必要額の積立ては毎年度行ってきております。

ただ、今回のように勧奨退職が出た場合の退職手当については、その際の補正の財源状況を見ながら、も し場合によっては、必要に応じて退職手当基金を繰り入れることはあるかもしれませんが、本補正において は、一般財源で対応させていただいたということでございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございました。

続いて、65ページをお願いします。文化財の発掘調査なのですけれども、65ページの3目文化費の説明番号の01番と02番をお尋ねします。01番は、市道宜野湾11号整備予定地における埋蔵文化財緊急発掘調査事業で357万2,000円、02番は佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業、この2点の説明をお願いできますか。

- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○教育部次長 65ページの文化財に関わる事業ですけれども、今回6ページのほうに繰越明許費の掲載しておりますけれども、この中で2事業、沖縄防衛局からの受託事業として実施しておりまして、継続している事業でございます。

2事業については、令和元年度に発掘調査を終えておりまして、その後資料の整理であったり、令和4年度には報告書の作成を予定しております。

今回沖縄防衛局のほうから含めて、前倒しで事業を実施することになりましたので、今回改めて繰越明許 費も含めて補正予算として計上しております。

今年度も、この事業は実施しておりますので、前倒しした分というのは、本年度中には事業を完了することは少し難しいことから、全額繰越しという取扱いにしております。以上でございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** ちょっとまだよく分かっていないのですけれども、令和元年度に終了したけれども、前倒し してというのは、これは今01番の説明ですか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○教育部次長 2事業もそうなのですけれども、発掘した発掘調査事業の中では、まず発掘を行います。その後いろいろな資料の整理を行います。そして、最終的には、その成果を報告書として取りまとめております。他事業においても、そのような年度の計画を行ってやっております。その継続した事業なのですけれども、発掘調査自体は令和元年度までには終了している。現在も、この事業の中で資料整理をしているということになります。令和4年度は、報告書の作成ということを予定しておりましたけれども、前倒しで補正を組んで実施するという流れです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今の説明は、01、02ともに同じことを言っているのですか。

(何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 具体的に教えてほしいのですけれども、この01番は、11号整備予定地というのは、あの11号 の沿線のことを言っているのですか、01は。それで、02というのは、佐真下ゲートがあるではないですか。 軍の看板があって、築山というか、大きな岩があったところ。あそこのことを02は言っているのか。01は、 沿線上のことを言っているのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○教育部次長 桃原委員おっしゃるとおりで、01番については、11号沿いの沿線というのですか、道路の一部返還に伴ってのものです。02番については、ゲート前の少し山になっているところのものです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 令和元年に終了されて、今は資料整理ということですけれども、この2点から重要な文化財等の発掘もあったのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 教育部次長。
- ○教育部次長 特に佐真下、02番ですけれども、佐真下ゲート前は、当初はいろいろ聞き取り調査をする中

で、戦前までに使用されていた屋敷跡であったり、それに関する文化財が残っているのではないかと想定しておりましたけれども、実際は調査を行ったところ、その屋敷跡などはございませんでしたので、出土したのは沖縄の土器であったりとか、この辺のものが使用されていて、山になっていた石灰岩のところも人為的に切り取られた跡というか、確認された状況でしたので、特に重要な遺跡というところではございませんでした。

- ○桃原朗 委員長 いいですか。
- ○桃原功 委員 はい。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。 (午後3時25分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後3時28分)
- ○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第72号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定しました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時28分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後3時35分)

#### 【議題】

議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第100号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第100号に対する質疑を許します。

まずは、当局より補足説明がございましたら、なければ質疑に入りますけれども、よろしいですか。

(「大丈夫です」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 では、質疑を許します。挙手にてお願いいたします。桃原功委員。
- ○桃原功 委員 添付資料もいただきました。1度説明を受けていますよね、私たちは。走り書きの中で1月

中という文字があって、私の資料の中に。国会答弁等でもいろいろな党首の方々が、この先行10万円の給付については意見を出されていますが、県内でも石垣市においては、残り5万円をクーポンでなく現金給付していきたいという意思表示をしている首長もいますけれども、まずお聞きしますけれども、もしクーポンにした場合、仮に。そのクーポンにするための人件費というのは幾らぐらい試算されているのか、宜野湾市としては。

- ○桃原朗 委員長 福祉推進部次長。
- ○福祉推進部次長 今の桃原委員からお尋ねの件なのですけれども、今の時点では、担当部局でもって現金にするのか、あるいはクーポンにするのかというところが、まだはっきり決めていない、協議中という段階でございますので、今あらかたの概算でも、その経費というのは算出してございません。
- ○桃原功 委員 それを算出しないと比較対照できないのではないの。要は昨日の国会でも967億円使ってしまう、クーポンにしたら。これは全国の事例ですけれども、いわゆる各自治体、ではクーポンにしたら必要経費がこれだけかかってしまうと、印刷経費当たり。というのは試算を策定して、ではクーポンにしようか、あるいは現金にしようかという議論はできると思うのですけれども、私はクーポンにした場合の、そういった経費は幾ら出るのかなという試算を出すべきだと思うのですけれども、あるいはこれは過去にもいろいろなクーポンを発行した事例を考えると、そんなに難しい算出ではないのですよね。分かりました。

議論しているということで、残りの5万円に関しては、まだ決めていない。いつ頃決める予定なのでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 総務部次長。
- ○総務部次長 担当部署では、今調整をしているところで、今、桃原委員からありましたように、そういったところも、まだ確定をしていません。要するにクーポンで進めるのか、現金がいいのか、いろいろな考え方があるというところです。

国からは、基本はクーポンというのはありますので、この辺も踏まえて、今、市長との調整をいろいろしているところでございますので、今ここではっきりと申し上げることはできないので、申し訳ございません。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 国会の議論を見ていても、クーポンにした場合、どうしても経費がかさんでしまうという現実を考えると、この年末年始、あるいはその卒業、入学シーズン等を考えると、中山石垣市長が言うように、向こうは卒業したら島を出てしまうので、経費がかかってしまうということを考えると、宜野湾市でも、私は現金給付がいいのかなと。経費を考えると、相当な金額になってしまいますよね。

この予算書の、例えば5ページを見てください。5ページを見てみると、先行給付金で11億3,000万円あって、その事務費だけでも730万8,000円かかっているわけです。現金にする上でも700万円かかっている。これがクーポンだった場合に印刷製本であったり、入札があったりと遅くもなるし、そういったのを考えると、ルーズルーズよりはウイン・ウインの方向を選ぶべきではないのかなと思っています。まだ決めていないということを考えると、5万円の現金給付に関しても、ちょっと私のメモには1月中とあるのですが、12月末の支給というのはできないのですか。

- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 先行給付金に関しましては、12月の末、27日頃の支給を目指して今準備を進めております。

## (何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 システムの改修もございますし、あと金融機関との調整もございます。その前に、この給付金の性格上、贈与契約というふうになりますので、今までの給付金もそうであったのですが、市から市民の皆様へこの給付金を贈与しますが、よろしいでしょうか。もし拒否するのであれば、拒否届をお出しくださいという、この意思確認をした上で振り込むという形になっておりますので、これは27日が最短で今進めております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 では12月27日ぐらいに、ある程度早まった努力ということで認識します。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 27日に給付するのは全員ではなくて、児童手当を実際支給している方のみになります。高校生や公務員とか、そういった方たちの場合は申請をお願いしていますので、こちらは1月、この説明資料の支給対象②にありますように、この方たちは申請をお願いする形です。1月以降に申請をお願いする形になっております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これは残りの5万円、クーポンにするのか、現金にするのかという、最終決定は、誰が、いつ頃やる予定なのか。担当部で、市長も含めて決めていくのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 総務部次長。
- ○総務部次長 先ほども少し答弁いたしましたけれども、今どこの部署で担当するとか、そういった場合には、先ほどもあるようにプロジェクトチームをつくるのかとか、もろもろ今内部で調整しています。だけれども、これは早めに取り組みたいというのは思っておりますけれども、いつまでにというような期限を決めて今やっておりませんけれども、なるべく早く体制をつくっていきたいということではあります。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 最後に、市民の一人としても、残り5万円を現金給付でできるようにお願いして終わります。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。頂いた資料の確認をさせていただきます。支給対象者の②、公務員の方ということと、及び高校生、先ほどの申請のあった方というふうなお話があったと思うのですけれども、この書き方が、なぜあえてこういうふうに書いているのか、ちょっと説明していただきたい。公務員だけ取り上げているのか。あと、高校生に関しては申請が必要だと、その辺りの説明をお願いします。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 支給対象者、②番の、まず公務員の方の説明なのですけれども、公務員の方の児童手当に 関しては所属長のほうから支給しております。例えば市の職員、私たち宜野湾市の職員であれば、宜野湾市 役所のほうから、浦添市の職員であれば浦添市のほうから出ているという形になりますので、私たち宜野湾 市の児童家庭課のほうでは、この受給状況の確認が取れません。そのために所得判定とかも必要かと思いま すので、それで申請主義をお願いする予定です。

あと、高校生に関してですが、児童手当も中学生までとなっております。高校生に関しても、私たちの児

童家庭課のほうでは、ちょっと状況のほうが把握できないために、高校生に関しては申請をお願いしております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということは、そのほかの方々というのは、児童家庭課のほうで 把握していて、プッシュ型といいますか、それで通知が行くけれども、公務員の方だったり、高校生の方と いうのは、それができないから申請してもらわないといけないから、あえてこういう②のような書き方をされたという理解でいいですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 そのとおりでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

その下のほう、対象児童が今2万2,600人ってあるのですけれども、全体ではどれぐらいの児童を、その中で計算した結果、2万2,600人になるかと思うのですけれども、全体はどれぐらいの児童がいますか。要は対象ではない人はどれぐらいいるか。

- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 今この2万2,600人というのは、住民基本台帳から大体試算した人数でございます。この給付金に関しては対象外となりますのが、特例給付といいまして、児童手当の、所得制限がかかっている方たちに関しては、特例給付ということがございまして、月に5,000円払っていらっしゃる方たちがいらっしゃるのですが、その方たちは、この対象外となります。この方たちは、大体700名ぐらい市のほうでは把握しております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。この資料によると、スケジュールでいくと、11月26日には2万 2,600人の方々には正式通知というのが発出されたと理解していますが、合っていますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 今回通知を発出するのはプッシュ型の方、こちらから給付金を贈与しますが、よろしいですかという方たちなのですが、この方たちは、この支給対象者、①の方になります。約1万7,000人ぐらいになります。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。②の方々への、この方々、もしかしたらアンテナがしっかり張ってあって大丈夫かもしれないのですけれども、高校生の方とかも対象になるのだよということを、どういうふうにお伝えしていっているのですか。もう既にされているかもしれないですけれども、ここを教えてください。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 ホームページやSNSで広報するのはもちろんなのですが、今回の①の給付金を高校生対象世帯に関しては、こちらから通知を送る予定です。給付金の申請対象となりますので、申請のほうを、もし該当するのであればお願いしますという形で通知文書を送る予定でございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 11月26日に、このスケジュールは書いてあるのとは別で、高校生、公務員の方のお子さんであったりは通知をされるということですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 そのとおりです。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。絶対漏れがないように通知はしていただくよう、よろしくお願いします。もう既に11月26日に発出しているということは、この1万7,000人ぐらいでしたっけ、もう既に皆さんの手元に届いていると思うのですけれども……

(「すみません。ちょっと訂正を」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 すみません。訂正いたします。11月26日の正式通知というのは、申し訳ございません。こちらのほうが、県のほうからの通知になります。
- ○福祉推進部次長 市が受けた日付になります、11月26日というのは。
- ○児童家庭課長 その下の12月16日の給付のお知らせというのが、すみません。市民に対する通知というふうになります。申し訳ありませんでした。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** そういうことですね。では、この12月16日に発送予定のものは、1 と 2 は併せた、皆さんに送るようなイメージであるのか、それとも別々で、内容とかも変わってくるのですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 ①の申請不要の方たちに関しては、12月16日にお送りしますが、②の方は1月中旬頃から申請受付開始予定になりますので、その前に12月末か、1月上旬には通知を、申請してくださいという通知を送る予定でございます。若干内容は、ちょっと違います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 分かりました。この話というのは、もう報道とかだったりで、皆さん知っている方もたく さんもいらっしゃると思うのですけれども、今の時点で市民の方から問合せとか来ていますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 問合せは電話で来ております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 どれぐらい来ているか、どういった内容の相談がありますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 まず、給付金に関しては、いつ支払われるのですかという話と、最近は、残りの5万円の話をよくされるので、市としてはどうするのという形をよく聞いています。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 分かりました。本当に子育て世帯の皆さんに役立ててほしいので、そういった電話とかの問合せになるかもしれないのですけれども、ぜひ市民の声をしっかり拾い上げて、この5万円はこの5万円

で対応をしっかりしていただいて、その残りの5万円に対しての対応についても、しっかり市民の皆さんの 声というか、ニーズをすくい上げて対応していただくよう、よろしくお願いします。以上です。

- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○**平安座武志 委員** 1点だけ、ちょっと教えてほしいのですけれども、公金を、公の給付金等を個人の通帳 に振り込む場合に振込手数料が民間の金融機関では発生するのか。発生するのであれば、それは事務費の中 に含まれているのか、教えていただきたい。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 委員のおっしゃるとおり、給付金を個人の口座に振り込むに当たり、手数料がかかっております。こちら今回の補正の手数料のほうで口座振込手数料が1件当たり300円で積算して予算計上しております。
- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 1件当たり300円の、要するに手数料は、今回の給付金の国庫補助の、この事務費の730万8,000円の中に含まれているということですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○**児童家庭課長** すみません。そのとおりです。事務費の中に含まれております。
- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 すみません。私の認識が間違っていればあれなのですけれども、何かで見たのですが、 民間の金融機関では公金に対しては手数料が出ないところもあるって聞いたことがあるのですが、そのよう なところも民間金融機関ではあるのですか、分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○**児童家庭課長** 通常の公金の支払いに関しては、手数料はかかっておりませんが、この給付金に関しては 特別な扱いになりますので、金融機関と契約を行って手数料をお支払いしております。
- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○**平安座武志 委員** ありがとうございます。普通通常の公金は手数料はかかっていないと。ただ、この給付金に関しては手数料が発生するということなのですね。よく分かりました。ありがとうございます。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 支給対象者の③番、令和3年9月1日からってあるのですけれども、そう決めた理由というのを教えていただけますか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 基準日が9月30日になるものですから、児童手当の受給は、9月分の児童手当の受給というのが8月いっぱいに児童手当の申請をされた方になります。それで、9月1日に生まれた方に対しては10月分から発生いたしますので、この9月1日の方たちに関しては、9月分の児童手当を受給されている方とならないので、ちょっと時期をずらしております。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 これは各市町村違うのですか。それとも全国統一になっているのですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。

- ○児童家庭課長 恐らくそうだと思います。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 もう一点、令和4年3月31日までに生まれた方、生まれた児童とあるのですけれども、今年度中に、27日までに、違いますね。この3番は2月上旬予定とか、2月下旬予定だと思うのですけれども、その後によくあるのですけれども、引っ越しをなされた方とかというのは、この辺はどうなっていくのですか。
- ○桃原朗 委員長 児童家庭課長。
- ○児童家庭課長 この支給対象者の③の方でよろしいでしょうか。
- ○知念秀明 委員 はい。
- ○児童家庭課長 初めに児童手当の申請受付を市町村が支給という形になるのですけれども、もし転居された場合、転出された方に関しては、転出先の市町村と連携を取り合って、まず初めに出生届を出して、児童手当の認定申請を出した市町村で支給するという形を取っています。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 ありがとうございます。今までも、この交付金の中で引っ越ししたとか、ここに転入してきたとか、こういったことで、いろいろ問題があったもので、この辺もしっかりやっていただければと思います。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第100号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時56分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時59分)

○**桃原朗 委員長** 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は12月13日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時59分)

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年12月13日(月) 2日目

午前10時00分 開議 午後 4時28分 散会

○出席委員(10名)

委員	長	桃	原		朗
委	員	平	良	眞	
委	員	石	Ш		慶
委	員	桃	原		功
委	員	岸	本	_	德

副委	員長	知	念	秀	明	
委	員	知	名	康	司	
委	員	平	安原	座 武	志	
委	員	宮	城	政	司	
委	員	上	里	広	幸	

○説明員(21名)

総務部次長	多和田眞満
研修担当主査	饒 平 名 直
行政改革推進室長	宮城惠美
行政改革推進担当	多和田 真也
主	
財 政 課 長	小橋川陽介
財政担当主査	佐 喜 眞 隆 司
施設管理課長	高 江 洲 強
教 育 部 次 長	真喜志若子
市立博物館長	平 識 兼 哉
消 防 次 長	又 吉 清
消防総務課長	伊 佐 隆 之
_	_

人 事 課 長	知 花 博 史
給与厚生係長	藤 原 佑 樹
行政改革推進担当	中 村 誠
主  査	
企 画 部 次 長	泉川幹夫
市民協働推進課長	金 城 美 千 代
産業政策課長	新 垣 育 子
施設管理課	米 須 清 隆
管 理 係 長	
生涯学習課長	真鳥かおり
文化スポーツ振興	長谷川浩史
担 当 主 査	
警 防 課 長	島 袋 保

- ○議会事務局職員出席者 大城 拓也
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序
- 議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免<sub>52</sub>服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 第441回官野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和3年12月13日(月)第2日目

○**桃原朗 委員長** 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(開議時刻 午前10時00分)

### 【議題】

# 議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第80号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

では、議案第80号に対する質疑を許します。まずは、当局より補足説明がございましたら、お願いをいたします。人事課長。

## (執行部説明省略)

- ○桃原朗 委員長 質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** おはようございます。まずは、条例の改正の理由というのからお尋ねしていきたいと思って おります。例えば上位法等による改正の通達等があって、各自治体も改正していくのだという確認。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 桃原委員の質疑にお答えいたします。今回条例を改正するに当たって、地方公務員法の中におきまして人事評価の結果を、現業職員のほうも同様ですけれども、昇給並びに勤勉手当を活用しなさいという地方公務員法で定められたルールがございまして、これまで事務交渉とか、なかなかうまくまとまらなかったところがございまして、本来でしたら、総務省のほうからは早急に対応するようにということで、常々指導、勧告を受けていたところでございますが、ようやく昨年度、交渉を重ねていく中で、職労側とも意見をまとめることができまして、今回の上程となったものでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- 〇桃原功 委員 議案第80号の資料もいただいて、資料の1番、2枚つづりの資料、これからしたら改正の条項というのは、第5条第4項、第23条の4第1項、第23条の4第2項、おおむね3つなのか。これは全部で何条あって、そのうちの大体内容的に3か所の改正ということでの認識でよろしいですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 そのとおりでございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 1番は、1月1日から12月31日までだったものが、改正後には4月1日からというふうになってくるということで、これは実態に沿った改正が、このほうがやりやすいということですね。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 年度ごとに反映をさせるような形を取らせていただかないと、ちょっと年分でやりますと、結局6月の勤勉手当、12月の勤勉手当というようなタイミングがございますので、こちらは年度で対応しておりますので、そういった形で、年分となってきますと、ちょっと運用が年度またぎになってしまって難しいところがございまして、そういったところを踏まえて、今回年度間で対応するというような内容をさせていただいております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** ありがとうございます。改正2のほうをちょっと見てみると、改正前は6か月間の勤務成績、 改正後は直近の人事評価の結果プラス6か月の勤務状況ですけれども、これまでは、この人事評価の結果と いうものは、特に反映はされていなかったということでよろしいでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 そうですね。桃原委員の今確認された内容のとおりでございまして、勤勉手当に反映させるというようなスキームは今回改めて整理をさせていただくこととなっておりますので、その時点では反映させるような運用はさせていただいておりません。結局そのまま期末手当や勤勉手当、国から示された基準に準じた形で、県に準じた形で支給をさせていただいたところでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 分かりました。この条例の改正というのは、直近の人事評価の結果という部分が、一番のキーになるのかなと私見ているのですけれども、要は実力主義、査定ですよね。これまでの年功序列等から、仕事に対する評価ということになると思うのですけれども、これは改正後には、職員等に通知みたいはものはされるのでしょうか。改めて通知はしないの。これは条例が、こんなふうに変わったよということで、それを知らない職員が出てはこないか、少し危惧をしまして。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○**人事課長** 今回この評価制度、運用を見直しするに当たりまして、制度の概要等につきましては、職員ポータルなど、もしくは人事評価のサイトもポータルの中にあるのですけれども、そういった中で、こういった運用をしていきますよという周知、案も整理させていただいております。

また、それを今後運用するに当たって自己評価、例えば新人の職員の皆さんとかというのは、そういうイメージが湧かない方もいらっしゃいますので、そういった方々については、人事評価の研修講師を招きまして、管理職も含めてですけれども、こういった自己評価の手法、もしくは評価する側、評価者としての手法などにつきましても研修をさせていただきまして、スキルを上げて適切な評価をしていただくような流れを取っていくということで、1月にも研修を予定しているところでございます。

○桃原朗 委員長 桃原功委員。

(「すみません」という者あり)

○桃原朗 委員長 人事課長。

- ○**人事課長** すみません。失礼しました。条例が議決された後ということで、それは条件がございますが、 以上でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 この直近の人事評価の結果、評価というのは、資料2の次のページに大きい3番、昇給への活用方法というのがありますけれども、評価区分が5段階に分かれています。55歳以上と55歳以下の者が分けられていますけれども、このことを示しているのでしょうか。評価の、要は。これが入ってくると、周知はちゃんとポータルでやっていくということでした。評価が実施されたときに、これは減額しかない。その評価が、非常にこの方優秀ということで、増額というのもあり得るのですか。

# ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 今回昇給の成績反映に当たりましては、執行部側と協議をさせていただく中で、極端に差異をつけるような昇給の手法は望ましくないという彼らの意見もございまして、基本的には今現行、定期昇給については4号給、年度ごとにスライドするような運用をさせていただいております。上と下の差異をつけると、あまりよろしくないという彼らの意見もございまして、基本的には通常の適切な業務をされている方については4号給、これは今までどおりスライドで運用をしていきましょうという考え方で整理をさせていただき、ただやや良好ではないという方は、2人から3人程度、今の評価の中でですけれども、該当がほぼいませんので、基本的によっぽど何か、例えば欠勤をするとか、勤務態度不良とか、例えば懲戒事由に該当するような職員という部分、特別な場合を除いては、ほぼ該当者はあまり、基本的には適切に業務に当たっていただければ、そういったことはほぼなく、これまでどおりの運用で昇給実施されるのではないかと認識してございます。

# ○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 また、表の1ページに戻って、人事評価制度について、①に人材育成、組織パフォーマンス の向上とあるのですけれども、これを開始をすることによってパフォーマンスの向上、これは2行にわたって書いてはありますけれども、組織的に向上という理由をもう一度説明をお願いできませんか。

#### ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 今回職員の人事評価を行う中で、例えば職員のパフォーマンスに影響、特に与えるというのは、期末手当、勤勉手当、いわゆるボーナスと言われるもの勤勉手当のところに関して反映を考えていきたいという制度が主です。業績、例えば前年の評価である程度の評価を、目標を達成して、逆にそれ以上の評価、実績を上げた職員の評価が、仮に評定されたというような場合においては、翌年度の例えば6月の勤勉手当の支給の際においては、率としては5%かもしれませんし、10%かもしれませんし、そういった加算をさせていただくというような評定で対応させていただく、こういうような形で、自分の昨年の実績が、こういった形で評価をされて、6月の勤勉手当ですとか、12月の勤勉手当に反映されるということをもってモチベーションを上げていく。頑張れば、そういった実績で、形で、若干ではありますけれども、そういうふうに本人のモチベーション向上につながっていくのではないかというふうに私ども認識しておりますので、そのような形で対応させていただきという内容の趣旨の今回の改正案でございます。

#### ○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今お答えの中に5%とか、10%という具体的な数字が出たのですけれども、例えば評価が非

常によくて、増額となった場合、そのパーセントの割合というのは、どのぐらいまであるのですか。例えば 上限は25%とか、10%までとか、そういう枠はあるのですか、それともないのですか。皆さんの点数のつけ 次第で50%増額というのもあり得るのですか。

## ○桃原朗 委員長 人事課長。

- ○人事課長 例えば10%加算するような場合、極めて良好、突出した評価をいただく方々となりますので、 正直申し上げて、今現段階においても突出した評価、想定以上に実績を上げる職員というのは、うちだけに 限らずですけれども、当市に限らず他市においても、そうそういませんので、これはあまり本当に5%、30人、 40人程度いるかな、いないかなというレベルだと私どものほうでは認識しております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 私がお尋ねしているのは、増額するパーセントというのは、上限があるのですかということなのです。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○**人事課長** 具体的な上限枠というものは示しておりません。基準的なもので、ある程度の、5%以内、もしくは40%以内、そのパーセントというような指針は持っておりません。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 今40%という数字も出てきたのですけれども、それも30%までであると、なかなかいないのではないかという答えですけれども、40%もあり得るということなのですか。上限というのは決まっていないのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 ちょっと確認させていただきますけれども、資料の、成績率の確認をされていらっしゃいますか、どちらでしょうか。成績率というのは、10%加算しましょうかというような指針でありまして、区分率、例えば今現段階の職員定数が基準として735名いますけれども、735の中で、おおよそ指針としたら5%程度ではないか、10%加算されるような方々は。もしくは5%、成績率が加算される方は40%程度ではないかというような、今そんな形の指針を私ども持っております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 2ページ目の一番下だと思うのですけれども、これを採用することによって、通例の定期昇給というのはどうなるのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○**人事課長** これはあくまでも勤勉手当の部分になりますので、定期昇給に関しては、また年度ごとで評価 をさせていただくということで……
- ○桃原功 委員 それはそれであると。
- ○人事課長 ありますけれども、今同じページの資料の3ポツですね、昇給への活用方法ということで、こちらで能力評価を活用した上で、このような昇給には、先ほど説明させていただいたように、極端な差異はつけていただきたくないという組合側の申入れもございましたので、基本的には、先ほども申し上げましたが、よほど業務怠慢があるとか、懲戒事由に該当するような場合ですとか、そういったことがない限りにおいては、昇給はしないということはないところです。

- ○桃原功 委員 分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。今回の条例改正で期間が変わると、人事評価の評価期間が変わるということなのですが、改正前の1月1日から12月31日にしていた根拠は何ですか。当時は、こういった評価制度がなかったので、あまりこういったところの関係がなかった、制定がされて、それがそのままずっと来ていたけれども、そこを改正せずに、ちょっとちぐはぐというか、評価制度と合わないまま、ずっとこれまで来ていたということでしょうか。

## ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 今、宮城委員のおっしゃるような形で、評価の運用の年度は、そのような形で対応させていただいたところではございますが、今後運用するに当たって、年度ごとで整理をしないと、予算の部分とかも、かなりございまして、そういった流れで今回整理をさせていただいたところもございます。また、タイミング的に今説明させていただいたように、この勤勉手当であれ、昇格であれ、ちょっと対応が難しいところがございまして、あくまでも年度で今回整理をさせていただき、他市の運用の状況とかも確認させていただく中で、今回年度については、特に勤勉手当をイメージしたところでございます。

昇格自体は、前年の評価でやるので、1年分で、このような1月、12月でやっても、全然影響が出ることではないのですが、この勤勉手当の部分で運用がちょっと難しくなるところがございまして、今回整理をさせていただいたところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** この評価制度を導入して、いつ導入されたのですか。要は、このアンバランスな状態、運用とマッチしていない状態は何年間続いたのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 平成28年に同制度、人事評価の運用を開始してございますけれども、これまで5年間運用して まいりましたが、令和3年度、今現行6年目になりますが、今回整備をさせていただく中で、令和4年度以 降の運用につなげていきたいところでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 恐らくこの評価制度を導入した平成28年の時点から、そこから以降なのですけれども、職員の皆さんであったり、労組から変えてほしい、ちゃんと合わせてほしいという要望の声はありましたか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 今回人事評価制度の運用は適切に対応していただきたいというようなことの職員からの意見はなかったのかということでよろしいでしょうか。ぽつぽつは意見をいただいたこともございますが、具体的にいつから運用してくれとか、そういったところは、正直なところ、強くお話をいただいたことはなかったのですが、ただ私どもといたしましても、全国的に運用が適切に、他の自治体においても実施されている中で、沖縄は半分ぐらいなのです。ただ、沖縄だけが、ちょっとこの運用が適切ではないということで、総務省側から強い申入れもありましたし、私どもも変えていきたいという思いもあります。何度か職労ともやらせていただいてはいたのですが、なかなか意見をすり合わせすることが、これまでできなかったのですが、ぜひとも今回は協議する中で進めていきたいということで、4、5回程度協議をさせていただく中で、やっ

と今回の提案につなげていくことができたところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 評価の時期と、勤勉手当だったりが合うのは非常に合理的な話かなと思いますが、今回の条例を変えることで、職員の皆さんからすると、より評価を取りやすくなっているとかといった辺りは議論されましたか。もしくは取りにくくなっていく可能性が。またシミュレーションされているかは分からないのですけれども、この条例を改正することで、職員の皆さんは実際勤勉手当、もしかしたら増えるかもしれない、そういうことはありますか、トータル的に。

#### ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 勤勉手当につきましては、適切に業務を遂行されて、それなりの評価を、業績を達成した場合において加算を検討していくというような、先ほど桃原委員の質疑の中でもございましたけれども、5%加算していくとか、10%加算していくということも検討してまいります。その部分の財源的なものも、ある程度担保、財政側とも協議の上で、今回上程ということとなっておりますので、そういった部分については、ちゃんと内部的な協議も含めて、今回上程させていただいているところでございます。

## ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。頂いた資料の2ページの、先ほど桃原委員からも話があったのですけれども、成績区分率、基本的に評価制度というのは、本人、直属の上司と面談なり、記入なりをして、それを基に評価が決まって、それで決定ではなくて、恐らくさらにその上の管理職のところで、本当にその人が、その評価でいいのかといったところまで、多分複数の段階があると思うのですけれども、その管理職、上司の方の性格によって、すごく部下を鼓舞というか、評価したがる、褒めたがりといいますか、要は性格の方もいれば、自分にも厳しく、他人にも厳しくというか、なかなかいい評価をあまりつけないような方もいたりすると思うのです。

例えばそういう上司による違いだったりとか、あとは二次の方、三次の方、段階はどれぐらいあるか分からないのですけれども、実際本人の評価というよりも、このパーセンテージ、うちの部署では何人まで評価していくのかというようなところで、コントロールしていかなくてはいけないようなところが出てくるのかなと思うのですけれども、これまでどおりの1月から12月というような評価期間だった場合、複数の上司の方が見る機会が出てくる、部署異動がなければ同じ方だと思うのですけれども、そういう意味で複数の方が見るというのは、ある種健全な部分が出てくると。それが1か所、今回4月から年度単位でやると、複数では見られなくなる。すごく重箱の隅をつつくような質問なのですが。

#### ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 まず、評価の運用、これまでもなのですが、年度で4月、期間としては1月から12月というようなつけ方をさせていただいてはいますけれども、実際評価をするのは、4月に業績の設定を各職員で、管理職も含めてですけれども、設定させていただいて、それをもって、その設定の内容を管理職と職員で、この設定で問題はないかどうか確認をしながら初期設定を、目標設定をさせていただくような形となっておりますので、ですから1月から12月というものと、年度でやるのは、正直申し上げて、あまり差異は、影響はないと考えていただいて、職員からすると。

(「少し補足だけ」という者あり)

#### ○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。人事課長からもしっかり説明があったところなのですけれども、実際の役所業務は4月からスタートになりますので、人事異動とか、新組織ですね、新体制をスタートさせるのは。ですので、今言う評価というのも、当然そこの体制が整ってから、一次評価者、二次評価者という方がいらっしゃるので、その方たちが1年、1年というのは4月スタートの3月までの評価をしていくということになりますので、先ほどの質疑で、1月1日というのは、あくまでも昇給が、今までは1月1日を基準にして昇給、ここで資料にあるように定期昇給ですね、4号給、普通に上がっていくというところ、今後は人事評価を活用して、今までどおりの4号給がほとんどなのですけれども、ちょっと差をつけて、やや良好でない、先ほど課長からも説明があった、勤務態度とか、そういったものを見て、そういう方に対して、やや良好でないという評価を受けた方は、2号給しか昇給させませんよと。それの評価制度のスタートが4月から始まるので、それに合わせていくような今回の改正になりますので、そこら辺は御理解いただけるかなと思います。

#### ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 あと今、宮城委員からお話がありました、職員評価者からの甘辛が出るのではないかというところにつきましては、今、私どもの担当がシステム化しておりますので、評価のシステムをポータル上に貼り付けて、こちらのほうで各自入力をしていくと。仮に12月末までに最終的な業績の評価を、例えば私が係長を評価するというような場合においては、私が係長を評価、まず一次評価者としてやると。次に部長のほうで見ていただくというような2段階評価で、またその評価の内容につきまして、例えば私がA評価する場合、B評価する場合、C評価する場合というようなものについては、データ抽出で、この課の、この部の評価、例えば人事課の評価はこういう感じ、税務課はこんな感じ、甘辛が見えるようにしていますので、そのデータを抽出したものをもって、部としてのやはり長、部長のほうで見て、極端な差異が出ているという場合には、その差異は何だ、意図はあるのかという確認はしていただくというような流れで、ちょっと修正が必要な場合もあるかと思いますので、そういった評価のアドバイスもいただきながら、甘辛が極端に出るようなことがないように対応させていただき、また研修においても、そういった部分は管理職においても、係長級においても、職員においても、こういった甘辛が極端に出るようなことはないような研修を進めさせていただく、今現在でもやってはいますけれども、今回の、これ以降も、そういった内容で極端なものが出ないようにという形で運用させていただくという研修も、そのようにさせていただくということで、御理解いただけたらと思います。

#### ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。聞いた話というか、経験した話ではあるのですけれども、直属の上司にはすごく評価されるけれども、その上で、いつも相対評価なので、人数が決まっているので、いい評価がつけられなくてごめんと言われるような、直属の上司には、俺は頑張ったけれども、ごめんねと言われて、何か本人のモチベーションがなかなか上がらないというようなケースもあるという、この人事評価制度に関してはあったので、ぜひその辺りはしっかりやっていただきたいなと思います。

すみません。もう一点、今回の議案第80号の話では、新型コロナウイルス感染症の定義の変更も含まれていますよね。これに関して1点だけ。この定義の変更によって職員の業務への何か影響はありますかということと、市民サービスへの何か影響が出ますかということについてお答えをお願いします。

- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 今回の定義の変更につきましては、政令のほうが改正されておりまして、その内容を踏まえて、例えば今まで救急の方々が、例えばコロナの患者の対応をされた場合には手当、今現在支給してございますけれども、うちの保健相談センターのほうは、看護師のほうが、ちょっと県の動員とかにも対応できないような形で進んでいるので、ほぼないと思うのですが、仮に動員をお願いされて、保健所だったり、簡易宿泊ホテルの保健師として、ちょっと動員をお願いできないかというような場合に対応したとしても、手当の支給に影響が出るということは、この辺内容ではございません。特に手当がなくなるとか、減額されるとか、そういったところもございません。
- ○宮城政司 委員 市民サービスは。
- ○人事課長 当然ながら、こちらにおいても何らかの影響が出るというものもございません。
- ○宮城政司 委員 以上です。ありがとうございました。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 1点だけ質疑させていただきたいと思います。人事評価というのは、マイナスもプラスも 当然出てくるものだということで、それをやはり勤勉手当への活用とか、人事評価ですね、なされていくわ けなのですけれども、これは管理職の方々、課長以上も、これは該当するのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 係長以下、職員給のみならず、当然のことながら管理職、課長以上、課長、次長、部長職の方々も含めて評価の対象となってございます。部長職であれば副市長、市長の評価をいただくという調整をさせていただく。次長級であれば、部長、市長、管理職は部長、副市長ですね、課長級以上は。というような流れとなっております。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一德 委員** 分かりました、管理職は該当しないのかなと思って。 それから、これは任用職員は該当するのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 会計年度任用職員のことでよろしいでしょうか。
- ○岸本一徳 委員 そう。
- ○人事課長 会計年度任用職員においても、簡易なものではございますけれども、今現在も評価という。ただ、事務の遂行に何ら問題がないという場合は、基本的には更新をイメージした評価の内容、簡易なものではございますが、評価制度はございます。

ただ、これは会計年度任用職員の評価については、昇給に反映するとか、そういったもの制度を国として 持っておりませんので、今後何らかの運用が示された場合には対応を検討してまいりたいと思っております。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 会計年度任用職員も責任が発生する、そういう地位というか、立場のようですから、そこら辺はちゃんとやって差し上げたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、例えば管理職で、どこか税務課でも、納税課か、過誤納付とか、そういうのがあって、何か市 民に向けて謝罪をするとか、そういう会見をするとかというときがあったのですけれども、これは過去何年 かにまたがって、そういうのが発生したいきさつもあって、実際に発覚をした、認識をしたときの課長というのが一番責任を負っているような、そういう認識だったのですけれども、これがまた懲戒とか、そういう部分に抵触するのであれば、こういうのは遡って全部処分されるべきではないのかなというふうにも思ったりしたのです。

今回のこれとは、ちょっと違うかもしれませんけれども、人事評価というのは、この辺のことが伴うものではないかなというふうに思うので、皆さんは、いいことをするよりも、市民にというか、市に対してマイナスの部分というか、そこはいわゆる処罰の対象になったりとかというふうなことが、恐らく公務員法に照らし合わせて、そういうふうになっているのか分かりませんけれども、そういうふうなのが、私は客観的に見受けられるわけなのです。

だから、こういうのも明確にすべきではないのかなというふうに思ったのですけれども、役所の人事が替わっていくときに、そこら辺は、誰が責任を取るのかというのは、なかなか難しいことだというふうに思うのですけれども、そこも何か難しい判断があろうのだろうなというふうに思ったのです。人事評価というのは、そういうものだろうなというふうに思うわけです。

だから、ある面で言えば、能力のある方、それからまたまとめ役というか、そういう能力のある人とかというふうなことで、職員の中でも、例えば行革で物すごく功績のあった職員がもし出た場合に、これは予算とか、それから決算とか、こういう部分で、非常に市に対して、財政に対して貢献をしたというふうな形になると思うのですけれども、反面、お金は換算できないけれども、例えば窓口での市民からの相談のシステムを開発したり、つくったりする場合に、そういうのを市民の視点で一生懸命つくって、職員がそういうようなことで貢献した場合に、これはあったかどうか分かりませんけれども、そういうふうなときに、やはりこういう方々への評価の仕方というのかな、むしろ公平にやるというのも大事かもしれませんけれども、そういう能力のある人、それからまた意欲のある方々をしっかり評価していくという、そういう部分も私は必要ではないのかなというふうに思います。

これは今言う勤勉手当とか、昇給とか、全てそこは含まれているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

# ○桃原朗 委員長 人事課長。

○人事課長 昇給については、すぐにということではございませんけれども、基本的に良好な方については、 定時の、通常の昇給で対応しましょうということで、今回は運用させていただきますけれども、ただ勤勉手 当につきましては、極めて良好というような、確かに今、岸本委員のおっしゃるような、本当に極端に市民 サービスにも直結するようなすばらしいシステムを構築されて、誰もが喜ぶような市政の運用に資するよう な対応をしたということであれば、加算の対象に当然なるかと思います。組織の見直しの部分もしかりです し、それは何らかの評価をされてしかるべきかなというふうに認識してございます。

# ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** ぜひそういうところまで検討できるように、市長、副市長にもお話をしていただきたい、 報告していただきたいと思いますが。

#### ○桃原朗 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今、岸本委員からもありましたように、この人事評価制度は評価する側が非常に問われてき

ます。であるので、これが条例が可決いただければ、今後は評価する側、係長とか、課長とか、次長、部長とか、そういった方々が評価者になってきますので、そういった方への研修もしっかりと行ってまいります。 なので、今懸念されているのは、当然あると思いますので、そこら辺をしっかりと対応させていただきたいと思っております。以上です。

- ○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。
- ○桃原功 委員 本会議場でも言いましたけれども、いわゆる人事評価という、非常に堅い言葉というか、職員からすれば、多少構えてしまうようなもので、皆さんの役割、幹部の役割というのは、よい職場環境をつくることが大切で、これによって萎縮することがあっては本末転倒になってしまうので、この資料1の人材育成・組織パフォーマンスの向上とうたっているわけですから、今、次長のほうからも研修をしっかりやっていくのだということは確認できましたので、いい環境づくりということをお願いしておきます。
- ○岸本一徳 委員 ほかに。

(「なし」という者あり)

○岸本一徳 委員 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前10時47分)
- ○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第80号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前10時59分)

## 【議題】

議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

議案第90号 宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について、議案第90号 宜 野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを一括して議題といたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第81号及び議案第90号については、議案の提案趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第81号及び議案第90号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。行政改革推進室長。 (執行部説明省略)

- ○桃原朗 委員長 それでは、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 今、概略説明がありましたけれども、今回はデジタル庁創設に伴う、それを軸にした改正かなと認識はしているのですけれども、そうすると、これは皆さんの現場の方々が、インダストリアル・コリドーに関しては宜野湾市に特化したものですけれども、皆さんの発案ではなくデジタル庁創設に伴う改正ということでの認識でいいですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 お答えいたします。デジタル庁をメインとした考え方は組織図にありますけれども、 今回全体的に行いますのは、昨年度、27年ぶりに職員定数条例の改正を行って、定数を65名増員させていた だきましたので、職員定数を増員した機会にですね、これまで組織上で課題となっていた点などを踏まえて 組織改編を全体的に検討したということでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 大きな改正だなというのは、I T推進課が総務から企画に移っていることだと思いますが、 企画に移したほうがいいという理由は何ですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 先ほども少し触れましたけれども、総務部に置いておりますと、全体的な庁内の管理 という部分になりますが、I Tに関しましては、市民全体の施策として展開していく必要がございますので、 そちらについては企画部のほうへ配置を考えております。

また、行革につきましては、これまで総務部の中で組織の運営ということで、人事課と主に連携してきましたけれども、今後は、先ほど申し上げましたように財政面で連携した形で進めてまいりたいと考えております。

あわせて、デジタル推進課が企画部に移りますので、行革の改革としましては、これからの自治体DXの 推進ということについては連携する部分が大きくなりますので、あわせて企画部へ移管してまいりたいと考 えております。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 細かいところが分からないので、お尋ねしますけれども、I T推進課がデジタル推進課に、 総務から企画に移って、係はシステム管理係とデジタル推進係に変わっていませんよね。デジタル庁が創設 されたために新しくできる事務分掌の仕事というのは、どういったものがあるのでしょうか。特に変化はな いのか、それともデジタル推進課に伴って新しく増えた業務があれば。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 現在行っております事務に加えまして、国のほうから示されている自治体DX推進計画というものがございます。そちらを推進する体制として、新たな体制づくりが必要ということが求められていることから、今回検討しているのは、同じ係の名称ではございますが、その中で行っていく重点項目としまして、国として6つの大きな重点取組というものを示しておりますので、今後は、こういった形を推進していくものと考えております。

例えば情報システム標準化や共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策、こういったものが具体的に示されておりますので、ここを推進する体制ということで考えております。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 6つの重点施策。
- ○行政改革推進室長 重点項目。
- ○桃原功 委員 これ自体は、以前これまでもあったのですよね。新たに新設されたということなのですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 国が策定いたしております、自治体DX推進計画というのがございまして、具体的に これが年次目標が示されまして、掲載されたと聞いております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 この自治体DX推進計画と、その中にある6つの重点項目を後で資料で提供をお願いできますか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 資料を準備して提供してまいりたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** もう一つ気になるのは、教育委員会なのですけれども、新たに給食会計係というのが、ちょっと目についたのですけれども、これはこれまでは校務として、児童の学校給食費のことなのか、それからお聞きします。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 学校給食センターの事務につきましては、給食費の取扱いを行っている部分がございます。それにつきましては、現在管理係が1つの係で全て行っていたのですけれども、今後給食会計係を設置いたしまして、今後の公会計移行の検討も、この係で行っていただこうと考えております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** ですから、もともと給食会計というのはあって、管理係で実施していたものを細分化してやっていく、これは強化ということになるのですね、給食費の回収強化ということで理解していいのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 係を設置することで、係長が配置されますので、そこの管理について強化というふう に考えております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** では、強化するに当たって、具体的にどういったものを進めていくのかという、何か資料でもありますか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 学校給食センターに確認しまして、提供できれば提出してまいりたいと考えております。

- ○桃原功 委員 お願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 防災危機管理室、今は市民防災室でしたっけ。なぜこの名称にしたのですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 防災危機管理室につきましては、これまでの防災対策や不発弾対策に加えまして、その他の危機管理を行うということを考えて、今回防災危機管理室へ組織の変更を考えております。こちらにつきましては、これまで縦割りと申し上げてはあれなのですけれども、市民防災室については、ここに明示されている業務以外の危機管理の部分についての問合せや対応を求められることが多くて、その進め方が、ちょっと難しさがございました。各部署との連携、体制に、ちょっと弱さを感じていたところがございます。また、県のほうでも危機管理指針というものが出されておりますので、そういったものを参考にしながら、今回強化をしていこうと考えております。

ただ、防災危機管理室では、事象の全てに対応するものではなくて、所管部署が存在する場合は所管部署で、まずは対応するということの前提に立ってやっております。複数の課にまたがる場合とか、全庁的に窓口を決めていかないといけないときに筆頭になっていくような部署ということで考えております。

## ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○岸本一徳 委員 防災士の試験でですね、受講の研修で熊本県の危機管理防災企画監、この方は自衛隊のレンジャー上がりの方だったのですけれども、一番話の、講座の中で、分かりやすくて、実際に災害が起こった場合、何をどうすべきなのかというふうなことをよく分かっていらっしゃる方で、一生懸命勉強したあまり眠かったのですけれども、目がらんらんと、非常にすばらしい講座で、恐らく他府県も、こういう危機管理というのですか、実際は災害が起きたときに指揮が取れるかどうかという訓練は、職員はどの程度やっているかといったら、分からないみたいなのです。

これからの話みたいで、そういうレベルの高い話をずっと聞かされて、いざ災害になったら大変なことになるのだと。実際に能力がなければ、県民も市民も守ることができないのだというふうな話がありまして、だから危機管理というそのもの、これは国の法律、指針に基づいて、そういうふうになっているかもしれませんけれども、実際に機能させなければ何の意味もないですので、危機管理というぐらいですから、実際災害や事故、うちは米軍基地もありますので、そういう災害も起こり得る可能性はあるわけですから、そういうことを、やはり意識をして、意図して、目的として、そういう名称に変えたのだろうなというふうに想像しているのですけれども、この辺のことをもう少し、実際にどこまで考えていらっしゃるのか、市が、皆さんが、どういうふうな形で、その部署を捉えているのかということを少し資料として頂けますか、これについての。

- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 可能な限りちょっと書き出してみて提出してまいりたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** それから、先ほど桃原委員からもありましたけれども、デジタル庁という国の、それを受けて本市の事業も進めていくという、そういうところまではいっていないようですけれども、全て何か補正でも何でもあった場合には、全部そこに結びつけるという、そうではなくて、勘違いしている部分もあった

りして、実際には補正も国の指針に基づいて、こうなっているわけではないですよというふうなことで、これまでのもので、デジタルという用語も言葉も使っていますので、この辺は分かりにくいのかなというふうな感じがいたします。

要するにコロナで、いわゆる対面で、役所の窓口が、これからはやはりできるだけネットやSNSや、様々なことを駆使して改革をしていくという、そういうことがイメージとしてあるのですけれども、9月議会に私押印主義等含めて通告したのですけれども、時間がなくてできなかったのですけれども、今やはりどこまで、どういうふうに進んでいるかというのが、市民も分からないし、我々議員も分からないと思います。分かっているのは、皆さん、職員だけではないかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺はどう改革をしていくのか、どう進んでいくのかというのは、やはり先にイメージとして示して、こういうことをやっていきますと、ではこういうことは、まだやっていないのだねというふうなことも分かるわけですから、そこをしっかり市民に説明がちゃんとできるように、ここの部分を、さっき各分野は、使い古された言葉で、今までもあったでしょうと。新たなものは何なのという、そういう部分が、まだ見えていない部分があると思いますので、そこら辺がやはり分かるようにしていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。それに関しても、今言っていることが、大ざっぱなのですけれども、そういう資料も、市民に見せられるような資料もあるのでしょうか。

# ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今のデジタル推進課の業務に関連してということなのですが、先ほど少しお話ししました、国の重点項目という中では、例えば情報システム標準化や共通化、基幹系の17業務が対象となっておりますが、そちらについては目標年度が2025年度となっております。また、マイナンバーカードの普及促進が、ほとんどの国民が保有するというのが2022年度が目標となっております。

それで、行政手続のオンライン化ですけれども、メインはぴったりサービスの拡充でございますけれども、 こちらについても2022年度が目標となっております。こういった大きな取組についても一歩ずつ着実に進め ていかなければならないという段階まで来ておりますので、進めていくための体制としてデジタル推進課と いうものを企画部に配置する予定でございます。

今の重点項目につきましては、国が策定した自治体DX推進計画に基づいたものでございますが、こちらを今、岸本委員がおっしゃっていましたように市民へ提示がしていけるようにするために本市版の自治体DX計画というものを策定しなければならないのではないかというふうに考えておりまして、こういった策定についても検討ということで、今、IT推進課が今後デジタル推進課となった際には、恐らく進めていけるものだというふうに考えておりますので、市民の皆様へお示しする段階というのは、そういった計画が策定されたときではないかなとは思っております。

ただ、個別の、一つ一つの、先ほどの非対面非接触型ということで、はんこレス、押印の見直しであったりとか、一つずつの取組については、また取組の内容について市民の皆様へ周知してまいりたいなというふうに考えております。

#### ○岸本一徳 委員 以上です。

- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 今の総務の防災危機管理室について、もうちょっと確認させていただきたいのですけれ

ども、どういったものを扱っていくかというのは、資料を出すということなのですが、1 つ確認したいのは、 今までは市民防災室、今回防災危機管理室というふうに名称変更したのは、確認ですけれども、これは災害 対策基本法を基本とした宜野湾市の市災害計画、国民保護法を基本とした、要するに有事の際の国民保護計 画、その部署が今、国民保護計画の担当する部署が今まで宜野湾市はなかったと思うのですけれども、そう いう国民保護計画も今回の防災危機管理室という形になるということで、国民保護計画に対しても進めてい くという考えなのか、確認させていただけますか。

# ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今おっしゃっています、災害関係の法律に関するものと、国民保護法も現在も一応市 民防災室が担当部署ということで割当てになってございます。そこを明確にしていく必要がございまして、 自然災害に加えまして、大規模な火災や重大な事件、事故などを含めて危機管理ということで、窓口を考え てございます。感染症の蔓延や有害化学物質の事故など、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被 害が生じ、また生じるおそれのある事件や事故というふうに考えております。

#### ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 はっきりとはおっしゃらないですけれども、いろいろ有事がささやかれている中で、これは要するにあってはならないことなのですけれども、そういったミサイルとかの着弾等も国民保護計画の中では書かれているはずなので、そういったところを、まずしっかりやっていく部署になると私は認識しております。

今回部長が新しく兼務する危機管理監になるということなのですけれども、現在までなかったわけですよね。今は危機管理、要するに国民保護計画に関しては、危機管理の責任者というのは、今はどなたなのですか、室長になっているのですか。

## ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。

○行政改革推進室長 今の御質疑にお答えしますが、トップである市長が、もちろん最終責任者であるというふうには考えております。ただ、今いろいろな危機管理に関する事象が発生した場合に、おのおの部署のほうで対応している部分がございまして、そういったところで連携に遅れを取ったりしているような事象が見られますので、私たちとしましては、その事象に対して迅速に対応するために防災危機管理監を配置いたしまして、所属部署の決定とか、筆頭になる総合調整役というふうに考えております。

## ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひしっかりとした体制で、両方の上位法がありますので、国民保護法、あと災害対策 基本法、両方しっかりできるような体制をつくっていただきたいなと思いますけれども、あともう一点、この新しくつくられる防災危機管理室では、私、前の一般質問、今回の一般質問で、これはPFOS等の、しっかりとした体制をつくってほしいと、要するに情報の共有、あと見識の下、しっかりとした体制をつくれるような形にしてほしいと。

これはなぜかというと、いろいろな部署にまたがっているから、皆さん知識がばらばらで、前回私がやったときに知識がいろいろばらばらだったものですから、そういったものは、本来であれば、要するにPFO Sは環境汚染の問題ですので、環境対策課が対応するはずなのですけれども、その辺が全然動いていなくて、基地政策部が担当したりとか、本当は環境とか、消防、水道、その辺りがしっかり知識を持っているはずな

ので、それもしっかりまとめてやっていただきたいなと御提言させていただいたのですけれども、一般質問で。そういったところまで、できる限り取り込めるような、要するにいろいろな法律にまたがるけれども、ここはしっかりと知識を統一して、市の見解を言っていけるような部署にぜひしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 まさに平安座委員おっしゃっているような事象に対応して迅速に市としてのまとめを 行っていける部署というふうになることを期待して、私たちは組織を考えております。市長部局だけではな くて、消防本部、上下水道局との連携も重要と考えておりますので、そういったところの連携役ということ で、危機管理監の設置というふうに考えております。
- ○平安座武志 委員 以上です。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 すみません。資料を見てるのですが、市民経済部観光農水課が観光スポーツ課に変わっているのですが、農水を外してスポーツとなった理由を教えてください。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 観光スポーツ課につきましては、教育委員会生涯学習課よりスポーツ振興関連業務を全て移管いたしまして、観光スポーツ課を創設するということを考えております。こちらでスポーツと結びつけた観光資源の開発に取り組んでいくような考え方でございます。

これまでのスポーツに関する大きなイベントの際には、生涯学習課と観光農水課で連携して取り組んでまいりました。今後は、観光振興の取組と、より一層の連携を図るためにスポーツイベントの誘致や市民スポーツの振興、推進というふうに考えております。

農水係につきましては、スポーツ係を移管するタイミングで産業政策課に配置をいたしまして、観光分野を除く産業全般ということで、産業政策課で担うことを考えておりまして、産業振興を図っていく部署として位置づけてまいりたいと考えております。

- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 農水という名称が外れたことに違和感がありまして、今、宜野湾市、農家の皆さんが減っている、そして生産量も減ってきている。そういった中で農家の育成であったり、保全、そういったものにしっかり取り組んでいただきたいという気持ちが強いものですから、またそういった中で今、建設部で地権者に向けた地域のアンケートなども行って、要は埋立てを希望している人が多い。そういったのが影響して農水という文言を外しているのかなというふうにもちょっと感じたものですから、その辺の御見解はどうですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 すみません。農水係が外れたというよりは、課の名称に農水がなくなったというところをちょっと懸念というか、御心配されていると思います。私たちは、そういった点での視点ではなくて、産業政策、これまで一次産業の部分を現在の産業政策課から外されて、これは業務量の分担の問題もあったのかもしれませんけれども、ここは産業政策として考えたところで集約した部署というふうに考えております。

- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 **委員** 確認しますけれども、農林水産係ですか、産業政策課に移動しているのですけれども、この 体制というか、人数というのは変更はないですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 人数の変更はございません。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 いずれにしても、大山地域の田いも地域ですね、今は地権者のほうも埋立てを希望している 人が大分多いというアンケート調査も出ています。そういった中でどうやって宜野湾市の特産である田いも を保全していくか、その辺に力を入れて、名称が変わったからそのまま衰退してくのではないよと。しっか りこの部分も今後取り組んでいくよということで、お願いいたします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。細かいかもしれないのですけれども、宜野湾市の職員定数条例が変わったことがきっかけになってということだったのですが、管理職の人数も実際まだ数え切れていないのですけれども、次長ポストが増えたりとか、管理職の人数も、この条例に沿って増えているのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 今回の組織改編に伴いまして、管理職のポストは変更してございます。資料2のほうでございますけれども、ポストとしましては、福祉推進部のほうで、これまで福祉推進部次長1名配置がありましたが、今回こども担当次長兼こども政策課長を考えておりますので、兼務でございますので、人数の増はございませんけれども、ポストとして、こども担当次長が1名増えます。

それから、次長クラスでいきますと、議会事務局のほうにも次長を配置する予定です。次長兼総務課長という職名で配置の予定です。

課長クラスでいきますと、建設部の建築課が2課に分かれますので、こちらにも課長職が1名増になる予 定です。

それから、市民経済部産業政策課のほうに仮称ではございますが、企業誘致担当主幹を配置する予定でございます。

少し戻ります。また、議会事務局のほうにも議事担当主幹の配置を予定してございます。

ポストが増えましたのは、課が新しくできます、基地跡地推進課が配置されますので、そこの課長のポストが1名増えることになります。今のところは、そういったところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。ポストが、恐らくその前の段階のステータスで止まっていた職員 も、また意欲が上がるのではないかなという気がする反面、予算的に大丈夫なように頑張ってくださいとい うことはお伝えします。

次の質疑なのですけれども、新たな部署名を検討してつけていただいたと思っているのですけれども、私 は以前の一般質問で市民向けということもあって、うちな一ぐちを使った課や係の名称というのを検討して ほしいということで、当時の当局からの回答は、していただけるようなことの回答をいただいたと思ったの ですけれども、どのような検討がありましたか。

- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 今回の組織変更の点に関しましては、うちな一ぐちを利用した組織名は検討してございませんでした。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 行政としての職務を、まず最初に視点として考えた結果だと思うのですけれども、常に市 民の目線も意識して、関係ない部分というのも、もちろんあるのかもしれないのですけれども、そういった ところからも、ぜひ市民に寄り添っていただきたいなと思いますので、次の機会には、ぜひせめて検討はし ていただきたいなと強く要望します。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 御提言、大変ありがとうございます。行革本部会議のほうで意見がありましたのは、 課名は、やはり市民に分かりやすい課名を検討してほしいという意見がございまして、そういったところに は、ちょっとうちな一ぐちは入っておりませんでしたけれども、私たちのほうでは。今後は、そういった点 も考えてまいりたいなと思います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 もし資料で頂けたらと思うのですけれども、先ほど室長のほうでスマートシティー構想というお話があったと思うのですけれども、宜野湾市はデジタルファースト共同宣言をした際に、キーワードは出ていたと思うのです。具体的にどういうスマートシティーというものを構想として持っているのか、イメージなどあれば、もしかしたら、簡単に口頭で説明できるものではないと思っているのですが、後ほどでいいので、資料を、こんなまちになるよというものがあれば、もしくはこういったことをスマートシティーとして定義していて、それに向かって頑張っているものがあれば、資料として提供していただきたい。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 こちらは I T推進課が所管でございますので、具体的には、そちらのほうで資料として回答させていただければと思いますけれども、まずは自治体DXのほうの推進が、先ほども説明しましたように国から目標年度が定められておりますので、そこを一歩ずつ着実に進めていくということを現在考えております。

それから、企画部へ移管する意味合いとしまして、企画政策課と一緒になって、まちづくりの中でデジタルを進めていく、そのように考えております。スマートシティー構想の中では、西普天間の中でのデジタル化、またもちろん続いていきます普天間飛行場跡地の中でスマートシティー構想として目指していくものというふうに考えておりますが、現在できる内容としましては、IT推進課に確認しまして、資料のほうは提供してまいりたいと思います。

- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 1点確認をさせていただきたいと思います。新旧対照表から5ページ、現行と改正の案がそれぞれ出されているのですけれども、現行にある、5ページの一番上の行に女性行政に関すること、これが改正後には、ちょっとどこに書いてあるか探し切れないのですけれども、女性行政に関することの記述はどうなっているのか、お尋ねします。

- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 5ページのほうですね、右側が改正後のものになっておりまして、3項の10号、男女 共同参画に関することということで、市民経済部のほうで事務分掌を移してございます。これまでの女性行 政に関することという表現を改めまして、男女共同参画に関することにしております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** そしたら10番の男女共同参画に関することに女性行政に関することも包含しているということですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 そういう認識でございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これは皆さん、議論してこのように、それとも上から、このような提案があったのですか。 女性行政の後退にはならないか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 現在の市民協働推進課で実際事務分掌になっている課に確認いたしまして、今度の男女共同参画に関することに改めておりますので、こちらの業務を進めていく認識の中で、このような表現でよろしいということになってございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 まだまだ女性に関する地位だったり、様々なものが私は改善されているということの認識は、ちょっと薄いのです。であれば、これはちゃんとしっかり記述してやるべきと思っているのです。こうやって包含されてしまうと、後退になっていないかという懸念を市民が持たないか、少し危惧するのですけれども、この辺、皆さんではなくて、上の見解というのは、どんな説明しているのですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 一つ一つの事務といいますよりも、私たちとしては、現在行っている市民協働推進課の推進体制であったり、係名であったり、そういったところを今現在進行している体制の中で事務分掌を検討し直しておりまして、そこについては男女共同参画に関することのほうがマッチしているというふうに考えまして、このようにしております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** マッチしているという答えだけれども、私は少し気になってこれでいいのかな、後退になっているような印象を市民は持たないのかなと思うのですが。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 1点だけ確認させてください。今回市民経済部のほうに観光スポーツ課ということで、スポーツに関わる課ができたのですが、さっき説明の中では産業振興に資するとあり、ベイスターズも関連すると思うのだけれども、これを産業振興に結びつけるための宜野湾市にベイスターズ以外に関連するスポーツというのはありますか。どういったものが、もしあるとすれば。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 現在ですけれども、スポーツに関する事務というのは、教育委員会の職務権限の中に位置

づけられております。今回組織機構改革に伴いまして、現在生涯学習課の行っている事務を移管する形にはなるのですけれども、実際観光のほうと共同してやっていたのは、オリンピックの誘致といろいろ連携しながら、健康に関わる部門とスポーツに関する部門ということで、ある程度大きなイベントのときには、関係するものは、明確にどれということではないのですけれども、共同して一緒にやっていたのです。

それを今回私たちが今持っている事務の一部なのですけれども、そこらスポーツの運営企画とか、市民スポーツの企画とか、スポーツ団体に関する補助関係の件とか、学校を使ったり、夜間開放の運動施設の提供とか、そういった事務を移す形になっているのですけれども、その都度、その都度状況に応じて、これは関連するものは明確にどれというものはないのですけれども、一緒に連携しながらやっていた事実はございます。

- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** 学校開放事業とか、学校の体育館を使ったスポーツ、そういったものも市民経済部のほうで、これからやっていくということなのですか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 そのとおりでございます。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○**平良眞一 委員** 学校関係以外で、ベイスターズと産業振興結び付けていますよね。そういった形で学校関係以外のスポーツとか、そういったもの、宜野湾市と関係するスポーツはありますか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 実際市が主催するものではございませんけれども、私たちが補助団体、社会教育団体であります、スポーツ協会のほうとは、市の各種大会等を実施しております。そういった大会等も今後は観光のほうで事務を担う形になりますので、そこは一緒になって、また新しいスポーツの発展という観点から大きくできるものなのかなということで想像はしておりますけれども、どれということでは、実際そういう大きい大会はなかったものですから、正式なものについては、今答えがちょっとできない状況ではございます。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 学校でやる体育とかについては学校でやるということになっていますね。それから、スポーツ少年団とかについては、今回は観光スポーツ課が担当するということなのですか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○**生涯学習課長** スポーツ少年団につきましても、そのまま観光のほうに移管する形になります。実際事業 活動そのものにつきましては、それぞれの団体が社会教育団体として自主的に活動しているものでございま すので、こちらの関わりとしましては、ある程度助言とか、そういった指示とかはできないものですから、 手助けという形、位置づけになりますので、それぞれ事業を振興していくものだと思っております。
- ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 その担当はスポーツ振興係、観光スポーツ課になるということですね。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 そのとおりでございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今の平良委員の続きみたいになるのですけれども、一般質問でも確認しているのですけれども、このスポーツ、教育委員会が今まで持っていたスポーツに関する事務を市長部局のほうに委託するということですよね。今お話になっていたのは、社会教育団体とか、スポーツ団体に対してスポーツの推進についてどのようにお考えですか、教育委員会として。

### ○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 今回の移管によって学校教育でしたら指導要領に沿ったものになりますけれども、それ以外、所管している、先ほど話がありましたスポーツ少年団、学校開放事業、あとスポーツ推進に関すること、全てが移管するわけですけれども、社会教育団体ではありますけれども、その社会教育法に位置づけられた団体ではありますけれども、事務の手続等については、生涯学習課で行っていたときと変わりない手続を取りますので、対応についても、それは可能だと考えておりますので、その事務は移管しますけれども、特に社会教育団体での区分分けで、何か課題が生じるようなことは考えておりません。

### ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。今回の議会の冒頭でも部長のほうから産業振興とスポーツを結び付けると質問でも確認しているのですけれども、教育の全てを移管するわけではなくて、今言ったスポーツ団体とか、そういった団体、児童生徒に対して、教育に対して支障が出るのではないかなと懸念があったものですから、質疑させていただきました。そういったことは全然ないということで理解してよろしいですか。

#### ○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 法の中でも学校に関する、体育に関することは除いております。中学校の部活動でしたら、 その教育課程の中で位置づけされておりますので、そこはこれまでと変わりなく教育委員会のほうで所管い たします。スポーツ少年団については、教育課程でいう部活動の位置づけとは異なりますので、そこは今回 事務移管によって市民経済部のほうで補助金の対象だったりとか、いろいろな手続等をさせていただきたい と思っております。

### ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。では、もう一回、学校開放、今実際やっているのですけれども、そのあたりも教育委員会から分けて、全て市長部局で担当するということですよね。学校開放とかの中でやっている事業も移していくのはどうかなというのはあるのですけれども、その辺の見解をお伺いさせていただいてよろしいですか。あくまで産業振興とスポーツを結びつけて、この新しい担当課をつくるということは理解しているのですけれども、学校開放とか、こういった事業まで新しくなるスポーツ振興係、そこにいくのはどうかなという考えがあるのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

#### ○桃原朗 委員長 教育部次長。

○教育部次長 この事務移管によって観光資源と結びつけるということでした。そこが、学校開放事業が直接観光振興と結びつけるかというのは、まだ少しニュアンスは違うかと思いますけれども、スポーツの中でも一部の事業を教育委員会へ残すということは、また事務をする上での効率的な考え方からすると、少しまた不安が残るのかなというところもありますので、これまでどおり学校開放事業についても、実施する場所は学校です。学校の施設を利用してやりますので、そういった開放する学校であったり、連携はずっと続くと思いますので、そこは新しくなる市民経済部の窓口と学校現場の中で連携していけるものと考えておりま

す。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございました。私、スポーツとか、そういったものは社会、教育に関するする ものは教育委員会で所管したほうがいいのではないかという観点でした。以上です。

もう一点よろしいですか。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 建設部の建築確認の部署が建築指導課に変更となっていますけれども、土木課の課名がなくなって、道路整備課となっているのですけれども、土木課を名称変更した理由をお伺いします。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○**行政改革推進室長** 今回市民に分かりやすい名称に変更したいという意向がございましたので、このように変更してございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 もちろん市民に分かりやすい名前を付けていますけれども、土木課というのは、県に行っても、各市町村でも土木課というのはあると思うのです。 慣れ親しんでいると思うのですけれども、それをあえて今のタイミングで道路整備課にしたのか。 今回インダストリアル・コリドー地区の返還に向けて変更したのか、その辺市民から聞かれるはずなので、この辺ちょっと確認したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 組織の名称変更につきましては、県内各市の組織図も取り寄せまして確認してございます。他市はどのようになっているかという状況も確認しております。道路整備課というところが、ほとんどといいますか、道路課とか、道路整備課という、市レベルでは、そういった名称のほうが多かった点もございまして、今回道路整備課としております。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。土木課という名称より分かりやすく変えていて、本市は遅れているといったら、あれなのですけれども、変えていく予定であったと理解していいですか。
- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 これまで市民からの問合せのときにも、道路がつかないときに、どこが窓口に、この 道路関係は相談していいか分かりにくいというようなこともあったというふうに聞いておりますので、この ようにさせていただきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○**上里広幸 委員** ありがとうございます。理解しました。

最後なのですけれども、市街地整備課のほうで、今までは工事係だったのですけれども、1係、2係と分かれているのですけれども、この分かれた理由、業務が増えてきたのか、その辺ちょっと確認させてください。

- ○桃原朗 委員長 行政改革推進室長。
- ○行政改革推進室長 今回市街地整備課の工事係を2係へ分けて、工事1係と2係としております。こちらにつきましては、西普天間住宅地区跡地の開発の業務が、やはりピークといいますか、業務量が増えてきて

おりますので、それに対応するために係分けをしてございます。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。
- ○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第81号及び議案第90号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと 思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時54分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時56分)

〇桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時56分)

### ◆午後の会議◆

○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

### 【議題】

議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

お諮りいたします。議案第89号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第89号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明等がございましたら、お願いをいたします。消防次長。

(執行部説明省略)

- ○桃原朗 委員長 質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。石川慶委員。
- ○石川慶 委員 御説明ありがとうございます。内容については、よく分かったのですけれども、幾つか確認 したいのですけれども、今回30名から40名に団員のほうも増やしていくということなのですけれども、現在 25名だったか、すみません。何名団員がいるのか、教えてください。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- 〇消防次長 令和 3 年10月 1 日現在の消防団員数は25人となっておりまして、12月 1 日現在においては 3 名の新たな消防団員が採用されておりますので、12月 1 日現在は28人になっております。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 ありがとうございます。そこで、お伺いしたいのですけれども、この団員確保に向けた取組、これは消防の皆さんがやるのですか。 それとも消防団が自分たちで団員確保に努めていくのか、 広報のやり方とか、 その辺の今までどういった取組をしてきたのか、 教えてください。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 石川慶委員の御質疑にお答えいたします。平成27年にも消防団員の定数の改正がございまして、そのときには22人から30人への改正でございました。その際には、消防のほうで募集要項等を策定しまして、消防団員のほうで2人で1チームというペアを組んで、各自治会、あるいは市内の公的機関、それから郵便局、農協、銀行等、そういった企業のほうに消防団の入団について活動を行いましたので、今後もそのような活動がベースとなって、もしこの条例が可決された暁には、そのような行動も取っていきたいなと思っております。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 分かりました。私のほうでも、今後この消防団員に対する理解の促進ということで、様々な 取組を行いながら、また40名確保に向けて頑張ってもらえたらなと思いますので、よろしくお願いします。

あと1点だけちょっと確認したいのが、議場のほうでもちょっと質問があったのですけれども、この団長、 団員の任期について、他市では任期を設けている市もある。ただ、これを設けたことによって団員確保に向 けた、なかなか取組が進まなかったと。この辺ちょっと詳しく、どういった事例があったのか、説明できま すか。実際この任期を設けたから本当に減ったのか。私は、設けたからといって、必ずしもそうではないと 思って、やはりこういった組織で任期がないというのは、私常々おかしいなと思っていて、再任を妨げない とか、そういった部分の文言を入れれば、全然可能なのかなと思うのですけれども、その辺の認識をお聞か せください。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 石川慶委員の御質疑にお答えいたします。御質疑のあるとおり、宜野湾消防、当消防本部において、現在まだそのような定年制は設けてはありませんけれども、全国においては年間1万人以上の団員が2年連続減少しているという状況が今現在ありまして、それで危機的状況にあります。

このような状況が続くと、今後地域の防災力が極めて憂慮される事態になるということで、総務省消防庁のほうから去年の12月に消防庁長官通知が発出されております。60歳の定年を設けている市町村では、この年齢を引き上げるように、あるいは撤廃するようにというような通知が出されていたことから、今回当消防においても定年制の条文については見送ったという形でございます。

- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 すみません。私が言っているのは、定年制のことではなくて、任期です。例えば団長の任期が2年とか、団員の任期も例えば2年とか、任期を設けて、再任は妨げないとかという形で、普通どういった組織でも任期ってあると思うのですよ。普通、長とか引き受けた場合、どういった組織でも。そういった

ものがないのが、ちょっとおかしいのではないかなということですけれども、その辺の認識をお聞かせください。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 県内の消防団におきまして、この任期制度を設けている市町村が、ちょっと今のところ把握していないという状況ですので、今後このような任期制度というのが、果たして効率的な消防団の運営が図られるのかということを、ちょっと今後の検討課題としていきたいなと思っております。
- ○石川慶 委員 分かりました。ありがとうございました。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** よろしくお願いいたします。まず、お尋ねしますけれども、消防団員の適正数というのが法 律等で定まっていると。宜野湾市の適正数というのは何名なのか、それが40名なのか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 消防団の定員につきましては、消防力の整備指針において地域の実情に応じた必要な数とするというふうにうたわれておりまして、具体的な数は示されておりません。現在、宜野湾市消防本部は30名の定員でありますけれども、なぜ40人にしたかという根拠でお話をさせていただきますと、現在ある2分団制を3分団制にちょっと枠を広げて消防署方面、それから我如古出張所方面、それから真志喜出張所方面といった形の方面隊と連携させた活動を想定しております。

さらに、その方面隊に配置される団員につきましては、その地域の出身者、あるいはその地域にゆかりの ある方を配置することによって、より地域と密接した活動ができるのではないかというふうに一応考えてご ざいます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今の説明でしたら、各方面という部分でくくったら、本部、我如古、真志喜、10名、10名、10名で30名という認識なのか。それで、新たに40名というのは、本部がやはり大きいので、20名、我如古、真志喜は10名というような採用の在り方というか、あるいは出身者別の在り方というか、要は広く、やはり全部から採ったほうがいいわけですよね、偏らないで。そういう意識でよろしいのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。当然、消防本部の管括が広いものですから、消防本部の配置する団員は若干多めに考えております。

それから、我如古出張所、あるいは真志喜出張所のほうには12名程度、12名、12名で、消防本部のほうに14名 程度というような形のラインの張り付けを現在のところ考えております。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 次に、消防団の活動ということで、少し細かいのですけれども、確認させていただきたいのですけれども、この資料では、辰野町の山火事想定、あと宮崎市の舟艇訓練というのが記されているのですけれども、宜野湾市においては、真志喜消防署にはジェットスキーが置いてあって、ビーチでの救難予防に対する訓練もあると思うのですけれども、そういったイメージでいいですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。現在の消防団の活動といたしましては、火災時、火

災の際の後方支援、消防警戒区域を策定したり、あるいは消火栓に部署して水を供給していただいたりするような活動を今お願いしているところです。

それから、火災が鎮火した後、常備消防本部が現場から引き揚げるのですけれども、万が一の再燃火災に 備えて、消防団をそこにあてがうというような活動を行っております。

水難活動等については、今後の検討課題として位置づけております。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** あとは、団員の男女比をちょっと教えていただきたい。男と女の比率、男女比。現在何名で、例えば40人にした場合には、こういったふうに持っていきたいという計画の数字もあるのでしょう。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。12月1日現在で消防団員数が28名、そのうち女性消防団員が8人おります。その割合については、女性消防団員の配置の割合については、今後消防団と協議をした上で面接などをして採用したいというふうに考えておりまして、現時点で、割合について確かな数値を定めていることはありません。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 全国的に2年連続1万人の減少というのを考えると、あまり男女にこだわっていないで、来ていただいたら、もう採用していきたいということなのですかね。

あと、予算についてお尋ねしたいのですけれども、これまでは団長と副団長のみの支出であった。団長と 副団長のみの支出で、改正後は団長以下、下の団員まで年額報酬を支出すると、出勤の報酬も支出するとい う予算で、改正前の消防団員に限った予算総額というのがあると思うのですけれども、それが分かれば教え てもらえませんか。消防団員にかかる支出、この費用弁償の分だけでいいので、いろいろな備品とか、そう いったものではなくて、要は幾らぐらい予算的に増えるというのが数字として知りたいなと思って。

- ○桃原朗 委員長 消防総務課長。
- ○消防総務課長 お答えします。今年度、令和3年度の報酬及び旅費、費用弁償の総額については290万5,000円となってございます。令和4年度につきましては、これから予算審議等されていくのですが、予算編成時期の段階で、今想定している金額が585万1,000円、差額としては294万6,000円の増となってございます。これは、あくまでも40人になった想定での金額ということです。以上です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 分かりました。大体倍額ですね。ただ、命をかけていると言ったら大げさかもしれないけれども、大変なお仕事だと思うので、その辺というのは、しっかり対応しないといけないのかなと思っています。これは一般会計からの持ち出しになるのですか。補助はあるのですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 御質疑にお答えいたします。全て一般会計からの支出になりますけれども、団員の報酬、あるいは費用弁償については交付税措置がなされております。
- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○**平安座武志 委員** よろしくお願いします。これだけ大きな災害等が全国的に多発している中で、やはり消防団員の増員というのは大切なものだと思っておりますけれども、その中で、ちょっと条例の字句の改めの

部分について、ちょっと確認させていただきたいのですが、条例第8条の3項、招集を受けない場合であっても災害、前回は水火災その他の災害というものから、災害(水火災または地震との災害をいう)というふうに今回字句の改めをされておりますけれども、災害の定義は、これは災害対策基本法の災害の定義になっていると思うのですけれども、私がちょっと聞きたいのは、この災害対策基本法とは別の国民保護法に基づく有事の際の、例えばテロ、要するにあとミサイルの着弾、上陸とかという、宜野湾市でも国民保護計画がつくられています。これはなかなか周知されていないのが今、宜野湾市の現状でありまして、総務省消防庁からも避難実施要領のパターンを早くつくりなさいという通知が来ていると思うのですけれども、まだなかなか進んでいない現状がある中で、私この国民保護計画、宜野湾市のを読ませていただいたときに、国から発令が出た場合、宜野湾市のほうとしては、避難実施要領のパターンはまだつくられていませんが、それに基づいて避難行動を警察、行政、消防、そして消防団も一緒になって行うという宜野湾市の計画になっているはずなのですが、災害が、今回この災害対策基本法の災害としか改められていないのですが、それでよろしいのかなと確認させてください。

# ○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。第8条第3項の災害の定義なのですけれども、今回は消防組織法 第1条の災害の定義をここに記載させていただきました。消防組織法の第1条の災害イコール災害対策基本 法の災害と同じ意味合いを持つものと認識しておりますけれども、災害については、全ての災害が含まれる ものと考えております。

#### ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。要するにこの災害対策基本法に基づいた災害とはなっていますが、要するに国民保護計画に基づいての、この発令された場合の避難行動をサポートする、これは宜野湾市の計画に書かれていたもので、消防団も一緒になってというふうに書かれていたもので、だから災害の定義が国民保護法の有事の際の対応にもなっているのかなという意味合いで質疑させていただいているのですけれども、この災害ということで、そこまで含まれているというような認識でよろしいのですか。

### ○桃原朗 委員長 警防課長。

○警防課長 平安座委員の御質疑にお答えします。今少しいろいろな法が出てきたのですけれども、少し区別して考えるのが一番いいのかなとは考えております。今回出している条例については、消防組織法の第1条に関わるものということで区別していただいて、国民保護法はテロなり、ミサイルなり、そういった部分なので、確かにかぶるようなところは多々あるのですけれども、ただこれは別のものということで、ちょっと考えていただければ整理しやすいのかなと思っています。大まかには全体的に、全ての災害を含むようなものにはなっているのですけれども、国民保護法は、先ほど言ったミサイル、テロの関わり、当然ながら消防も消防団も協力して、いろいろ避難なり、有事の際のときには消火なり、そういったことにも携わっていくのですけれども、線の引き方をしっかりして考えるのがいいのかなと思っております。以上です。

# ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○**平安座武志 委員** 分かりました。では、あくまでも今回は線の引き方ということで、有事があった場合には、しっかりと対応できるように。分かりました。

あと、消防団、今回年額報酬を改定して40名を目指すということですが、年額報酬にしたから40名集まる

かといえば、そういう簡単な話ではないと私思っていまして、例えばこの条例の第3条にも書かれておりますとおり、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命するという、ですから消防団がもっとやはり積極的に適任者というのを、どんどん、どんどん探して、推薦して、市長に任命されるという条例になっていますけれども、消防団の積極的な人集め、今もやっているとは思いますが、そこもやはり大事になってくるのだろうなと。

この金額を上げたからといって40名集まるのではないだろうなという意味合いがありますので、消防団の方にももっと積極的にこの人員の確保に向けて努力していただきたいのと、あともう一点が、今回この3条の1項のところで、前回は基地内に勤務してと、勤務している方々ということだったのが、今回は通学している方々まで全部含めたと。これは私は、前も言わせていただきましたが、消防団というのは、何か災害があった場合に迅速に、招集がかかれば集まらないといけないということもありますので、あまりにも宜野湾市から遠い場所の方を採用しても、人数を集めるために遠い方を採用しても、人数は集まっても、実際の活動としてどうなのかという部分もありますから、その辺はしっかり適正な方々を確保していくということで進めていただければなと。要するに形だけの人数を集めても、やはりうまくいかないわけで、宜野湾市の近隣、すぐ集まれるような方々をしっかり集めていただきたいな、そういう志を持っている方々を集めていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

### ○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 平安座武志委員の御質疑にお答えいたします。今回消防団の入団要件を拡充するような形となっております。御指摘のとおり、まずは当然ながら市の防災に携わる団員ですので、第一選択肢としては当然宜野湾市に居住する、あるいは勤務する方、それから今回は通学する者というふうにうたっておりますけれども、その方についても学生を想定しておりますけれども、当然のこととして宜野湾市に居住し、あるいは宜野湾市の近隣に居住するというような方向で、だんだん、だんだんそれをちょっと広げていくような形の採用を考えております。以上です。

### ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願いします。宜野湾市の消防団員の方の数というのは減少傾向なのでしょうか。 先ほど全国では1万人減っているというふうなお話があったのですけれども、宜野湾市の消防団員の方の推 移というのですか、それについて御説明をお願いします。

### ○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。消防団の実員につきましては、令和2年4月1日、現在は30人いました。 やはり年々、宜野湾市においても減っていくような状況で、10月1日現在は25人というような状況、その後3名の団員が入団していただきまして、現在28人というような形で、宜野湾市においても、やはり減少しているような事実でございます。

### ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 令和2年、去年の視点では30名、マックスいたということになると思うのですけれども、 急に5名も減ったというのは、同じタイミングで5名減ったのか。それともそれぞれ個別でなのか、ちょっ と分からないのですけれども、結構大きい減数なのですけれども、どういった状況というか、理由で辞めら れたのですか。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 辞められた理由につきましては、おのおの諸事情がございました。業務が多忙になったという 団員もいましたし、また宜野湾市に居住し、勤務していた方が転勤となって市外に移ったということで、自 然的に辞めざるを得ないというような方もおりましたので、そういうような状況が重なったということでご ざいます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 分かりました。それはもう本当に致し方ないことなのかなと思うのですけれども、令和2年まで30名だったときまでは30名がある程度維持できていたのか、それとも増減が結構あったのか、思い出せる範囲でお願いします。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。記憶は曖昧ではあるのですけれども、やはりマックス30人から減ったり、また増えたりというような変動があったというふうに記憶してございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 前のお話を聞くと、宜野湾市に関しては、物すごく少なくて困っているというよりは、多 少の増減はあるけれども、ある程度の人数は確保できているのかなというふうに理解しました。今回定数を 増やすことで、また増えた状態で、ある程度キープしていただけるだろうなという期待は持っています。

そこから伺いたいのは、この募集の要項とかを見て、応募資格があったり、入団手続もあるのですが、過去に、応募に来たけれども、断った事例とかありますか、何らかの条件が整ってなくて。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 御質疑にお答えいたします。こちらのほうで採用に至らなかった事案はあったものと記憶して ございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** もちろん、応募する方というのは、こういう要項を見て、しっかり自分としては大丈夫と 思って来られると思うのですけれども、やはり合わない場合があったということだと思うのですけれども、 どれぐらい、結構あるのか、めったにないケースなのか、どちらでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。そんなに頻繁にお断りするというような事情はなかったものと思っております。採用に至らなかった理由といたしましては。消防団の定期訓練、定期会議に参加ができず、日程が合わなかったということも1つの要因にあったものとお聞きしております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと別の観点なのですけれども、消防団という言葉は、どちらかというと火災の消防というふうなイメージを持ってしまっていたのですけれども、実際には本当に災害全般というふうに理解します。

そうすると、消防の皆さんが、こういうふうにいろいろ頑張っていらっしゃるというのはあるかもしれないのですけれども、防災室との連携というのが必要になってくるのではないかな。この団員募集に関しても消防だけで頑張っていただくだけではなくて、防災室も一緒になって探すという必要性もあるではないかな

ということを感じたことと、あともう一つ、こういう消防団から、さっき 3か所挙げられていたのですけれども、理想論で言うと、例えば23自治会に1人ずついたりとかするといいなと思ったのですけれども、また今度は自主防災組織とちょっとすみ分けとかしていかないといけないのかなと思ったりもしつつなのですけれども、どちらにしてもやはり地域との連携というのが大切なことだなと思って、そうすると、またこの当局との連携が必要になるかなと思ったのですけれども、その辺りというのは、消防の皆さんからしたら、今後そういう連携、巻き込みながらやっていきたいとかという思いはありますか。

# ○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。消防団員を募集する手段として公務員も現在なれる法律改正が行われております。そういうことから、当消防としても4月の新採用の、新しい職員が採用される際には、どうか消防団員の募集の働きかけを各所属長のほうにメールなり、一声かけたりしてはいるのですけれども、今、宮城政司委員から提言があった、防災室との連携ですね、検討していきたいなというふうに考えております。

### ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市の職員の方になってほしいと言っているのではなくて、募集していくところの働きかけを、ぜひ市一丸となって、連携して、消防から声をかけるだけではなくて、防災室からも声をかけて集めるとか、ぜひ一緒にやれる部分は、ぜひやっていただきたいなという、ちょっと提言なのですけれども、できる、できないは、これから検討していただくとしても、そういう動きは、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうですか。

### ○桃原朗 委員長 消防次長。

- ○消防次長 御質疑にお答えいたします。ぜひ検討させてください。
- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 まず、第3条の(1)、備考の部分で字句の改めとありますよね。字句の改めで、新たに入ったのが、または通学する者とありますけれども、説明の中では市内の大学ということであったのですけれども、通学の捉え方がいろいろとあるのですよ。例えば当然短大もあれば、専門学校もある。あるいは高校生も通学といえば通学だし、いろいろな捉え方があるものだから、それは細かく、例えばこれは条例だけれども、それ以外に規則とかもあるのですか。大まかで通学ってあるのですけれども、募集要項を出しますよね。出した後に、対象は大学生ですとか、そういったふうに募集が来て、そのときに断る、捉え方があるものだから。

### ○桃原朗 委員長 消防次長。

○消防次長 知名康司委員の質疑にお答えいたします。現在、消防団の条例の第3条、任用、第2号のほうに年齢は18歳以上の者とするという規定がございまして、消防団を募集する要項が、また別に定めてあるのですけれども、その中では高校生を除くというふうな定義づけをしておりますので、この新たな条文につきましては、市内の大学もしくは専門学校に通学する18歳以上の者を、高校生を除くですね、そういった方を対象としているというふうに認識していただければなと思います。

#### ○桃原朗 委員長 知名康司委員。

- ○知名康司 委員 分かりました。次の83ページの報酬の件、報酬の中で、新たに今回できたのが、副団長というのが新たに設けられていますが、副団長の役割、ごめんなさい。副分団長の役割、これが新たにできていると思いますが、副分団長の役割と何名予定しているのか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 知名康司委員の御質疑にお答えいたします。消防団の、まず階級につきましては、7階級ございまして、消防団長、今現在宜野湾市消防団で配属されている階級につきましては、団長、副団長、分団長、本来であればその下に副分団長、部長、班長、それから団員という形になりますけれども、今回、副分団長を設けた理由につきましては、3つの分団を今回編成、再編する予定でございます。その3つの分団の指揮官、指揮者となる者が分団長になります。この分団長が招集に応じられなかった場合の代理の指揮者として副分団長を今回設けさせていただいたというような形になります。以上です。
- ○知名康司 委員 人数は何名。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 御質疑にお答えいたします。3つの分団を再編いたしますので、3人の副分団長を配置する予定となっております。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 それでは、次のページの出動報酬、前のページからあるのですけれども、出動報酬の中で 災害、警戒、訓練、その他とあるのですけれども、出動報酬の中でその他というのは、どんな内容ですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 知名康司委員の御質疑にお答えいたします。出動報酬のその他の内容につきましては、自主防 災組織が今現在宜野湾市には設置されておりますけれども、自主防災組織に対する指導協力支援、そのほか 応急手当ての普及員指導、それから防災教育などの業務を考えております。以上でございます。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 最後に、ちょっと先ほどから何か定員を満たさない、あるいは団員がどんどん減っているという話を聞いているものですから、ほかの市町村でしたけれども、少年消防団というか、そういったものがあって、これはたまたま名護青少年の家に泊まりに行ったら、そこで別の地域の少年消防団、消防少年団かな、少年消防団、この中で研修していたものだから、宜野湾市には今のところないですよね、少年消防団は。だから、ぜひ育成のことも考えながら、それはいいと思うのです。市内の小学校、中学生を対象に、そういった設置も今後はつくっていただけたらいいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。
- ○桃原朗 委員長 警防課長。
- ○**警防課長** 知名康司委員の御質疑にお答えします。現在本市においては、子供たちの防災クラブはないのですけれども、ただ消防としては、防災教育というものを行っております。今現在、令和3年においては、コロナで少し控えるような形にはなっているのですけれども、ちょっと数については把握、今持ち合わせていないのですけれども、平成30年、令和元年においては、もう何十回、何百人というような防火指導を行った経緯があります。以上です。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 自分が言うのは、少年消防団というのが実際あるのですよ、ほかのところで。そういった

ことの指導も受けて、若者対策というか、今後育成も含めて、宜野湾市でも取り入れたらどんなかなと。

- ○桃原朗 委員長 警防課長。
- ○**警防課長** 知名康司委員の御質疑にお答えします。本市においては、先ほど言われた、子供たちによる防 火クラブはありませんので、こちらもぜひ検討させていただきたいと思います。以上です。
- ○知名康司 委員 お願いします。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。石川慶委員。
- ○石川慶 委員 すみません。今、知名康司委員の質疑の中で、出動報酬、その他で、自主防災組織などにという話があったのですけれども、この団員が地域で、自主防災組織の一員である場合があるのですよ。そういった場合、地域の代表として自主防災組織のメンバーの1人なのですよ。それも出動の1,000円というのかな、これは対象になるのかなと気になるのですが、どうですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○**消防次長** 石川慶委員の御質疑にお答えいたします。消防団長が招集をかけて派遣を依頼すれば対象になるものというふうに考えております。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 **委員** 分かりました。団長が招集をかけて、その自主防災組織へ派遣された場合に、そういった報酬が発生するということですね。分かりました。確認でした。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 今までの説明の中では、私の疑問にお答えをした説明が、答弁がなかったのですけれども、恐らく団員の募集要項、この中には、意欲はあっても、この年齢からは応募できませんよという年齢制限もあるのではないかなというふうに思うのですけれども、個人差があって、年齢で決まるのか、体力は、年齢でもないような感じがするのですけれども、意欲のある人ができるのか。

団員は、もちろん団員になってから、また訓練もあるというふうには聞いているわけですけれども、成り 手がいないと、全国的にもそうだというふうなことで、今回はやはり報酬、そういったものも見直していこ うと、こういう全国的な流れ、動きだというふうに認識はしているのですけれども、まず年齢的には何歳か ら何歳までが応募できて、団員として活躍できる期間というのはいつまでなのか、この辺のことについて、 御説明をお願いしたいと思うのですが。

- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、2番目の質疑のほうからちょっとお答えさせて いただきたいと思います。

宜野湾市消防団の条例につきまして、現在のところ、定年制を取っていないというところでありますので、 特に上限は、今のところはないというような形となっております。

それから、募集をするに当たって年齢をどの位置に位置づけしているのかという御質疑だというふうに認識しておりますけれども、この辺についても明確な年齢の制限はございませんので、それにつきましては、消防団とも綿密に協議を行って、募集要項の策定を行った上で募集を図っていきたいなというふうに考えております。以上です。

○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

- ○**岸本一徳 委員** よく理解できないのが、40代の方でも50代の方でも体力に自信、それからまた様々意欲といいますか、使命感を持っていらっしゃる方は、団員になりたいという人がいたら、そこは今までもそういうふうに団員募集で入っていらっしゃる方はいるのですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 ここ数年で消防団員の主流となっている年齢層は40代でございます。以上です。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 逆に若い方がいらっしゃらないというのが課題なのですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 御質疑にお答えいたします。20代、あるいは10代の消防団員の方が、なかなか集まらないというのが実情でございます。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 災害出動も消防団の役割だというふうな話がございましたので、今私は20代、30代の人が 対象なのかなって自分では決めて思っていたのです。だから、やはり成り手を探すのが難しいのかなという ふうに思ったら、40代、50代の方でも募集に応じていらっしゃる方もいるのだという話を聞いて、そこら辺 はやはり地域で、それにまた市として、自分のやはり貢献をしていきたいと意欲のある方々というのかな、 そういう方々は、もしかしたら様々な説明といいますか、皆さんのほうから、例えば今はユーチューブでも 見れますから、僕らも防災士の試験を受けるために普通救急救命は消防のほうからまず講習を受ける前にウ ェブで修了証を持ってきてくださいということでしたので、こういう方法でも、要するに消防団員の、いわ ゆる入り口といいますか、説明というか、これは意欲というか、それは沸き立たせるような、なぜ必要なの かということを訴えられるような、そういう媒体は幾らでもあると思いますので、むしろ気がつかない、分 からない、全く考えたことがないという、そういう人たちが、もしかしたら、そういう機会、知識が全くな いということで、応募がないとか、情報がないとかというふうになっているのかなとも思いますので、むし ろ団員だけで拡大をしていくとかということよりも、むしろいざというとき、やはりそういうリーダーにな る人たちが大事ですので、たくさんいていいのではないかなって私は思うのですけれども、報酬が発生しま すから、人選をして、またこの人数は決めていくのだという方針も皆さんはあるのでしょうけれども、そう いう意味では、なりたいけれども、なかなかなれないとかという、もしかしたら、そういう憧れの、そうい う役割というか、仕事というか、そういうふうになっていけば、高まってくるのではないかなというふうに 単純に思うのですけれども、この点はどうですか。
- ○桃原朗 委員長 消防次長。
- ○消防次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。広報の仕方については、やはり今御指摘ありましたようにユーチューブなど、SNSの媒体も活用しながら、より広い層に訴えられるように広報を行っていきたいなと思っております。

それから、採用に当たりましては、消防団長はじめ副団長等が面接を行いますので、その際に消防団員と して適任か、否かという項目を評価した上で採用する、しないというような方向で判断しているところでご ざいます。以上です。

○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めましょうね。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第89号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時58分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後3時10分)

#### 【議題】

### 議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

お諮りいたします。議案第82号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第82号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がございましたらお願いをいたします。企画部次長。

(執行部説明省略)

- ○桃原朗 委員長 では、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 本会議でも確認しましたけれども、新旧対照表を見ていますけれども、これは今、次長がおっしゃったものに一覧表としてあるのですか。ああ、あるね。進めていいです。ごめんなさい。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 この手数料に関する、ある意味値上げ、増税という形になると思うのですけれども、これは平成27年4月から現行の料金で改定がされていないというのも分かります。消費税率が上がったというのも分かります。コストがかかっているというのも納得はできる部分で、将来的には上げないといけないというのは分かりますけれども、今回この条例を改定した場合、市民に対する負担が増えるのは、いつからという予定をしているのか、確認させてください。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 ただいまの平安座委員の御質疑にお答えいたします。御質疑の趣旨は、この条例の改正が、い

つから施行されるかということだと思いますが、こちら基本方針の8ページのほうにも書いてございます。 8ページのほうをお願いいたします。

8ページの8番、使用料・手数料の見直しの実施時期と検討のサイクルについてということで、書かせていただいておりますが、今回この使用料に関する関係条例の改正については、本12月定例会に御提案をさせていただきまして、可決をいただきましたら、令和4年4月1日からの新たな料金の施行を目指しております。

# ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 市の厳しい財政状況というのは分かってはいます。何が一番言いたいかといいますと、 今コロナが少し落ち着いている状況ではありますが、まだ第6波が来る可能性があると言われている中で、 今回増税のものが、市が提案しているものに関して国民健康保険などの値上げもそうですし、この使用料に 関しても、ある意味増税という形になる。

これは、この間、市商工会の皆様方との意見交換会の中でも、いろいろ話が出ていたのですけれども、今苦しい状況の業者さんなんかは、次年度が厳しいのだと。要するに今まで業者とかも会社を守るためにいろいろなセーフティーネット等を使って、そういったものを借り入れしながら、そしてあらゆる国の給付金等を使いながら、どうにか今やりくりをしてきたと。

ただ、それがもう次年度ぐらいからは返済が始まると。そういった中で、今この苦しい業者さんたちがたくさんいる中での今回の増税に関する2つの条例改正、ちょっと納得いかないのですけれども、行政側からしたら、正しくやっていくという、方針に基づいてやっているとは思うのですけれども、私はちょっと今の中の、この時期の中の、この2件出されてきたのが、少し納得いかないですのですけれども、市のほうは、その辺は考慮されての今回のものなのか確認させてください。

## ○桃原朗 委員長 企画部次長。

○企画部次長 平安座委員の御質疑にお答えいたします。本会議でも企画部長のほうから説明の際にお話しさせていただいていますけれども、今回使用料と手数料が入ってはいるのですけれども、まず手数料については、使用料、手数料、両方あるのですが、手数料については、コスト調査も行って、他市町村と比較して、おおむね均等が取れているということで、全庁的な見直しは行わない。まず1つ、手数料は行わない。

今度使用料なのですけれども、この見直しの6ページをお開きいただきたいのですが、そこの下のほうから(2)の上のほうに四角囲みがあります。ちょっと読ませていただきます。今回の使用料改定については、各施設の一室や一定の面積を団体にて利用する場合が主であり、体育館のトレーニング室や老人センターなどにおける入浴料などの個人で利用するものは見直しの対象外としています。

ですから、全市民に対象となる、その個人利用料、一番分かりやすいのは、体育館のトレーニング室だと 思います。そういったところは改定はしませんよと。ただ、団体で使う場合に関しては、例えば野球場です とか、体育館もそうなのですけれども、一定の面積を団体が使うときは、その値上げは、今回それが対象に なっています。要するに個人事業でやる場合のものは改定はしていないというところで、団体が使うという ことで、全市民が対象にはなっていないのではないかということで、今回この方針に基づいて、6年過ぎて いますけれども、それで今回上げさせていただいているというのが現状です。以上です。

#### ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 団体とはいっても、個人の方々が関わっていないという話ではありませんで、団体というのは、会社等も含まれていますし、要するに経営が逼迫している会社等も含まれていますし、先ほども言いました、支払いの返済が次年度ぐらいから始まるという中での、要する私は増税はいかがなものかなと思っているところなのですけれども、ですからコロナ禍という、本来想定されていなかった、もともと計画を立てられていたかもしれないのですけれども、コロナ禍ということが想定されていなかった、今回このことが起こったわけです。それに対して、今ではないのではないかなという声が私の耳にも聞こえております。その辺は、市はしっかり考えましたかと、この時期で本当に正しいですかと、増税が。そこを確認しています。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○**財政課長** 平安座委員の御質疑にお答えいたします。この使用料、手数料の見直しに関しましては、前回の7年前、平成26年10月に方針を策定いたしまして、平成27年4月から新たな料金が施行されております。

今回、その基本方針の改定ということで提出をさせていただいておりますが、前回の基本方針の中でも今後5年をめどに改定を検討してまいりますと、前回7年前に明記をさせていただいたところです。

この方針に基づきまして、本来ですと、令和2年度から実施をしようと、令和2年度中に検討しようというところで、令和2年度に検討を行って、令和3年度から施行しようということで、当初計画をしておりましたが、昨年の4月からコロナ感染症が拡大いたしまして、私たちとしましても、これについては、令和2年度の検討は難しいということで、1年送ったところでございます。

その間、この1ページのほうに書かせていただいておりますが、やはり各施設における維持管理については、令和元年10月の消費税引上げ、またあと最低賃金の改定、働き手不足の、そういった要因を背景に人件費が上昇し、各種委託料をはじめとする運営コストも増えてきているという状況で、今回は1年送ったところ、何とか今年度は会計を行って、令和4年4月から施行させていただきたいと考えているところでございます。

そしてまた、1ページの3番の(1)、御覧になっていただきたいところでございます。1ページの3番、(1)、使用料の受益者負担割合についてでございますが、この使用料につきましては、各施設が市民の利活用をもともと前提に整備されておりますので、コストは一部公費で負担する必要もあると考えております。そのため、受益者負担割合は、原則その施設にかかるコストの50%、半分はお願いをしたいというところで、全額受益者の負担ということではなく、半分は公費で負担しているところもございますので、1年送ったというところで、今回は令和4年4月から施行させていただきたいということで提案させていただいた次第でございます。

### ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 皆さんが言っていることはごもっともだと、私はそこは別に間違っているとは思っていません。平成26年10月にこの手数料の基本方針、それに基づいて本当は去年だったけれども、1年遅らせたと。ただ、要するにまた第6波が来るかもしれないというこの時期に、本当でしたら、もう1年、私は延ばしてもよかったのかなと、要するに市民のことを、要するに今の経済状況とかを考えれば、あと1年延ばしてもよかったのかなという思いがあるのです。

別に皆さんの、この行政改革を、要するに否定しているわけではありません。これはしっかりやっていか

ないといけないものだと思っていますが、この基本方針を策定された平成26年10月というのは、コロナが来るという想定がされていなかったわけですから、その辺もうちょっと考慮してほしかったなという意味合いで質疑させていただいています。

これとは別に、今回これに関係ありませんけれども、今回国保の条例の改正も増税ということで、なぜ私はこの時期に2件も増税が出されるのかなと。計画に沿ってやっているとはいえ、それが市民に納得されるのかどうなのか、少し危惧している部分があるので、質疑させていただきました。以上です。

- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 お願いします。この手数料の見直しの経緯として、最低賃金の体系だったり、いわゆる人件費の上昇だったり、行政運営コストの増加、建設後10年、20年経過した老朽化の維持管理費等あるのですけれども、今現在もおっしゃったようにコロナ禍で市民の収入というのは、人によっては激減しているような状況で、一部の方は安定した収入がある方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、多くの方々が影響を受けているという状況です。

もちろん、最低賃金が上がっているというのはあると思うのですけれども、市民の皆さんの収入の状況というのは考慮されていますか。どれぐらい、ここは最低賃金は上がったけれども、市民の皆さんの収入というのは、ここの検討の中で考慮されましたか。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 お答えをさせていただきます。今回の使用料条例改正につきましては、別で提案しています国保税条例とは、また異なりまして、税ではなくて使用料という面でございます。税であれば、もちろんそういった全市民の方々、またその対象者の方々の、そういった所得状況等をちゃんとしっかり調査をしていくべきだと思いますが、使用料につきましては、その施設を使う方のみが御負担するというところで、この方々の所得状況というのも、またなかなか調べることは難しい面がございます。

そしてまた、先ほどの答弁とちょっと重なってしまって恐縮なのでございますが、この使用料については、コストの50%は公費で負担をさせていただいている中で、年々コストが増していく中で、やはり市の財源的にも厳しい中で、一定程度は、やはりで使う、この使用する方に残り50%の御負担はお願いしたいという趣旨で今回提案させていただいております。これは前回、平成26年10月の更新のときも同様の考え方で提案させていただいております。

### ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。

○**宮城政司 委員** 分かりました。では、今回の手数料の見直しは、何年間、この見直しで、向こうといいますか、続くといいますか、計画はありますか。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、基本方針の8ページをお願いいたします。8ページの8番、先ほど冒頭のほう御説明した部分でございます。使用料・手数料の見直しの実施時期と検討のサイクルについてでございます。

先ほど平安座委員から御質疑ございました、今回の条例改正の施行時期は令和4年4月1日からを目指しているところでございます。また、個別に改正の検討が必要とされた項目もございますので、そういったものは、また改正額、改正時期等について継続して検討を進めてまいります。

また、受益と負担の公平性を確保するため、今後使用料、手数料の見直しは、原則として5年をめどに検

討させていただきたいものと考えております。目安としまして、令和8年度見直しの検討、令和9年度予算から見直しの実施予定ということで、これはあくまでも目安ということでございますので、またいろいろな不確定な事象が起こりましたら、それはまた検討時期は、そのときに再度検討させていただきたいと考えております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。5年をめど、5年後の状況を踏まえて手数料を見直すということ、計画という想定でやっていると思うのですけれども、過去にこれまで何回も手数料を見直したと思うのですけれども、下げたことはありますか。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 下げたことがあるかというところでございますが、5ページのほうをお願いいたします。まず、今回の使用料について若干御説明させていただきますが、5ページの6番の(1)の①、改定可能な使用料の部分でございますが、一番下のポツに中央公民館冷房使用料がございます。この中央公民館冷房使用料、研修室、児童室、視聴覚室につきましては、今後サークル利用の方々からも徴収することを踏まえまして、現在1時間800円でございますが、1時間600円の引下げを行ってございます。

そして、7年前になりますが、その際にも一部でございますが、その当時の資料でございますけれども、 体育館の使用料、ハンドボールにつきましては、7年前のコスト算出の結果、現行使用料よりもコストのほ うが低かったということがございましたので、その際には値下げを行ったという経緯はございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 値下げの実施も手数料の見直しの中ではしっかり検討しているということですね。すみません。 税金ではなくて、利用者への受益者負担ということだったのですけれども、極論になるかもしれないのですけれども、今後このように値下げの可能性はあるにしても、基本的には老朽化を考えると、上がり続けるのではないかなという感覚を持っているのですけれども、そうなってくると、使いたい人が減っていかないかなという懸念があって、本来であれば市民みんなが楽しくという、比較的安い金額で利用できる公共の施設になってくるはずだと思うのですけれども、その辺り利用されなくなるおそれというのはないですか。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 ただいまの宮城委員の御質疑にお答えいたします。今回の値上げによって利用者の方が利用しにくくなったり、利用者数が減るのではないかという御質疑につきましては、まず今回の使用料、手数料見直しの考え方でございますけれども、まずは第一原則として、コスト調査、それぞれの施設における減価償却費ですとか、各種委託料ですとか、そういったものをしっかり計算しまして、現行料金との比較を行っております。

ただ、コスト調査だけではなく、また近隣の他市町村11市と、あと中部圏域の中城村、北中城村、北谷町、その辺りの施設との比較も行っております。ですので、確かにコストは、かなりかかっているけれども、県内他市町村で見ると、かなりバランスが取れている、そういった状況の場合は値上げとか、これもなかなか行いづらいですので、そういったところのバランスもしっかり考えて、急激に利用者の方が減らないというか、利用しにくくならないような調整をさせていただいております。

また、値上げ幅においては、例えば2ページの4番の⑥でございます。2ページ目の4番、⑥について、

コスト算出の結果、現行料金よりも著しく高額なコストである場合でも料金改定の検討に当たっては県内他 市町村との均衡や市民の急激な負担増を避けることを考慮し、改定上限率または上限額を目安としておりま す。各課におかれましては、この改定上限額などをしっかり踏まえて、改定案を今回提案させていただいて いる次第でございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 御答弁ありがとうございます。恐らく受益者負担ということで、そういった経費だったり、 人件費等に合わせて上げたり、下げたりするかもしれないのですけれども、していくのは、もしかしたら当然と思われるかもしれないのですけれども、市民の目線でいくと、やはり低いままであったら、それはそれでうれしいといいますか、望む部分ではあると思うのです。行政としては、何とかそこをキープできるような努力をしてほしいという期待はあると思うのですよ。そういったところの頑張った結果でも厳しくて、今回手数料を見直して値上げしたいというストーリーがあれば、もしかしたら市民の皆さんも、まだ納得できる部分はあると思うのですけれども、そういった努力の部分というのはどこかにありますか、資料に。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 この資料の中には明記はされておりませんが、宜野湾市の公共施設については、老朽化した、いろいろな施設の長寿命化ですとか、市庁舎については耐震改修ですとか、またこういった事業を行うに当たっては国の補助メニュー等しっかり活用して長寿命化、それから改修、建て替え等を行ってきておりますので、市としましては、こういった老朽化した施設等については、でき得る限り財源を確保しながら、そういった老朽化ですとか、改修ですとか、維持管理については努めてきているものと考えてございます。

ただ、どうしても発生するコストがございますので、その部分については、やはりどうしても若干御負担 はお願いしたいということで、今回の提案となってございます。

- ○宮城政司 委員 分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今のやり取りで1点確認したいのがあります。この基本方針の2ページの設定可能な使用料のところで、中央公民館の利用の方については、差額利用料を徴収すること等を踏まえ引下げを行う。800円から600円ということがありましたけれども、800円から600円というのは、施設利用料のことを言っているのですか。何が800円から600円に下がるのか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。800円から600円に改定というのは、1時間当たりの冷房使用料になりまして、施設使用料についての改定はございません。
- ○桃原功 委員 申し訳ない。聞こえないので、もう少し大きな声で。エアコンの使用料ということ。
- ○生涯学習課長 冷房の使用料です。
- ○桃原功 委員 が下がる。
- ○生涯学習課長 そのとおりです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これって公平性はどうなのですか。要は、ほかの方々、サークルで利用しない方々との公平性は、そういう点ではどうなのかなと。要は、いろいろなサークルがたくさんあるわけですよね。その方々

の利用料を上げる。だけれども、サークルを今後も継続して発展させるためには、ではエアコンの使用料は 下げましょうということですよね。では、サークルを利用しない市民の個人の利用ではどうなるのですか。

- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 こちらにありますサークル利用については、徴収する予定ということでございますけれど も、サークル利用につきましては、空調の整備が終わった後に、令和6年頃予定しておりまして、この令和 4年からの冷房料につきましては、一般の方も含めた、全ての方を対象にした冷房料を引き下げる形になります。
- ○桃原功 委員 一般の方の使用のエアコン代は引き下げる。
- ○生涯学習課長 そのとおりでございます。引き下げます。

(何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○**生涯学習課長** 中央公民館につきましては、広さが集会場とか、研修室とか、児童室というのがありまして、全体を引き下げる訳ではなく、研修室と児童室、視聴覚室は料金を引き下げる形になります。そのほかの施設については、今までと同じような、今現在設定されている料金を維持していく形になります。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 私が懸念するのは、サークル利用の方とサークル利用でない方、市民の利用の公平性は大丈夫なのという確認なのです。それで、公平性は保たれるのだろうか、今の説明でよいのだったら自信を持って説明したらいいし、ちょっと公平性に欠ける部分はないのかなという少し疑問があったからお聞きしました。大丈夫ですか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○**生涯学習課長** きちんと一般の方も、サークルの利用者の方についても、同じような形で検討してまいりましたので、そこは公平性が欠けていることはございません。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 あとは、市民の利用と市民以外の利用で金額の差異はありますか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 今現在、中央公民館につきましては、サークル代表団体の方が利用されている現状でございます。今サークルの方につきましては、冷房料も施設使用料も全額免除という形で施設の貸出しを行っておりますけれども、市内と市外につきましては、これまで基準を設けてございませんでしたので、ほとんど市内の方が利用することが多いのですが、今回全庁的な改定で市外の基準も設けるということで設定してございます。

(何事かいう者あり)

- ○桃原朗 委員長 企画部次長。
- ○企画部次長 すみません。ちょっと補足なのですけれども、先ほど生涯学習課長がお話しした、市外と市内の部分については、新旧対照表の12ページの下のほうを御覧いただけますでしょうか。下から13ページにかけて号の追加をしてございます。先ほどの生涯学習課長が説明したのは、今まで市外との区別はなかったのですけれども、今回の条例で、この号を追加することによって市外と市内の区別をしている、右側のほう

に、新旧対照表の12ページの一番下、備考の(4)から下にかけたものが、市外料金の記述となってございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 (4) を追加したと。そうすると差はあるということですね。実は、宜野湾市のテニスコート使用料は高いから北谷町に行っているよとか、こういった声もたまに聞いたりするのですけれども、スポーツ施設のテニスコート部分については該当しているのですか。それとも、そこは外れているのですか。この基本方針の5ページを見たら、改定可能な使用料として、人材育成交流センター使用料、市民会館使用料とあるのですが、公園の中に入っているテニスコートはどうなのですか。
- ○桃原朗 委員長 施設管理課長。
- ○施設管理課長 今回施設管理課のほうで提案している部分については、新旧対照表の9ページのほうが、 都市公園条例のほう、あと20ページの宜野湾市総合運動場の設置及び管理に関する条例、その2か所になっております。テニスコートについては、上程のほうはしていなくて、今までどおりになっております。
- ○桃原功 委員 値上げはないと。
- ○施設管理課長 ないです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 値上げする箇所と、する施設と、値上げをするのが困難な施設という書き方があるのですけれども、それに該当するのかな、テニスコートは。
- ○桃原朗 委員長 施設管理課長。
- 施設管理課長 ほかの市町村との差額が、それほどなくて、均衡が取れておりますので現状のとおりとしております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 ほかの意見もあったように、コロナ禍において、なかなか外に出る機会も、これまで2年間減った状況の中で、料金の改定という部分に関して市民からの評価、あるいは受入れというのが、今なのという指摘が出てくると思うのです。そういった意味では、やはり若干コロナ禍においては減りつつ、ただ昨日の県内は4名、5名の新規感染は出ていますけれども、以前よりは減っているという中で、こういった施設の開放という方向性というのは必要かなと思うのですけれども、こういったときに料金の値上げをやられましたというのは、私も市民に対しては説明がしづらい、ごめんなさいとしか言えないので、その辺だよね。市民にどう説明したらいいか。これは市報等、あるいは市のSNS等で周知していくのですか。
- ○桃原朗 委員長 企画部次長。
- ○企画部次長 桃原功委員の質疑にお答えいたします。当然、今回の条例を上げて承認をいただきましたら、 来年4月までに、こういった市民への周知、SNS、あと市報、いろいろな媒体を通して、市民へはしっか り周知していきたいというふうに考えております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 もうすぐまたプロ野球がキャンプで入ってきますけれども、プロ野球への、DeNAベイスターズへの、例えば賃借料みたいなものも、こういった正規料金に定まったものを契約しているのですか。
- ○桃原朗 委員長 施設管理課長。

- ○施設管理課長 使用料の条例に基づいてベイスターズのほうから徴収はしております。
- ○桃原功 委員 それは団体ということで、一者ということでいいですか。
- ○施設管理課長 そうです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これを改定することによって令和4年度以降の使用料に関する収入見込額というのは、どの ぐらい皆さん試算しているのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○**財政課長** 桃原委員の御質疑にお答えしたいと思います。ただいまの御質疑の趣旨は、今回の使用料の改定で、どれぐらい効果が出るかという御質疑……
- ○桃原功 委員 収入見込み。
- ○財政課長 基本方針の8ページをお願いいたします。基本方針の8ページの7番でございます。使用料・ 手数料の改定による財政効果額として説明を書かせていただいておりますが、この四角囲みの部分を御覧に なっていただきたいと存じます。

直営施設で、これは積み上げになりますが、691万4,000円余り、指定管理導入施設で604万3,000円余りとなっておりまして、これらを足しますと、約1,295万8,000円余りの財政効果を見込んでいるところでございます。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 財政効果と今言ったけれども、直接的な収入金額ではなくて、これは前年度の比較で1,200万円増えますということなのですか、財政効果というのは。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○**財政課長** こちらの収入については、実際に令和元年度の決算、令和2年度の決算額と比較して、これぐらい収入が伸びるであろうという見込みでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 このシミュレーションというのは、試算というのは、同じように令和2年度の決算で、来ていただいた、使用していただいた、利用いただいた市民も、それは数字としては入れての試算ですよね。では、さっきほかの委員からもあるように、もう値上げしたのだったら、収入も減ったから、ちょっと行きづらいという市民がいたら行くのも減るよね、そういう試算は、マイナスの試算では出していないので。
- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 ちょっと私の説明が不正確でしたので、補足させていただきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の大幅減などの事情がありましたので、人件費以外は令和元年度の実績で見込みを立てました。人件費は、令和2年度の数字を用いましたが、利用者数等については、令和元年度コロナ感染症拡大前の利用実績で算出をいたしました。

そして、桃原委員が、これを上げることによって利用率が下がったところを勘案したのかという点につきましては、また8ページのほうに戻っていただきたいと存じますが、8ページの7番の使用料・手数料の改定による財政効果額の考え方でございます。直接的にその利用者数の減というのが、なかなか見込むのも難しいところがございまして、私たちの効果の出し方としましては、今この太字の下線部分を読み上げさせて

いただきます。

各施設の条例に定められた基準となる利用区分のみの算定であり、最低ラインの効果額で算出をしております。これは何を申し上げているかといいますと、例えば市民会館の例で申し上げますと、市民会館の料金表を見ていただければお分かりになるかと思いますが、入場料を徴収しない場合で平日午前9時から12時までの料金が1万4,880円となっております。

各施設においては、利用時間帯等で料金が変わってまいります。この変わった時間帯で、それぞれの効果額を出すことは大変細か過ぎて困難なことから、その一定の限られた時間帯、例えば一番安い時間帯です。午前9時から12時までの料金等、そこの数字を用いて、ではこれが令和元年度の実績をもとに料金を上げたらどうなるかという出し方で出しておりますので、夜間の利用等はまた割増になったりしてきますので、この効果額よりは上回るものと思っておりまして、私たちの見込みでは最低ラインの効果額で出しております。ですので、桃原委員が先ほどおっしゃった、利用者の減によって、こんなに効果が上がるのかどうかという点については、私ども一番低い効果額で見ておりますので、これよりは上振れていただけるのではないかなというふうな見込みで算出をしております。

### ○桃原朗 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 このように計画どおりいけばいいけれども、このように効果額を示す根拠というのをお尋ねしたいのですけれども、例えば5ページにある施設の改修改善をちゃんとしたから、つまり市民が利用するというのは夕方以降が多いですよね。土、日だったら、朝から使用するかもしれない。あそこは暗くて怖いから使いづらさとか、あるいは駐車場が狭いから使いづらいとか、そういったものが改善されていれば、皆さんの訴えることも理解したいと思うのですけれども、施設が現状のままで、利用料だけ増えるというのは、少し説得力が、私には届かないので、例えばこういう施設なども改善をして、改修をして、市民に使い勝手のいい施設になっていますよという部分があったら、またぜひアピールしてほしいのですけれども、いかがですか。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○**財政課長** 施設の改修等を行った部分はあるのかという御質疑でございますが、現在市民会館等については、一括交付金を活用した施設整備事業等を行っております。

市民会館については、その施設設備が落ち着いた段階で、また料金の改定をするということで、今回御提案をさせていただいております。

そしてまた、そのほかの施設につきましても毎年維持管理、しっかり修繕改修、そういったところは単費で、毎年度の予算で計上はさせていただいております。この費用については、やはり毎年度、そういった費用はかかってまいりますし、また建物については、価値が毎年、減価償却ということで減ってまいります。そして、いずれは老朽化が進みましたら建て替えも考えなければなりませんし、また大改修ですとか、それなりにまた費用がかかってまいります。

今回は、そういった減価償却、これは毎年度維持管理費等でしっかり対応させていただいておりますので、 それでもなお建物の価値は落ちていく、そういった部分も勘案してコスト計算をさせていただいた次第でご ざいます。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時53分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時53分)

○**桃原朗 委員長** 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。石川慶委員。
- ○石川慶 委員 横書きの資料からちょっとお願いします。そこのナンバー6、7の小学校、中学校の学校開放事業、そこのほうで、担当課が適切と考える改定内容というところ、①の減免対象としていた学校開放事業分を条例のとおりとした。この減免対象としていたというのは何のことなのか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 お答えいたします。減免としていたというものにつきましては、現在学校施設を利用する際に体育館とか、運動場の施設使用等については、規則に基づきまして使用料の徴収はしてございません。 実際徴収しているのは電気代だけ徴収しているのですが、令和4年度からは規則を改正いたしまして、施設の使用料も徴収の予定でございます。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 ということは、屋内、体育館とか、そういった施設も対象ですよね。今までは電気使用料だけだったけれども、施設のその600円というのが徴収されるということで理解していいですか。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 運動場については2,100円、体育館につきましては600円の使用料を徴収予定でございます。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 分かりました。ちょっと話は違うのですけれども、僕も毎週真志喜中学校、ちょっとバスケットで通っていて、先ほどこういった施設のほうが高くて、他市のほうの施設を借りているというような話もやり取りの中であったのですけれども、僕の認識はちょっと違っていて、この申込み時期がなかなか空いていなくて、他市でやっているよという団体を聞くのですけれども、学校開放業務に関しては、僕は空き待ちとかもやったことがあるので、そういった理解をしているのですけれども、ほかの施設のサークルとか、そういったものは今申込み状況というのは、どうなっているのか。要は空きがたくさんあるのか、それとも空き待ちが結構あるのか、その辺の御見解をお聞かせください。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 例えば中央公民館のサークルにつきましては、例年年明けにサークルの団体の登録をしますけれども、こちらは月曜日から日曜日まで1週間の中で不足が生じないような形で、皆さん利用はされてございます。中央公民館のサークルに限ってはですね。
- ○桃原朗 委員長 石川慶委員。
- ○石川慶 委員 そうすると、学校開放事業に関しても、要は結構調整するのが大変だった、新規で入る人が、なかなか入れないような団体もあるというふうには聞いていましたので、分かりました。

すみません。あと1個だけ確認したいのがあって、使用料・手数料の見直しに関する基本方針、今回改定

はないのですけれども、6ページ、7ページ、指定管理者導入の部分で、④の学習等供用施設及びコミュニティ供用施設、改定なしではあるのですけれども、ちょっと聞きたいのは、いわゆる自治会とかが管理している公民館のことだと思うのですけれども、その使用料というのは一律ですか。改正するたびに、条例でこういった改正をしないといけないのかなということで、その辺ちょっと教えてください。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 学習等供用施設につきましては、市の条例で学習等供用施設の設置及び管理に関する条例で使用料金、料金が別表等で定められております。ただ、学習等供用施設を管理している指定管理者としては、各自治会が管理されていると思いますので、その条例の範囲内で各自治会が定めるということとなっております。

今回、学習等供用施設についてもコスト計算をしております。また、他市との状況比較等も行っておりますが、この学習等供用施設については、先ほども申し上げたとおり、条例で一定の金額を定めておりますが、各自治会によって料金の設定がまちまちでございます。なので、なかなか比較も難しい状況もございまして、またあと県内他市の浦添市ですとか、沖縄市ですとか、そういったところを見ても、かなりばらつきがございまして、比較が非常に難しかったものですから、今回学習等供用施設については、現状どおりということで、改正は行っておりません。

### ○桃原朗 委員長 石川慶委員。

○石川慶 委員 ちょっと認識、僕は間違っていたらあれですけれども、それぞれの自治会で、要は使用料、 結構改正していると思うのですよ。そういったときは、ただ報告するだけでいいのか。例えば変えた場合、 この自治会が、使用料をですよ、こういった形で議会の中で、改定しましたよというような、改定の条例は 出てくるのか、出てこないのかというのが、ちょっと気になったものですから。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 議会のほうに御提案するのは、やはり条例改正で、その大本になる料金を改正するときは、やはり議会に御説明、しっかり上程しないといけないことがあります。ただ、その条例の範囲内で各自治会が定めるものについては、すみません。今私細かい規則等までは把握しておりませんが、恐らく担当課を通して市長決裁などで、この範囲内で、この料金で定めてよいでしょうかという形で、市側と協議する形で料金が定められているものと理解しております。

- ○石川慶 委員 よく分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 よろしくお願いいたします。今の横書きの2ページ目ですか、宜野湾ベイサイド情報センター、インキュベートブースの担当課が適切と考える改定内容の中に、コスト増、近隣民間賃貸比較及び指定管理者意見等によるということがあって、2,000円増となっているはずなのですけれども、もともとこのインキュベートブースは、近隣と比較するようなものでもないと思うのです。企業を育てて自立させることが目的ですから、ですから1万円だったと思うのです。これは近隣と比較したら、このインキュベートブース、1万円では借りれなくて、7、8万円ぐらいですか、10万円とあまり変わらない値段になると思いますが、民間と比較したという、これはどういった比較をしたのか、教えていただけますか。

#### ○桃原朗 委員長 産業政策課長。

- ○産業政策課長 インキュベートブースにつきましては、やはりおっしゃるように他市町村の類似施設との 比較は、ちょっと立地であったり、駐車場のほうであったり難しいところではあるのですけれども、ただ市 内の近隣、同じ地区にあるような貸しオフィスであったり、似たようなオフィスを比較いたしまして、平米 単価で実施いたしまして、今回改定を行っております。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 では、新旧対照表のほうの19ページから20ページにかけてなのですけれども、20ページに I Tオフィスが、3 -1 が11  $\pi$ 2, 200 円から13  $\pi$ 4, 600 円になって、3 -2 が24  $\pi$ 8, 600 円から29  $\pi$ 8, 300 円に 5  $\pi$ 7 円相当上がっていると思うのですけれども、これを来年4 月 1 日から引き上げていくのか確認させてください。
- ○桃原朗 委員長 産業政策課長。
- ○**産業政策課長** 今回、財政課長の説明では、全ての使用料の上限額を来年4月1日から改定するということではございますが、今現在入居している企業におかれましては、今現行の契約もございますので、そこは据置きというような、現行のとおりとしていて、新たな入居費用に関しましては適用させていきたいと思っています。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 安心しました。企業にいきなり5万円毎月上がっていたら大変ですから。

あと、手数料の見直しに関する、8ページで、さっき財政課長のほうから説明いただいたのですけれども、 直営施設が691万4,000円余り、指定管理施設は604万3,000円余りと、それは600万円という歳入は指定管理業 者に入っていくのですよね。ですから、先ほど改修工事とか、長寿命化工事もあるから、この手数料を見直 していくということと、私は当てはまっていないのではないのかなと。その辺どう思われますか。

- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○**財政課長** 指定管理者導入施設に関する御質疑でございますが、指定管理者の導入施設についても市の所有物件でございますので、やはり大規模な修善、改築等出ましたら、それは市の事業として行わなければならないものでございます。

そして、今回料金を改定することによって、確かに指定管理者の収入が増える見込みとなります。これにつきましては、この8ページの7番のほうにも記載させていただいておりますが、指定管理者導入施設については、指定管理者の収益が増額となる見込みとなります。

この収益増の取扱いについては、各施設担当課において指定管理者と指定管理料の減額、または市側と指定管理者側の修繕協定がございます。何十万以上は市、何十万未満は指定管理者というような、その協議事項がございますので、こういったところ、基準の見直しができないか、こういうところについても、これからこの条例を可決していただきましたら、個別に指定管理者の方々と協議を行っていきたいと考えております。

- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 分かりました。今後600万円余り、指定管理者のほうに入ってくる形になってくるのですけれども、先ほどおっしゃっていたように指定管理料の見直しということも、しっかりやっていただいて、お互いに負担がないようにやっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

### ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 この基本方針の中でも宜野湾市は行政運営コストが増加している状況、あるいは公共施設 の老朽化に係る維持管理費の増も懸念されているということで、今回また使用料の見直しとして挙げていま すけれども、これは使用料の見直しに関しては、団体で使用する施設、あるいは会場、部屋等ということで、 団体で使用することに関しての改定ということで理解していいのですか。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 平良眞一委員の御質疑にお答えします。先ほど企画部次長のほうからも御答弁をさせていただきましたが、基本方針の6ページ目でございます。6ページ目の(2)の指定管理者導入施設の使用料改定についての上の部分、四角囲みの部分がございます。今回の使用料改定につきましては、各施設の1室、一定の面積を団体にて利用する場合が主となっておりまして、体育館のトレーニング室や老人センターにおける入浴料など、また手数料についても個人で負担するものになりますが、こういった個人で利用するものは、今回は見直しの対象外とさせていただいております。

### ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 これまで、こうした施設を利用して、使用料については、今までは公費で一部50%は負担していると。ということは、これは市民の税金を投入しているということなのですよね。利用していない市民も負担しているということになると思いますので、本員としても、これはやはりこういった基本方針にあるように、これから増えている中で、受益者負担が、これは公平ではないかなというふうに本員も思っております。

そこで、先ほどのを確認させてください。知念秀明委員からありましたけれども、この指定管理施設、600万円余りの収入増になるだろうということで、これは指定管理者のほうに入るということですかね。これは金額的には、どの程度の調整になるか分からないのですけれども、その点に関しては、委託料の算定の見直し等々今後やっていくと、調整していくという確認をもう一度させてください。

### ○桃原朗 委員長 財政課長。

○財政課長 指定管理者導入施設につきましては、600万円の収入見込みということで、算出をさせていただいております。ただまた、指定管理者の側にも維持管理費の増とか、また逆の増の要因等もございますので、これについては、やはり市側と指定管理者側でしっかり協議をさせていただいて、いきなり減額が厳しくとも、先ほども申し上げたとおり、施設の修繕の支出の基準等の見直しとか、そういったところからでもできないかとか、また減額ができるとしたら、どれぐらいの幅でできるのか、そういったところは、またこれからしっかり協議をさせていただきたいと考えております。

### ○桃原朗 委員長 平良眞一委員。

○平良眞一 委員 せっかく市民の公費で補っていた部分をなくすわけですから、そういった改定がないと市 民に説明できませんので、そこはしっかりと指定管理者の方々と調整をして、市民にも説明できるような形 でやっていただきたいなと思います。以上です。

### ○桃原朗 委員長 ほかに。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 では、2点、よろしくお願いいたします。宜野湾市に関する基本方針の5ページなのですけれども、先ほど石川委員のほうからもあったのですけれども、改定可能な使用料の中で小学校、中学校使

用料学校開放事業分とあるのですけれども、今現在は実際屋外に関しては、ナイター料金だけ徴収している ものを今回の改正によって使用料を取る、ナイター料も取るという理解でよろしいのですか。

- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 御質疑にお答えします。令和4年度からは使用料も電気使用料も徴収する形になります。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。今現在、学校開放事業で利用している市民の皆さんも使用料が追加されるということになると、理解も必要になってくると思うのですけれども、現在小中学校で学校を開放している中で、ナイター等の施設管理をしっかりされているのかどうかというのも、ちょっと確認したいのです。利用料も取っていくのであれば、しっかり整備した状況で、皆さんに開放したほうがいいのではないかなと考えているのですけれども、その状況の答弁をお願いします。

### ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。

〇生涯学習課長 今現在、夜間開放事業の中で、ナイター、屋外の運動場において、中学校に3基、小学校に1基の、夜間開放のための照明が設置されておりますけれども、年間を通して、その4つの学校のほうでは、毎年修繕を行っておりまして、現在も維持管理に努めている現状でございます。

これから令和4年度につきましては、こちらの修繕等につきましても相当な金額をかけて維持管理に努めているものでございますから、そこは受益者負担の観点から、施設を使用している方につきましては、電気使用料以外の使用料、通常の料金として徴収していただきまして、そこは修繕等に努めていきたいと思っております。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 受益者負担は分かるのですけれども、本員が今確認しているのは、こういった値上げしていく中で、しっかりと整備をした段階で値上げと、新たに使用料を取っていくということを検討していないのか。今実際そのまま、壊れた状態のままであるところもあるというふうに確認しているのですけれども、その辺をどうお考えになっているのか、見解をお伺いします。
- ○桃原朗 委員長 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長 こちらにつきましては、財政状況もございますので、これから全体の整備につきましても 関係部署と調整しまして、ちょっと検討していきたいと思います。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。こういった増額とかしていく中では、これから考えていきますということではなくて、そういった面も踏まえて説明していかないと、事業を利用している方々は納得が厳しいというか、快く受益者負担を払っていくということに向かっていくには、整備はちゃんとしっかりして、それから使用料も徴収していきますというやり方のほうが、私はいいのではないかなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう一点なのですけれども、6ページをお願いいたします。ちょっとよく分からないので、教えていただきたいのですけれども、6ページの(4なのですけれども、行政財産使用料があるのですけれども、これも改定しているという理解でよろしいですか。

- ○桃原朗 委員長 財政課長。
- ○財政課長 ただいまの上里委員の御質疑、6ページの④のA、行政財産使用料の件についてだと思います。 行政財産については、前回平成26年10月の更新の際に、市庁舎を含めて、この公用公共施設に駐車をしている職員、職員の駐車場使用料については、車両3,000円、バイク500円、もうこれは徴収を既に進めているところでございます。

その際、学校施設における行政財産使用料も検討の俎上には上りましたが、当時は検討の時間が限られておりまして、学校施設における行政財産使用料については、一旦結論先送りという形になりました。今回この使用料の全庁的な見直しを行うに当たって、また改めて学校設置における教職員の方々を含む主に駐車料金になりますが、それについての検討を行ったところでございます。

ただ、実際この学校施設において行政財産の使用料を徴収していく上においては、学校において、まだ公用車が配備されていないですとか、またタクシーチケット等の配布も必要になるのではないかとか、諸条件かなり整理しないといけない部分がございますので、これについては、すぐに令和4年4月からの適用ということではなく、1年間検討期間を置いて、次年度また議会のほうに上程させていただいて、令和5年4月からの徴収を目指していくという考えでございます。

- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 ありがとうございます。先ほど財政課長からもあったのですけれども、今回の使用料、手数料の見直しは、今回の12月に提案を行っていくのに、なぜ1年遅れて、教職員の方々の場合は1年遅れて令和4年、遅れているのかなと、ちょっと疑問に思ったものですから、市民の負担は先にあって、教職員の方の負担は後に、その辺の説明だけもう一度お願いいたします。
- ○桃原朗 委員長 指導課長。
- ○指導課長 御質疑にお答えいたします。今回の改正に当たって臨時校長会を持ちまして、各学校の校長先生方からも意見を聴取いたしました。その中で、コロナ禍というところで、例年以上に家庭訪問を実施する機会が多いと。その際に、先ほどもございましたけれども、公用車の配置がございませんので、先生方は自分の車を使って家庭訪問等を実施している。コロナ禍で検温であったり、今までないような業務が逼迫している状況の中で徴収ということになると、教職員の負担感という点からいくと、非常に厳しいのではないかと。また、他市町村の状況も勘案し、今現在徴収していない市の中で、本市同様にうるま市が検討してございますが、うるま市についても令和5年度の導入というところがございますので、それに合わせて、そういうことも考慮しながら、令和5年度からの導入ということで考えているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 上里広幸委員。
- ○上里広幸 委員 説明ありがとうございます。以上です。
- ○岸本一徳 委員 ほかに。

(「進行」という者あり)

○岸本一徳 委員 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

# (「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時20分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後4時28分)
- ○桃原朗 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は12月14日午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時28分)

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年12月14日(火) 3日目

午前10時02分 開議 午後 0時27分 散会

- ○出席委員(10名)

委員長	桃原	朗
委員	平 良	眞 一
委員	石 川	慶
委 員	桃原	功
委員	岸本	一德

副委	員長	知	念	秀	明
委	員	知	名	康	디
委	員	平	安原	座 武	志
委	員	宮	城	政	口
委	員	上	里	広	幸

○説明員(15名)

総務部次長	多和田眞	満
システム管理係長	平識兼一	朗
財 政 課 長	小 橋 川 陽	介
環境対策課長	浜 里 吉	彦
こども企画課長	津 島 美 智	子
コロナ対策	池原史真	<b>Z</b> .
担 当 主 幹	他床文桌	7
指導部次長	川 上 一	徳
はごろも学習	山 口 久 美	子
センター所長		

I T 推進課長	金	城	広	郁
企 画 部 次 長	泉	Щ	幹	夫
市民経済部次長	伊	佐		真
福祉推進部次長	宮	城	葉	子
健康推進部次長	松	本	勝	利
健康增進課長	玉	城		悟
GIGA スクール	比	嘉	広	和
担 当 主 幹	14	茄		<i>ተ</i> ዞ

- ○議会事務局職員出席者 大城 拓也
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)

議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関 する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定につ

いて

- 議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 議案第90号 宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について
- 陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について
- 陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情
- 陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請
- 陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について
- 陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情
- 陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める 陳情
- 陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- 請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の 規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願
- 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

### 第441回官野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和3年12月14日(火)第3日目

○**桃原朗 委員長** おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。 これより議事に入ります。

(開議時刻 午前10時02分)

#### 【議題】

議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

本日は、さきの委員会で決定いたしましたとおり、次の事業について質疑を実施してまいりたいと思います。1つ、環境対策課が保留している答弁について、次、2、第3次包括的アウトソーシング業務委託料(情報入出力管理業務)、9ページや資料を御覧いただきたいと思います。3番目に、新すこやか保育補助事業、45ページ、資料2番です。4番目、教育環境整備事業、66ページ、資料6番でございます。5番目に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、50ページ、資料12番です。6番目、予防接種事業(成人男性風しん抗体検査予防接種事業)、49ページ、資料16番でございます。以上6件について質疑を行うことに決定をいたしております。

それでは、順を追って質疑を行ってまいります。桃原功委員。

- ○桃原功 委員 この6件に絞ってというのは、昨日、私は、まだどれをやるか決めかねているので、ほかの 方々が何って具体的に言いました。それに同調して、合わせてやりたいということで、意見はしたのですけ れども、それはできますよね。
- ○桃原朗 委員長 この内容であればいいのではないですか。
- ○桃原功 委員 この6件の内容で。
- ○桃原朗 委員長 はい。
- ○桃原功 委員 頑張ります。
- ○桃原朗 委員長 それでは、順を追って質疑を行ってまいりたいと思います。

質疑がありましたら挙手にてお願いをいたします。

まずは、環境対策課が保留している答弁について。環境対策課長。

○環境対策課長 おはようございます。12月10日の委員会におきまして、桃原委員から質疑がありました、 自動車騒音常時監視実施計画策定及び常時監視業務委託料の概要について答弁を保留した内容を改めて本日 答弁したいと思います。

問いについては7つほどございましたので、順を追って答弁します。1つ目の問いですが、結果報告については、どことどこに行っているのかという問いでしたので、年1回、環境省水・大気環境局へ報告を行っております。同様に沖縄県には、沖縄県環境白書に掲載するため、資料提供として行っております。

2つ目の問いですが、市民に対してホームページ上での報告は行わないのかとの問いに対しましては、ホームページ上にて毎年年度末に「自動車騒音の常時監視結果について」というタイトルにて公表を行っております。

3つ目の問いですが、常時監視とは、どういうものなのかという問いに関しましては、本市には調査対象地点が34か所あり、3通りの調査方法で5年かけて調査を完了する計画となってございます。調査方法は、実測、過去の実績、準用の3通りであり、年に5、6か所をこの3通りの方法で行います。常時監視とは、実測する際の調査方法になりますが、24時間365日ということではなく、毎年度ごとに決められた地点の実測調査を年に3か所行う内容となっており、調査については1時間単位で10分間計測し、これを24時間繰り返して行う調査内容となっております。

問い4については、騒音対策を講じるのは、どこかという問いですが、道路交通対策については、沖縄県公安委員会、道路構造対策については、道路管理者にて対策を講じると認識しております。

5つ目の問いについては、他市町村においては、どのような対策が講じられているのかという問いでございますが、平成28年12月議会において、宮城司議員の一般質問に同様の質問があり、当時の市民経済部長が、議員がおっしゃっておりましたバイパスの宜野湾市から浦添市へ抜ける高架橋がありますが、騒音規制法に基づいて騒音の防止対策として壁を造って対応した事例がございました。ほかの事例については、まだ確認ができておりません。

問い6につきましては、市道にうるさい苦情の多い場所はないのかという問いでございましたけれども、 これまでに相談はございません。環境対策課が対応する事案としましては、工事現場に出入りする工事車両 や建設機械等の内容となりますので、その他生活環境による騒音程度と理解しております。

最後の7つ目の問いですが、基準値を超えた場所の改善要請は、いつ行うのかとの問いですが、これまでに基準値を超えたケースもございますが、調査期間が終了していないこともあり、著しく激しい騒音があると認定する材料がないことから、必要と判断された場合には計画終了後の状況を精査して検討してまいります。

以上、答弁を終わります。

- ○桃原朗 委員長 ただいまの答弁に対して質疑がある方。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 7つの質疑に対しての回答、ありがとうございました。そこで、お尋ねしたいのですけれど も、では具体的に国道、県道で監視業務をしていて、どこの地域が、どこの場所がうるさいのか、それを教 えてもらえませんか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 今の委員の問いに関しては、まだ調査結果が上がってきておりませんので、3月の結果が終了した時点で報告したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 では、3月以降、また報告をお願いします。もう一点、関連してお聞きしたいのですけれど も、こうやってうるさい場所が発覚というか、ここがうるさいということで分かったと。その対策というの は、前回も聞きましたけれども、対策というのは、どういった対策を講じていくのか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。

- ○環境対策課長 騒音規制法の第17条というのがございまして、これが要請及び意見、その中で第21条の測定を行った場合、市町村長は指定地域内における自動車騒音が環境省で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規制による措置を取るべきことを要請するものができるとありますので、それに沿って対応していきたいと考えております。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 それは具体的にどういった対策事業か分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 金曜日の委員会でもお話をさせていただきましたけれども、まだ今回1次目の計画となっていますので、過去の事例がございませんので、結果が出てから判断したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 ぜひ結果以降の、また公表をお願いします。1つ事例として私が知り得るのが、北谷町役場で桑江側、いわゆる旧集落に向かう新しい外人住宅街ができている。北谷町のジミーわかりますか。あれはジミーから西側に降りてくる場所、新しい道。左側は、まだ米軍基地があるところがあるのですけれども、そこに防音壁が造られているのです。この防音壁は何ですかと聞いたら、その外人住宅街からうるさいという苦情があって、そこに騒音壁を造ったということを聞いたのです。これは米軍基地の住宅街の話ですが、国内というか、民間でもうるさいところが出てきたら、どういった対策を講じるのかなという疑問があったので、お聞きしたわけで、3月以降、レポートもぜひお願いしたいと思います。以上です。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。先ほど3月、年度が終わってから結果を確認されるというような 御答弁だったと思うのですけれども、前回の期間は令和3年度までですか。 いつからスタートですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 平成24年度に沖縄県のほうから権限移譲されて、平成28年度までは自前で行っておりました。平成29年度から令和3年度までの5年計画となっております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 先ほど桃原委員のほうから、過去の事例を聞いたところ、令和3年度までの結果を見ないと分からないということだったのですけれども、平成29年度から令和3年度までは、途中の報告等、状況等は一切分からず、令和3年度末に全てまとめて市のほうで把握していくような業務のやり方ということで合っていますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 先ほど答弁申し上げましたけれども、調査地点が34か所、それが国道、県道ございまして、 このルート間で同じ地点を2度調査するということではなくて、地点の始点、終点、それから交流する場所 等々がございまして、どの場所が一番うるさいかというのが、まだ分からないので、結果が上がってきてか ら判断したいということでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 であれば、この平成29年度からその場所での報告というのは上がっていて、ただ最終的に

全部が上がっていないから、どれが一番うるさいかというのは判断できないということで合っていますか。

- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 そのとおりでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。おとといの委員会のときに伺ったのですけれども、現時点で分かる範囲で、基準値を超えているような地点はありますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 何地点か微増しているところがあります。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 微増というのは、比較した結果、増えているということだと思うのですけれども、基準値がありますか。 基準値を超えている場所がありますかという質疑ですが。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 都市計画法で定められた地点がございまして、その中の一般地域とか、あるいは道路に面する地域、それから幹線交通を担う道路に近接する空間というくくりで調査を行っておりまして、その地域ごとに基準値が設けられておりまして、それも昼間、それから夜間という具合にありまして、この基準値よりも若干超えているという調査結果は出ております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 昼間とか、夜間とか、いろいろあると思うのですけれども、この宜野湾バイパスというのですか、以前議会でも話があった、いわゆる車の通行する音だけではなく、暴走族といいますか、そういった方々の発する音といいますか、騒音というのも議会でも話があったと思うのですけれども、そういった音も、この調査の対象になるのですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 宮城委員の御質疑にお答えします。環境基準の適用除外については、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとなってございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 適用除外の基準は、そうだと思うのですけれども、今質疑した暴走族の出す音は含まれますか、対象になりますか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 自動車騒音というのを特定してございますので、測定時には騒音とか、航空機騒音とか、 そういった暴走族の騒音に関しては除外して計測するということになってございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 先ほど適用除外の基準、建設だったり、航空機だったり、今暴走族の音もおっしゃったのですけれども、どうやって識別しているのですか。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 先ほども申し上げましたように1時間単位の10分計測で、その際に騒音がある場合、その時間帯は計測を中止して、音が途切れたときにというような形での報告を受けております。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** そうすると、実際そこに住んでいらっしゃる市民の感覚からすると、物すごくうるさい音 が鳴っていても、それは対象外になるケースもあり得るということですよね。
- ○桃原朗 委員長 環境対策課長。
- ○環境対策課長 この調査内容に関しましては、今、委員がおっしゃるようなこともあり得るかと思います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** いろいろあると思うのですけれども、やはり騒音って生活にとても邪魔になることもある と思うので、ぜひ市民の皆様が住みやすいまちになるように、こういった測定も活用して、いいまちづくり を続けていただけるようにお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○**桃原朗 委員長** では、2番目の第3次包括的アウトソーシング業務委託料(情報入出力管理業務)、9ページ、そして資料はナンバー4でございます。岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** おはようございます。では、債務負担行為の中から、今回の第3次と書いてある部分ですね、第3次包括的アウトソーシング業務委託料ということで、括弧して情報入出力管理業務、5,794万9,000円が限度額ということで、令和3年度から令和4年度までということで、債務負担行為になっております。

その確認を若干させていただきたいと思います。まず最初に、宜野湾市の第3次電子自治体推進計画の中の一つだという認識でよろしいでしょうか。

- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 第3次電子自治体推進計画の中にあります。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 私は、I T推進課の金城課長、この第3次電子自治体推進計画の中で、第1次から第2次、第3次ということで、比較している表があるのですけれども、具体的には、例えば11ページと12ページ、この中で左端の戦略的業務A、基幹系システムという区分の部分がありますね。それから、戦略的業務B、内部情報系システム、それから定型的業務、個別業務ということで、大まかにそういう分け方をされていたのですけれども、第3次は、こういう分け方では、要するに契約はしていないという認識でよろしいですか。

資料の一番下の6本、2、4、6ありますよね。ITOS使用料ということで、自治体クラウド、基幹系システム、それから内部情報系システムもありますし、運用支援業務、情報関連機器提供、それから5番目にある情報入出力業務というのが、今回の債務負担行為で上げられている部分だというふうに認識をしているのですけれども、皆さんの資料の中で、この6つ柱があるような感じなのですけれども、そういう分け方、第2次とは一緒ではあるけれども、中身は別物だという認識なのか、私、専門的に詳しくないので、そういうイメージでもって意識をしてよろしいのか。

- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 提出しました資料の下のほうにありますけれども、債務負担行為の件で資料を提出したの

ですけれども、括弧をつけて I Tアウトソーシング業務についてということで書いています。平成17年から第1次が始まって、経緯がありますけれども、大体第1次から第2次にかけては、今までのいろいろな契約ですね、内部処理とか、いろいろ書いていますけれども、システム系パソコンの調達、地域イントラネットワーク等々を含めて、一切合財を1本の契約でやっておりました。

それが、この間いろいろしていく中で、第3次ITアウトソーシングのほうに丸をつけてございますけれども、今まで1本でまとめてあったものを、ある程度固まりで分けることで、エラーの問題であったり、例えばパッケージであったものを、あえてばらしたほうが業務の効率的にはいいだろうという形で、1本でやっているときは、集約化したことによって便利さもあったのですけれども、逆に縛られて運用がしにくい部分があったわけですから、それはある程度業務の効率化を図る意味で分けて、この間来ています。

第3次アウトソーシングという形で、下のほうに大体6つに分かれていますけれども、やっている中身自体は、今までは第1次のときにありました業務Aとか、Bとかありましたけれども、第2次のほうですね、ありましたけれども、やっていることは一緒なのですけれども、費用的な部分とか、効率的な部分でまとめたり、移し替えたりしながら、大体6つの中に成立させていただいて、今に至っているという形で御理解いただければと思います。

## ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○岸本一徳 委員 たしか第2次の最初、契約をする前、これ自体も債務負担行為なのですけれども、5年か6年かかけて、債務負担行為を3月議会で上程をして審議するという、そういうことがございました。うちの今、松川市長がまだ議会事務局の局長をやっている頃でした。そのときに30億円という債務負担行為があって、私この前もちょっとピンぼけな質疑をしたのですけれども、現在は違うよと言われて、何でということで、はごろも学習センターの山口所長は、元電算室の担当でしたので、そのときの契約は山口所長の頃に、そこは終えたのではないのかなというふうに思うのですけれども、それで金城課長、できれば、2次と3次の違い、素人に分かりやすく説明資料を頂けませんか、難しいですか。

## ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。

○IT推進課長 例えば第1次は幾らでした、第2次は幾らでした、第3次は幾らでしたという数字を、移り変わりを示せればもうちょっと分かりやすいのかなと思いまして、先ほど岸本委員からありましたように業務の中身も最初1本だったものが、ばらしながら、何がどこに行っているのかとかありますけれども、これは表示すると大変ですので、業務の中身は大まかにしますけれども、数字の部分は、決算は終わっていますので、1次、2次、3次を明らかにして出すことは可能でございますので、そうでないと、何かいつもお互い、なかなかかみ合っていない部分があるとまずいですので……

#### ○岸本一徳 委員 こっちがかみ合っていないのだよ。

○ I **T推進課長** こちらからの説明も分かりにくい部分が確かにあると思いますので、資料を出させてください。お願いします。

# ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一徳 委員** すみません。勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、要するに皆さんがやっていることが分からなければ、我々提案も提言も何もできませんので、そういう面では、我々が、議員が分かるということは、市民にも理解が進むというふうに当局は判断をしていただきたいなというふうに思うのですけれ

ども、その点は間違っていますか、私の指摘は。

- ○桃原朗 委員長 I T推進課長。
- I **T推進課長** 大変恐縮です。おっしゃるとおりです。こちらも資料とか、説明がなかなか分かりにくかったと思うのですけれども、あるかと思いますので、委員がおっしゃっているもの、求めているものを整理して提出したいと思います。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 一般質問でもやったことはありますし、それから一般会計の予算審議のときに、3月議会でも質疑をやったり、これまでありますけれども、その頃というのは、理解をしながら質疑もやっていたのですけれども、今は第3次になって、ちょっと私が勉強不足だったのか、認識不足だったのか分かりませんけれども、ちょっとかみ合っていなかったものですから、何かちぐはぐになって、質疑も、何で毎年行政情報化整備事業、約5億円くらい計上されているのに第3次だったから、これが全体なのかなというふうに思ったりして勘違いして、質疑もやってしまったのですけれども、理解をいたしましたので、できたらやはり第2次と第3次の違いはどこなのか。市民が分かりやすく理解できるような、そういう資料というのですか、頂ければなというふうに思っております。

それから、併せて要求した資料の中にデジタル庁とか、デジタル社会の構築をしていくために今電算室、皆さんはどういうことをやって、どういう準備をしているのかなというふうなことで、資料要求もやったと思うのですけれども、国がやっているSociety5.0ですか、デジタル庁そのものも、そこへ向かっているのだという認識でよろしいのですか。

- ○桃原朗 委員長 I T推進課長。
- ○1 **T推進課長** すみません。国の方向性は、ちょっと返事がしにくいのですけれども、大きな流れは、そういった社会へ向かっていくのだろうなというぐらいの認識はしています。具体的に、では自治体レベルでどうなるのと言われると、物すごく返事に困るのですけれども、そういった流れで行くのだろうと理解しています。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** DXとかなんとかというのが、そこに当たるのかなと。具体的に自治体がやっていくべき 部分が、そこにあるのかなというふうなことで、今イメージをしているのですけれども、そこら辺も何を見れば、我々は、これしかないのではないかなというふうに今 I Tアウトソーシング、それから計画そのものが、これが基本なのだという認識でよろしいわけですね。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 今お持ちの電子自治体推進計画の冊子がありますけれども、恐らくこの中には、まだDXという言葉は入っていないのです。というのは、ちょっと私自身も理解できない、物すごいスピードで進んでおりますし、今、国のほうで、国会もありますけれども、いろいろなことが、デジタルの、DXという言葉が飛び交って、果たして自治体のほうにどういったものが下りてきて、どんな業務が求められて、整理できないような、スピードが早いものですから、第3次電子自治体推進計画を策定した頃には、まだ入っていなかった文言とか、入ってきていなかったことも、今どんどん出てきていますので、今お持ちの第3次電子自治体推進計画は、ちょっと古いと申しますか、過ぎている部分がありますけれども、ただ見直していかな

いといけない部分もありますので、その都度、その都度、今お持ちの冊子を見直すのは、また時間がかかりますけれども、資料という形で提出していくのか、その都度議会のたびに一般質問を受けて方向性を確認していくのか、そこは検討させていただければなと思っています。

- ○岸本一徳 委員 了解です。分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。桃原功委員。
- ○桃原功 委員 I T推進課長にお尋ねしたいのですが、関連するので。デジタルトランスレーション、要は D X の件で資料も出ているので、この中でマイナンバーカードの普及促進という目標が掲げられていて、 2022年度まで100%という目標、現在31%、目標を高めに設定するのは、いいことかもしれないけれども、その100%という根拠というか、どうやって達成するのかという手法をお伺いできればと思います。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- ○IT推進課長 今お持ちの資料、行革から出ているものですかね。

(何事かいう者あり)

- I **T推進課長** はい。何項目かある中で、国の自治体D X 推進計画があり、重点項目が6つほどあります。 そのうちの一番上にマイナンバーカード100%と書いてありますけれども、国は……
- ○桃原功 委員 2番目。
- ○IT推進課長 はい。行き渡るという形になっています。宜野湾市は今31%です。県平均も大体同じぐらいです。全国平均が4割を超えたみたいな報道がありましたけれども、本当に来年度まで100%近くまで上がるかというと、はっきり言って、物すごく厳しい状況だと思っていますけれども、ただパーセンテージを上げるために、報道でもありますけれども、年明けにまた新しくマイナポイントを付与するとか、保険証と結びつけたら7,500ポイント、あとは口座登録ずればさらに7,500ポイントとか、いろいろなインセンティブをつける動きが今報道であります。具体的には、まだ下りてきていませんけれども、そういった形の取組をしていく中で、国としてもパーセンテージを、取得率を上げるために施策をいろいろうっていると思っていますし、宜野湾市としてもマイナンバーカードセンターをつくっていますけれども、1階の市民課窓口は大変狭いものですから、発行体制をスムーズにするために窓口を広げていますけれども、そういった形でやっていくという中で、当市でもやっていければなと思っています。ただ、来年度末までに100%達成できるかと言われると、非常に厳しい数字なのかなと。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 こういうのというのは、現在の数値が31であれば、2022年度の目標を50とか、2023年度75とか、2024年度で100%という段階的なものだったら理解できるわけ。今31%で、では2022年度で100%ということ自体が、自治体の目標の設定値として、これでいいのかなというのがあるので、今答弁も大変厳しいのではないかという答弁ですけれども、もう少し現実的な設定がいいのではないですか。それをやったら駄目なのですか。
- ○桃原朗 委員長 I T推進課長。
- ○1 **T推進課長** 国に報告する前に県に報告して、県で集約してまとめて、沖縄県としての報告をやっているみたいなのですけれども、今、桃原委員がおっしゃるように、今31%ですので、来年のうち100%、1年で70%というのは、数字的にはっきり言って書けない数字だと思うのですけれども、最初からこんなことでき

ませんという報告はやってはいけないことになっていますので……

- ○**桃原功 委員** やってはいけないことではなくて、段階的な目標設定というのが現実的ではないですかということを言っているのです。それはできないのですか。
- ○**桃原朗 委員長** I T推進課長。
- I T推進課長 2022年度から逆算した数字を入れなさいという形になっているものですから。
- ○桃原功 委員 2022年度が最終目標の設定……
- ○1 T推進課長 次年度までにほぼ100%という形ですので、今31%ですので、残りの時点で70%、本当に上げるのかという話ですので、普通常識的に考えて、物すごくハードルは高い数字なのですけれども、国が示している目標の数字が、次年度の終わる頃までには、ほぼ100%、ほとんどの国民の方に行き渡らせるという言い方をしているものですから、ほぼ100%だと思うのですけれども、国も平均で4割、40%ぐらいの数字なのです。ですから、国の数値目標からいくと、あと1年で半分以上、60%上げるという形ですので、相当大変な数字だろうなと思っております。

では、何か月後には何%という細かい数値目標ができるわけではありませんので、委員おっしゃるとおり 25% ずつ上げていくという形の、本来はそういう形のほうがいいのだろうなと思っていますけれども、そう いう目標設定がないのです。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 段階的な目標設定でいいのではないのかなと思いますけれども、これは市民の保有率ですよ ね。職員の保有率は何%なのですか。
- ○桃原朗 委員長 I T推進課長。
- I **T推進課長** 職員も3月のデータで、ちょっと確実な数字は覚えていませんけれども、同じぐらい、3 割程度だと思います。これは宜野湾市民ではなくて職員、会計年度任用職員も含めてです。ですので、自治体ごとに、また違いますけれども、職員の宜野湾市民という言い方ではなくて全体です。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** だから想定しているより低いですよね。職員から率先していく姿勢が、この数字では感じられていないので。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。頂いた自治体DX推進計画概要、資料1からお伺いします。最後のページ、本市の取組における現状で幾つか教えてください。

セキュリティ対策の設定という項目が挙げられていますが……

- ○総務部次長 何でも質疑になってしまっているようではないですか、ちょっと整理されたほうが。
- ○宮城政司 委員 ではいいです。
- ○桃原朗 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 進めていいですか。

(「はい」という者あり)

○桃原朗 委員長 では次、3番目の新すこやか保育補助事業についてを議題にいたします。45ページ、資料

番号2番でございます。

これについての質疑を許します。岸本一德委員。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 私が資料要求をいたしました。資料、ありがとうございます。

この新すこやかだとは思うのですけれども、要するに以前の、いわゆる保育料の無償化、幼児教育の無償化とかになる以前の姿というのは、認可外に関しては、要するにいわゆる宜野湾市立保育園とか、それからまた認可保育園とか、入れなかった方々が行くわけですけれども、必ずしも待機児童とはならないけれども、しかしそこは市民である子供たちを預かっていただいているわけだから、そこは同じ市民として、格差が、物すごい格差があってはいけないと。そこはやはりちゃんと解消していくための県の手立てだと、対策だというふうに認識をしておりますし、沖縄県は昭和47年に日本国憲法の下で行政運営が行われてきていますので、それ以前から保育園とか、それから子供を預けてお仕事をするとかというふうな形態が他府県とはやはり違っていましたので、沖縄県の中では認可外保育園が本当に子供たちを預かって、そして親がちゃんと仕事をするという、そういう仕組みが出来上がっていたのだろうなというふうに思うわけです。

ですから、特殊事情が沖縄県にはあったと。これがなかなか認可園に持っていく、そういう作業なり、対策なりが、他府県よりずっと遅れてきたのが沖縄の実情であるというところから、これは新すこやかというのは、認可外保育所の助成事業というのは、恐らく沖縄県だけではないのかなというふうに思うのです。ほかは、そういう無認可というか、潜りの保育園みたいな、そういうイメージしかないのですけれども、沖縄県は、それが歴史的に担ってきたのだということで、理解をしているのですけれども、そういう意味で、この新すこやかの、県の助成事業というのは、僕はとても大事な事業だというふうに思っておりまして、ここは私たちの市のホームページの中にも県の補助、それからまた市の助成額みたいなもので、たしかあったような気がします。それで、私のイメージの中では半分半分、県の助成額と同等の金額が、市としても助成をしているという、そういう認識でいたのですけれども、今回頂いた資料では、全然全く違うのです。

あと、過去の、この新すこやかのメニューの中には、教材費とか、ここにないような、そういう資料にないような部分が、たしかあったような気がします。それで、別表で区別しているのかというのも含めて、そこら辺、なぜどう変わったのかなというふうなことで、ちょっと私の中で混乱をしておりますので、その辺を含めて御説明をいただければというふうに思います。

- ○桃原朗 委員長 こども企画課長。
- ○**こども企画課長** まず、お答えする前に、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料番号2番です。新すこやか保育補助事業の資料の中段に表があるのですけれども、表の5です。職員健康診断費という項目になります。こちら補助率、一番右側のほう、県と市、10分の9と10分の1ということで表示しておりますけれども、こちら誤りで、県が3分の2、市が3分の1となっております。予算の中で、この新すこやか保育補助事業の中に、今の健康診断費は入っているのですけれども、これは県の補助事業として、新すこやかではなくて、保育対策総合支援事業というものの補助を使って施設に補助をしている項目になっておりますので、こちらの訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

先ほど委員から御質疑がありました、すこやか保育事業の中に、前は教材費とか、行事費、運営費ですね、 入っていたというお話でしたけれども、以前のホームページに載っている、この資料を探したのですけれど も、担当にもちょっとなくて、御提示できなかったのですけれども、今現在無償化に伴って、この新すこや かのものから別の事業に移って、市の単独事業として認可外保育施設運営補助費補助金ということで、単費 で補助しておりますので、ちょっと事業が分かれたということになります。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 何で県が、それをやらなくなったかというのは、保育の無償化によって、そういうふうになったのだという認識でよろしいのですか。
- ○桃原朗 委員長 こども企画課長。
- ○こども企画課長 はっきり理由は、ちょっと分からないのですが、そうだと思われます。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 以前にあった、この教材費とかなんとかというのとは、ちょっと内容が、金額も違うのかなと。市の単費でやっているという部分は。イエスかノーで。
- ○桃原朗 委員長 こども企画課長。
- ○こども企画課長 すみません。以前のものが、ちょっと単価とか、ちょっとはっきり分からないので、申し上げられないのですけれども、現在運営費が1人当たり6,000円、上限ですけれども、教材費も6,000円です。行事費は1人当たり2,000円が上限としております。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 さっき前段で、私、認可外保育所の、いわば沖縄県では、やはり位置づけというのですか、 我々の待機児童を預かってくれるところという認識からすれば、当然貢献をしているというところのわけで すね。そこも3歳から、5歳か、はもう無償化をしておりますので、やはり中身、保育の質を高めていただ くような、そういうやはり指導も、それからまた助成もやっていかなくてはけない。市民である子供たちを 預かっていただいているという観点からすると、ここも計画の中にも、そこは例外的にでもいいですけれど も、しっかりそこは市民の子供を預かっているのだという認識でやるべきだというふうに思っているのです けれども、それはもう方針として変わらないですよね。大丈夫ですよね。
- ○桃原朗 委員長 こども企画課長。
- ○こども企画課長 おっしゃるとおり、市民の、大切なお子さんを預かっていただいている運営の手助けになるように、私どももできる限り続けていきたいなと。県の補助も使っているので、県にも要望して、継続していくべきではないかと思います。

先ほどの質の向上も行っていただかなくてはいけなくて、無償化対象施設も期間限定で基準を満たしていなくても5年間という猶予を設けて、無償化の対象施設等にやっているのですけれども、それを市としても指導しながら、監査しながら行っていかないといけないなとは考えております。指導監督のほうも、県とも調整しながらやっていきたいと思っております。

- ○岸本一徳 委員 以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 次、4番目、教育環境整備事業、66ページ、資料番号6番でございます。 これに対する質疑を許します。宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。頂いた資料から質疑させていただきます。 購入予定台数325台ということなのですが、これは1台当たりの価格、予定価格を質疑します。
- ○**桃原朗 委員長** GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 今1台当たり税込みで約1万円と想定しております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。こちらは25台掛ける13校という見込み、内訳があるのですけれど も、予算が決まっていて、それを配分した形なのか。もしくは学校にヒアリングしていった結果、これぐら いあればいいというふうになって、それでこの数字を出して国に要望したのか、どちらですか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 まず、こちら9月のオンライン授業の準備の際、学校からは家庭のインターネット環境調査などを行いました。これでインターネット環境がない、またはインターネット環境が定額制ではないと答えた数字や、そのときに休んでいる児童生徒が多くて、回収ができなかった数もございます。これらの数を推計すると、児童生徒の約8%あたりが、その数になるかなと考えています。

その中で市内小中学校が一斉に、全ての小中学校が休校になることは、今後あまりないだろうと。学年、または学級単位、そしてあと兄弟姉妹などの重複回答、1人1枚での回答をお願いしますと。そういうものから総合的に勘案して約325台としたところでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 では、ヒアリングした結果を積み上げて、この金額になったという理解で合っていますか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○**GIGAスクール担当主幹** まずは、これらの数値を基にモバイルルーターの貸出しにおいては、過不足なくスタートできる数として、この数を設定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ありがとうございます。モバイルルーターの機器ということなのですけれども、通信費というのは別に発生するかなと。ただ、もしかしたら通信費も込みかもしれないのですけれども、そこは別ですか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○**GIGAスクール担当主幹** 今回計上している予算につきましては、モバイルルーターの備品購入費のみとなっております。通信費につきましては、今様々な検討を進めているところではございますが、まず家庭で直接契約していただくことを想定しております。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** モバイルルーターの機器自体は貸し出すけれども、その通信費は各利用する家庭で負担していただくやり方を考えているという意味ですか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 そのとおりでございます。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 恐らく今実際、このモバイルルーターを自宅でリモートでの授業というのは、まだされていないのかなと思っているのですけれども、実際されていますか。もしくは、こういったモバイルルーターを活用してもらうのはいつ頃の予定なのか、まだ未定なのか、その辺りを伺いたい。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 本事業につきましては、9月の段階で各学校が試験的に行った実績がございます。ただ、ちょうど先週、宜野湾小学校のほうで陽性者が出まして、4年生のクラスがオンライン授業を進めているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** ということは、モバイルルーターを利用するケースが、もう出てきているということですか。
- ○桃原朗 委員長 GIGAスクール担当主幹。
- ○GIGAスクール担当主幹 9月以降、感染者が大分減りまして、その後は利用する場面はなかったのですけれども、今回たまたま1週間程度、そういう場面が出てきました。今後についても、また出てくる場面が想定されるので、今回予算に計上して準備を進めようということに至った経緯です。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほどおっしゃった通信費は、各家庭でということだったのですけれども、やはりモバイルルーターを借りたいという家庭は、通信費の負担自体は難しい場合が多いのではないかなというのがあるので、今回の予算にはならないかもしれないのですが、ぜひその辺りも市のほうから支援できるようなやり方とかも検討、探していただいて、より子供たちみんながいい環境で、こういったリモート授業ができるように支援をよろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 なければ進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

- ○**桃原朗 委員長** 続きまして、5番目、新型コロナウイルスワクチン接種事業、50ページの資料12番でございます。岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 健康推進部の次長が戻ってきましたので、資料を頂きました。ありがとうございます。たくさん要求をしました。

この50ページ4款1項2目、06のワクチン接種事業なのですけれども、委託費が1億8,582万7,000円ということで、これは3回目の接種に向けての予算計上措置だというふうに認識をしております。それでよろしいのでしょうか。

- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。今回補正措置で上げました4款1項2目、 委託料の1億8,582万7,000円に関しましては3回目接種で、3月末までに接種予定した金額を計上してございます。

# ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。この3回目接種に当たって、やはり1回目、2回目、取り組んできた、大変な中で苦労も課題も、様々困難なハードルを乗り越えて、無事2回目を終えたということで、その点については、担当部署、それからまた担当責任者に対して心から敬意を表したいと思いますけれども、ぜひ1回目、2回目の実績、教訓を生かして、3回目は混乱がないように、そしてまた安全を確保できる、そういう運営をしていただきたいなということをお願いしたいと思っております。

それで、1回目、2回目の、さらっと資料要求をしました。1回目、2回目、2回目が大事だというふうに思うのですけれども、私たちは、宜野湾市は86.3%、たしか国の世界との比較とかということで、我々の選挙戦の真っ最中、終盤戦の頃にも接種率は先進国で2位になりましたとかという、そういう情報も入ってきました。

11月18日の、これは厚労省のネットで調べたものなのですけれども、第2回の接種完了者ということで、 人口当たりの接種率ってあるのですけれども、75.7%、これは11月18日の時点なのですけれども、それを宜 野湾市は超えているということは、県内でも、水準は平均っていいますか、上位の部分なのかどうなのかと いうのはどうなのですか。

## ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。私の手元のほうには、国の全国ワクチン接種状況として、13日現在の接種率がございますが、1回目が79%、2回目が77.4%ということで、こちら全人口に対する接種者の接種率でございます。それに関しまして、うちの宜野湾市の接触状況が、県のほうは2種類公表してございまして、分母で全年代、国のほうと比較すると、これは全年代が該当するかと思いますが、1回目から64%、2回目が62%というふうな形になってございます。

## ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○**岸本一德 委員** では、国の平均よりも下回っているということになりますね。もう少し頑張らないといけない、そういうふうに思います。

それから、12歳以上のワクチン接種率、それから65歳以上、それぞれの資料で頂きました。それから、実は、1回目、2回目を接種して、そしてやはり100%万全ではないけれども、重症化しないとか、感染の抑制策になるというふうな1回目、2回目接種に関して、日本は、そういうことで効果を出していると思うのですけれども、世界では、また引き続き拡大をしているということからすれば、この3回目、国がやろうとしていることは大事なことではないかなというふうに思っております。

ブレークスルー、1回目、2回目、受けたけれども、その後陽性というのですか、なっている人の把握と かというのは、これは県が行っている事業なのですか。

## ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。陽性者情報に関しましては、県のほうから 日々宜野湾市の状況の報告はございますが、その部分に関しまして、ブレークスルー感染なのかどうかとい うところの詳細な情報は、宜野湾市のほうに提供されてはございません。

## ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。 県が、そこまで宜野湾市のことを調べてくれることはないと思っておりま

すので、回答は得られないのではないかなというふうに思っております。

それから、当初から副反応ということで、健康被害救済制度を活用したケースはあるのですかというようなこと、前回の9月の一般質問の中でも触れようと思ったのですけれども、ほとんどないというふうなことで、質問をしなかったのですけれども、これについては、今2回目において、どんなふうになっているのでしょうか

- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。まず、ワクチン接種においては、副反応というのは必然的に出てくるということで、接種した場所の部位が赤くなったり、発熱をしたり、そういったところがあるというところは、新聞報道等で我々のほうも確認をしてございます。ですが、この部分に関して実績等は把握してございません。今現時点で、そういった副反応等を含めまして、体調不良、あるいは入院したとか、そういったところの御相談に関しては7件、宜野湾市においてはいただいてございます。そのうち1件に関しましては入院等をして、その医療費に関して今現時点で国のほうに健康被害の助成を進達しているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** 宜野湾市で、今1件という、そういう答弁がありましたけれども、県内では結構あれですか、やはり例外的には、そういう件数というのは、県内合わせたら相当な数になりますか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。副反応の状況の部分に関しましては、他市町村の部分、あるいは県の取りまとめというところが、うちのほうで今現時点で把握してございません。ただ、近隣市の事務研とかで、そういったところでは意見交換等はしながら、どういった状況かというのは話してはいるのですが、県内の中でどの程度出ているかというのは、今現時点で把握してはございません。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 妊婦さんと受験生のことはスルーしますけれども、特に優先接種、学校の先生方、子供と毎日応対するわけですから、それから保育士の方々、それから保育施設、学童クラブ等あるのですけれども、これについて必ずしも市民ではないと、他市から来ている先生方もいらっしゃるし、保育士もいらっしゃるし、様々だというふうに思っているのですけれども、私たちの宜野湾市の市民の子供たちを、児童生徒や子供たちを預かってくれるところでありますので、そういう面ではパーセンテージ、ちょっとはっきりは分からないのですけれども、そこら辺はあれですか、皆さんも気にはかけていらっしゃいますか。これは何とか推進をしないといけないという立場なのか、それともこれは強制的には推奨することはできないわけだから、このままでいいのではないかという御見解なのか、そこら辺はどうなのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。提供した資料の(2)、優先接種の取組において広域ワクチン接種センターと宜野湾市関係者実績というところで、保育士等、教員等、社会福祉協議会、市職員として実績はございますが、当然委員御指摘のとおり、その働いている場所、あるいは学校、保育所等、そういったところでクラスターを出さないためにも、やはり市民だけではなくて、従事者の接種等もございますが、いろいろな条件等をクリアする中で、可能な範囲でクラスター等を生まないような形、感

染を抑制できる形で接種のほうは推奨してございます。

- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 最後にいたしますけれども、資料も頂いていますから、皆さんの結論は、認識をして分かっておりますが、この未接種の方々への勧奨、それからお一人で接種できる、受けることができない人とか、認知症の方とか、それからまた重度の障害を持っている方とか、家族の人に支えられなければ接種ができないような、そういう方々もいらっしゃるかというふうに思うのですけれども、そういう方々が多いのか、どうなのかというのも、実態はちょっと私のほうで分かりませんけれども、拒否をしている、受けないという方も中にはいらっしゃるというふうに思いますけれども、やはり社会活動、経済活動の復活、取り戻すためには、やはりお互いに歩み寄って、努力をしていかなくてはいけないのではないかなというふうに思いますけれども、その勧奨の仕方というのですか、そこの部分が一番大事ではないかなというふうに思っております。

なぜ3回目もやらないといけないのか。1回目、2回目、やっていらっしゃらない方々はどうやって勧奨していくかというふうなことが、私はまた今後のポイントになるのかなというふうに思っているのですけれども、それについて最後にお伺いをして終わりたいと思います。

- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 岸本一徳委員の御質疑にお答えいたします。未接種者への対応というところで、今の御質疑かと存じますが、これまでプロジェクトチームにおいては、集団接種の会場、個別接種の会場等においても広く呼びかけをし、ホームページ、SNS等、県内両紙の報道等で周知等をお願い等もしましたし、また市内自治会、あるいは老人福祉センター、社会福祉協議会等を通じて、様々なところで周知広報等をしてございます。

また、接種機会の確保として、予約なし接種を実施したり、そういったところでも未接種者への対応を可能な範囲努めてきたというふうに自負してございます。あとはまた、コロナ感染者の状況というのは日々メディアとか、あるいは新聞報道等でされているので、当然それなりの関心を持ちの方に関しては接種のほうに結びついているかと思います。

それで、今回この資料の5のほうに記載しているとおり、今現時点でも、なお接種のほうを忘れていらっしゃる方がいれば、その接種の勧奨はがきを今年末に対象者約2万1,000名の方に送付等をして接種の促しをしていきたいというふうに考えてございます。

ただ、やはり報道等でもありますように、接種することによって様々な健康被害とか、副反応等をお持ちの方、あるいはアレルギー体質の方もいらっしゃるので、そういった健康状況を踏まえて、接種しない方も数値としてはあるかというふうに理解してございますので、可能な範囲周知をし、また体制等の中で集団接種、あるいは個別接種で、未接種者で希望する方に関しては対応してまいりたいというふうに考えてございます。

- ○岸本一徳 委員 ありがとうございました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○桃原朗 委員長 6番目の予防接種事業(成人男性風しん抗体検査予防接種事業)、補正予算書49ページ、

資料番号16番でございます。

これに対する質疑を許します。宮城政司委員。

- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。資料、ありがとうございます。令和3年度までの3年間の時限措置ということですが、実際頂いた資料から見ると、抗体検査を受けられた方の数字が10%台、延長の予定等はありますか。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。国のほうとしましては、令和3年度までの時限措置ということで、今当初の予算措置としてはされていたのですが、やはり目標までには届いていないというところもありまして、国のほうの方針としましては、令和4年度も引き続き、国の補助の下、実施をするように指示があるところですので、令和4年度の当初予算の要求についても今上げているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 国のほうで、そういった対応をするということは、宜野湾市以外の他市町村でも、あまり 受診率といいますか、接種率は低い傾向がありますか、分かる範囲で。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康増進課長 すみません。他市町村の状況につきましては、まだ把握していない状況でございますが、 宜野湾市のほうが、やはり補正予算でも今減額しておりますので、当初見込んでいた予定者数よりは低い状 況にあるということと、国のほうとしても、今時限措置を延長しての方針を立てていますので、今ちょっと 手持ちで、全国的に国が立てている目標人数というのが、パーセンテージ等ありますが、申し訳ありません。 ちょっと手持ち資料がなくて、すぐにはお答えできないのですが、そういったところで、国のほうとしても、 目標数値に届いていない状況があるということで、把握しているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。皆さんも御承知のとおり、コロナ感染のほうが令和2年度から広がってきているというところがありまして、例えば私のほうも全て把握しているわけではないのですけれども、例えばがん検診とか、そういった予防接種事業に関しましても医療機関のほうが、やはりコロナ対応等、あるいは感染予防の目的で受診の制限等が令和2年度、3年度、実施されてきている状況もございますので、やはりそういった検診事業であったりとか、あるいはこの予防接種事業も本人が行かないケースもあるかと思いますが、病院のほうが対応できないケースも出てきているかと思いますので、接種率に関しては、そういった背景等もありまして、接種率がなかなか上がらなかったという実情はあるかというふうに理解してございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 分かりました。こちらで今回減額されているのですけれども、こちらの費用に関しては、 市民への発信の事業の費用も含まれるのですか。それともあくまでこの病院で新たに接種する業務といいま すか、だけの費用ですか。
- ○桃原朗 委員長 健康増進課長。
- ○健康推進課長 基本的に発信の方法としましては、もちろん対象者の、対象年齢の方々への個別の通知、

それとあと費用的な予算措置としましては、来月です。予定しているのは1月に、まだ抗体検査が未受診者の方々に対しての通知書の発送、はがきの発送での勧奨を予算としては、通知の予算を立てているところで、 発送の予定であります。

また、それ以外につきましては、予算に関わらない部分ではあるのですが、ホームページでの成人風疹の 抗体検査、予防接種をお知らせというところです。市民向けにはホームページでの発信と、もう一つは、保 健相談センターのほうで、親子手帳の届出の際、交付の際に、男性の皆様へということで、妊婦の旦那さん がきっかけで妊婦さんが風疹に感染すると、赤ちゃんが障害を持って産まれる可能性がありますということ で、厚生労働省からの勧奨についてのチラシ等をお配りして、市民の皆様には周知をしているところでござ います。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** こちらで持っている費用とは別で予算を立てて、そういった発信の活動をされているという答えで合っていますか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進課長。
- ○健康推進課長 親子手帳届出の交付時とか、ホームページでの発信の部分については、特に予算計上しているところではございません。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 分かりました。今年度まで、この事業ということになっていますが、実際に受けられるのは、例えば4月1日から受けられませんとなるのか、その細かな部分、ちょっと伺いたいと思います。3月31日まで接種が可能なのか。もしかしたら、接種の検査をして、抗体のワクチンが必要だとなったら、それが3月31日に分かって、4月以降にワクチンを打たなくてはいけないとなると、それも無料で受けられるのか。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。資料に記しているとおり、基本的に国のほうは時限措置として令和3年度末までの予定だったのですが、先ほど健康増進課長からの答弁もありましたとおり、国のほうは、恐らく接種状況、接種率等が低いということで、令和4年度までは引き続きその予算措置をするということにになってございますので、今現時点では、令和3年度ではあるのですけれども、令和4年度の予算措置も調整しながら、令和4年度からも継続して実施できるような形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 分かりました。大切なワクチンだと思いますので、市民の皆様の健康を考えると、周知の部分をしっかりやっていただいて、より受診率が向上して、なるべく減額しないで、しっかり使えるように取り組んでいただくよう、よろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。委員からも御指摘があるとおり、感染症ですので、妊婦の方だけではなくて、やはりパートナーの方が接種することによって、お子様のほうに感染させないということが大事なことだと思います。委員の御指摘の部分に関しましては周知等をして、しっかりそこが取り組めるような形で、市としても取り組んでまいりたいと思います。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** 今パートナーの方とおっしゃったのですけれども、例えばこういう風疹とかというのは、同じ職場にいる方から感染することはないですか。そういった場合、いわゆるパートナーだけではなくて、 男性陣みんなに発信していってもいいのかなというふうに感じたのですけれども。
- ○桃原朗 委員長 健康推進部次長。
- ○健康推進部次長 宮城政司委員の御質疑にお答えいたします。委員御指摘のとおり感染症ですので、その 感染源というのは、家庭には限らないと思います。ただ、やはり感染する可能性というのは、やはりふだん 接する方が必然的に大きくなるかとは思います。

それで、こちらのほうの資料等にもございますとおり、接種機会がなかった方に関して、今回接種の機会の提供かと思いますので、そういった方々が、できる限り多く接種できるような形で、パートナーも含みまして、広くその対象者の方に周知できるような形で進めてまいりたいと思います。

- ○宮城政司 委員 よろしくお願いします。以上です。
- ○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第72号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時18分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時28分)

#### 【議題】

#### 議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○**桃原朗 委員長** 次に、議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

お諮りいたします。議案第96号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「説明していただきたいのですが」という者あり)

○**桃原朗 委員長** ただいま平良眞一委員より申出がございましたので、補足説明等ございましたら御説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

- ○桃原朗 委員長 質疑のある方は挙手の上、許します。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 議案書の91ページ、組合に会計管理者を置くとあるのですけれども、新旧対照表で見ると、現行の第9条の4項に、組合に会計管理者を置くとあるのですけれども、9条の2に移っている。今言った

条ずれということですか。特に会計管理者について、第9条の第4項から第9条の2に移っていますが、職員のうちから組合長が命ずるとありますが、違いはそれだけですか。

- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 こちらにつきましては、第9条の第4項のほうで会計管理者を置くという、これまで整理をさせていただいていたところを、今回改めて会計管理者として、第9条の2として明確に事務組合として示したいというところがございまして、今回提案させていただいているところでございます。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 組合長が命ずるというところが追記されたということでいいですか。
- ○人事課長 そうです。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** これって今回の変更内容について、特に宜野湾市に影響があるというのは、どこかあるのでしょうか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 事務的な影響というものは、正直申し上げて何もございません。影響はございません。
- ○桃原功 委員 では、いいのではないの。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○**岸本一徳 委員** すみません。これは説明のとき眠っていたのか分かりませんけれども、まず91ページの別表第1中、沖縄県町村交通災害共済組合を削る。別表第2のほうでも同様に削るとなっているのですけれども、そこは共済組合があれなのですか、サンセット、終了した、別にどこかの規約とかというのは、また別に定めているのか、そこら辺がよく分からない。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 今回の改正につきましては、町村総合事務組合の中に、これまで町村交通災害共済組合が別の 組織として存在していたわけですけれども、これまでは。ただ、正直、こちらの町村交通災害共済組合の会 員は63団体ではなくて、かなり少ない構成団体となっていまして、事務費が捻出できないような状況もござ いまして、結果、町村事務組合の方が併任みたいな形になっていたところがありまして、事務が煩雑な状況 に彼らの中でなっていたようでございまして、今回いっそのこと統合してしまって、事務費の部分も含めて 明確に対応できるような体制を構築したいという彼らの考えもありまして、今回整理をさせていただいてい るというふうに伺っております。
- ○桃原朗 委員長 岸本一德委員。
- ○岸本一徳 委員 削るというのは、その組合そのものがなくなったという認識でよろしいのですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 町村事務組合の中に交通災害共済の事務全般を全部継承する、だから事務自体がなくなるわけでは、交通災害共済組合自体がなくなるということではなくて、そういう事務がなくなるということではございません。あくまでそういった、交通災害共済組合の組織体自体は継承されて、事務組合の中に包含されるということでございます。
- ○岸本一徳 委員 以上です。

- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** よろしくお願いします。すみません。説明されたかもしれないのですけれども、この今回 の会計管理者を置くという文言を、今まで第9条第4項だったのを第9条の2にあげているとあるのですが、 そういうふうに分けた理由というのは。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 正直申し上げて、この沖縄県町村交通災害共済組合に今まで管理者的な位置づけが、結局職員 体制のこともありまして、文言はあるのですけれども、実際配置がされて、彼らの中でなかったらしいです。 今回改めて明確に改正後の、この資料の改正後のほうを御覧いただきたい。第9条の2ですね、会計管理者 ということで、組合に会計管理者を置く、また会計管理者は職員のうちから組合長が命ずる、この文言を多分明確にしたかったのかなとは思います。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** これまでは、そうすると、この規約がちゃんと守られていなかったのかなという懸念と、本当に会計がちゃんとされていたのかなという疑問があるのですけれども、その辺り、これまでに会計に問題があったのかということは分かりますか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 すみません。こちらでは事務は行っていませんので、確認は取れません。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○**宮城政司 委員** これは、ちょっと重複になるのですけれども、今回この変更で、宜野湾市で何か影響があるということはないですか。
- ○桃原朗 委員長 人事課長。
- ○人事課長 特段影響が出るものはございません。
- ○桃原朗 委員長 宮城政司委員。
- ○宮城政司 委員 分かりました。以上です。
- ○桃原朗 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**桃原朗 委員長** 審査中の議案第96号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。 (午前11時40分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

## 【議題】

議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第8号)

○桃原朗 委員長 次に、継続審査となっております議案第72号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第

8号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第72号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第9号)

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第100号 令和3年度宜野湾市一般会計補正予算(第 9 号) を議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第100号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 【議題】

議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第80号 宜野湾市職員の給与に関する条例及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第80号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 【議題】

# 議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第82号 宜野湾市使用料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第82号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

# 議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第89号 宜野湾市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第89号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 【議題】

## 議案第90号 宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第90号 宜野湾市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第90号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 【議題】

## 議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第96号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第96号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。 (午前11時55分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時56分)

## 【議題】

## 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時56分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前11時56分)
- ○**桃原朗 委員長** ただいま議案第81号に対して桃原功委員から修正案が提出されました。よって、これを議題とし、修正案に対する提出者の説明を求めます。桃原功委員。
- ○**桃原功 委員** 皆様のほうにも修正案の要旨が届いていると思いますので、読み上げて提起していきたいと 思います。

修正案の提出について、下記の議案に対する修正案を別紙のとおり会議規則第99条の規定どおり提出します。議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例でございます。

修正内容は、議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。(14) として、女性行政に関することを加えていただきたいという修正案の内容です。

修正案提出の提案理由ですけれども、委員会等で、この議案に対する質疑が行われました。私が問うたの

は、この現行では女性行政に関することと記述があるが、改正案では女性行政という記述が消えていること に対して当局の説明は、新旧対照表をちょっと見てほしいのですけれども、新旧対照表の第2条の第3項の (10) の男女共同参画に関することに包含されているという答弁でした。

これだけでは女性行政に関することが包含されているということだけでは、女性行政に関すること自体が 後退しているのではないかというふうに映ってしまっています。そういった意味で削除ではなくて、女性行 政に関することも修正案には残して提起すべきではないのかなということで、この女性行政に関することを 追加する提案をいたします。

提案理由は以上でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

- ○桃原朗 委員長 質疑がございましたら。平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 桃原委員に確認させていただきたいのですけれども、10番は省かず14番として女性行政 に関することを付け加えるということでありますが、桃原委員が考える女性行政に関することとは、どのようなことだとお考えですか。
- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 多くの女性行政に対する事案があると思うのですけれども、全て調べてはいませんけれども、女性の地位向上に関する、あるいはドメスティックバイオレンスの問題に対してもいろいろあると思います。 私が言いたいのは、昨今の行政の中で、国内外、あるいは県内の自治体、民間団体も女性行政に関すること というのは非常に大きなテーマだと。それを文字自体が消えていくということ自体が後退につながるのでは ないのかなという懸念があるのです。であれば、消す必要はなくて、男女共同参画社会に関すること、そして女性行政に関すること、そのまま併記して私はやったほうが宜野湾市の女性行政に関する姿勢が市民に十分伝わっていくのではないのかなということです。
- ○桃原朗 委員長 平安座武志委員。
- ○平安座武志 委員 今話を聞くと、女性行政に関すること、今おっしゃっていただきましたけれども、我々は去年の12月ですか、男女共同参画推進条例を可決いたしまして、今年の4月から男女共同参画推進条例が施行されていると思います。今、桃原委員が言った女性の様々な問題、この男女共同参画推進条例の中に全て含まれている内容なのですよ。

ですから、ある意味、この男女共同参画推進条例が制定されて施行されたということで、担当部署のほうも、その名前を私は使ったというふうに部署のほうからの説明もあったと思うのですけれども、2個残すと、同じ内容のことが、結局2個残るということになるので、女性に関することでやっても、別にこっちでもいいとは思うのですけれども、であれば10番を省くべきだと。男女共同参画推進条例自体に女性の社会進出推進、さっき言ったドメスティックバイオレンスも今回の条例が制定されて施行された条例案の中に全て入っていますので、同じ内容が2個並ぶのは、ちょっといかがなものかなと思っておりますけれども。

- ○桃原朗 委員長 桃原功委員。
- ○桃原功 委員 今のは質疑ですか。
- ○平安座武志 委員 自分は、そういう考えです。
- ○桃原功 委員 平安座委員の意見は意見として尊重はいたします。
- ○平安座武志 委員 かぶるということ、内容が。

- ○桃原功 委員 ただ、男女共同参画というものと、女性行政というものは、今、全て一緒というような御意 見だったと思いますが、私は全てが同類だとは、まだ勉強不足かもしれませんが、全てが同類だという認識 ではなくて、女性行政に特化した事案もあるかと思いますので、あえて消す必要はないのかなと、そのまま 残すと、消すこと自体が私は後退につながっているのではないのかなということを感じたので、修正案として提出しています。
- ○平安座武志 委員 質疑はいいです。多分内容が男女共同参画推進条例を理解すれば、この女性行政に対することは全部含まれているはずですので、私はかぶるのであれば、どっちか省くべきではないかという思いでやっただけですから、女性行政ではどういうものなのかという桃原委員の認識をちょっと確認したかったのですけれども、いいです。以上です。
- ○桃原朗 委員長 知名康司委員。
- ○知名康司 委員 修正案ですけれども、会派に持ち帰りして、それから我々は検討したい。
- ○桃原朗 委員長 ただいま会派持ち帰りをしたいという申出がございましたが、よろしいですか。 (「はい」という者あり)
- ○桃原朗 委員長 では、休憩して、午後……。平良眞一委員。
- ○平良眞一 委員 これは今日採決しないと駄目ですか。本議会中まででいいのではないですか。
- ○桃原朗 委員長 では、継続審査で。
- ○平良眞一 委員 次の定例会までどうのこうのではなくて、本定例会でいいと思いますけれども。ちょっと会派調整もあるから。
- ○桃原朗 委員長 知念秀明委員。
- ○知念秀明 委員 福祉教育常任委員会が延長している案件があると思うのですけれども、それの期限が21日 だったと思うのですよ。同じように21日……
- ○桃原功 委員 20日です。20日と聞いている、月曜日。
- ○知名康司 委員 では、20日でいいのではないですか。

(何事かいう者あり)

- ○知名康司 委員 お願いします。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後0時08分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午前0時24分)
- ○**桃原朗 委員長** 議案第81号及びその修正案については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

## 【議題】

陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について

陳情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情

- 陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要請
- 陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について
- 陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情
- 陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を求める陳情
- 陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- 請願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願

○桃原朗 委員長 次に、陳情第30号 東アジア沖縄国際交流大学サッカー大会開催継続の支援について、陳 情第34号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情、陳情第35号 普天間基地の騒音消失の要 請、陳情第40号 中華民国(台湾)の世界保健機関(WHO)等の国際組織への参加について、陳情第44号 宜野湾市男女共同参画推進条例についての陳情、陳情第47号 日本政府に対して、「日米地位協定の抜本的 改定を求める意見書」を求める陳情、陳情第53号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、請 願第12号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」 の即時廃止と臨時的対応を求める請願、以上8件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本8件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要 がありますので、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

### 【議題】

# 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 次に、継続審査となっております議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例 についてを再び議題といたします。

審査期限の延期についてお諮りいたします。本件については12月14日までに審査を終えるよう期限が付されておりますが、本件については、なお慎重に審査する必要から、12月21日まで審査期限を延長するよう議長に要求したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。大変御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後0時27分)

# 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年12月20日(月) 4日目

午後4時10分 開議

午前4時15分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員(10名)

委員長		桃	原		朗
委	員	平	良	眞	_
委	員	石	Ш		慶
委	員	桃	原		功
委	員	岸	本	_	德

副委員長		知	念	秀	明	
委	員	知	名	康	司	
委	員	平	安图	至 武	志	
委	員	宮	城	政	司	
委	員	上	里	広	幸	

- ○説明員(0名)
- ○議会事務局職員出席者 大城 拓也
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

# 第441回宜野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和3年12月20日(月)第4日目

○**桃原朗 委員長** こんにちは。ただいまから総務常任委員会の第4日目の会議を開きます。 これより議事に入ります。

(開議時刻 午後4時10分)

#### 【議題】

## 議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例について

○**桃原朗 委員長** 継続審査となっております議案第81号 宜野湾市部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第81号につきましては、先日の委員会で桃原功委員より修正案が提出されておりましたが、その後提出者より修正案の撤回要請がございました。

これを受けまして、会議規則第98条の規定により、桃原功委員提出の議案第81号に対する修正案の撤回を 了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、議案第81号に対する修正案は撤回されることに決定いたしました。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時13分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。 (午後4時14分)
- ○**桃原朗 委員長** 本件に対する質疑を終結し、答弁を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」という者あり)
- ○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。 これより議案第81号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」という者あり)
- ○**桃原朗 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。 これにて本委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後4時15分)